本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度を確認ください。

SOHO支援館

年金おまかせハンドブック

年金アドバイザー
酒井 和美

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

はじめに

近年、SOHOという事業スタイルの登場により、独立・開業のかたちや仕事のやり方が大きく変化しています。SOHOはスモールオフィス・ホームオフィスの略語で、その定義は様々ですが、一般には「情報通信ネットワークを活用して、自宅や小規模な事務所で事業を行う事業形態」と定義されるようです。確かに、ここ数年のSOHOの広がりは、インターネットの普及を抜きに語ることができませんが、私はSOHOをIT（情報通信技術）を使った仕事に限定せず、もう少し大きく捉えていいのではないかと考えています。

ホームページの制作やネットショップは言うにおよばず、翻訳業、ライターなど、机ひとつで商売ができる方や、設計、コンサルタントなど、事務所を構えている方もSOHOと呼んで差し支えないと思います。

このように、職業のスタイルが変わってきていることによって、人生の節目節目（ライフサイクル）も当然変わってきています。 例えば、SOHOには、卒業＝就職という典型的な図式が当てはまりません。また、出産や育児で仕事を断念する必要もありません。なにより、まだまだ働けるというのに、肩たたきや定年退職により現役をリタイアするなどということがありません。

そこで、本書ではいままでの年金の解説本のように、従来型のライフサイクル（就職→定年退職→年金受給）に沿った書き方をしていません。そのかわり、ケースごとにQ&A形式で解説し、年金について手続きを行うとき、また様々な疑問にぶつかったときに、その都度ページをめくることで、「自分で」解決できるようなつくりとなっています。ですから、本書の隅から隅まで、すべてを読む必要はありません（読んでいただければうれしいですが）。

とは言っても、基本的な知識がないとQ&Aを読み解くのも難しいでしょうから、「年金の基本としくみ」で基本的な年金の仕組みを説明しました。できればこの部分だけは、一通り目を通して、基本的な知識を身につけておいていただきたいと思います。

さらに、SOHOの方に特に注意していただきたい点には、**チェックポイント**を設けています。この部分だけを拾い読みしていただいてもよいかと思います。

また、後編には「年金の基礎知識」がまとめてありますので、より詳しい内容を確認したい場合は、こちらを参照してください。「基礎知識」はQ&Aの左サイドに示してある ☞ から直接参照することも可能です。

本書が、すでにSOHOを始めている方や、これからSOHOを始めようとしている方に少しでもお役に立てば幸いです。

2002年春

社会保険労務士
酒井　和美

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

SOHO支援計画 1

年金おまかせハンドブック

転職・独立・開業―― 人生の節目で必ず役立つ！

はじめに

目次

●Q&A 早引きインデックス …… 8

●年金の基本としくみ

1 年金は一日にして成らず …… 20

2 公的年金のしくみ

年金の種類 …… 21

被保険者の種類 …… 22

給付の種類 …… 23

給付の調整 …… 24

保険料 …… 26

プラスアルファの年金 …… 27

3 平成14年4月からの改正点 …… 29

●年金Q&A

1 加入と種別変更

1-1 20歳になったとき …… 36

1-2 就職したとき …… 37

1-3 転職・退職したとき …… 39

1-4 結婚したとき …… 45

1-5 扶養親族について …… 49

2 第3号被保険者

2-1 第3号被保険者の収入 …… 52

3 保険料

3-1 保険料 …… 58

3-2 保険料の免除 …… 68

3-3 保険料の追納 …… 72

4 年金手帳

4-1 年金手帳 …… 78

5 海外と年金

5-1 海外と年金 …… 86

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

目次

6 老齢年金
- 6-1 加入期間 …… 96
- 6-2 裁定請求 …… 107
- 6-3 繰上げ …… 112
- 6-4 繰下げ …… 114
- 6-5 夫婦の年金 …… 119
- 6-6 仕事と年金 …… 122
- 6-7 年金額の計算 …… 125

7 障害年金
- 7-1 障害年金 …… 132

8 遺族年金
- 8-1 遺族年金 …… 140

9 国民年金基金
- 9-1 国民年金基金 …… 152

10 厚生年金基金
- 10-1 厚生年金基金 …… 156

11 確定拠出年金
- 11-1 確定拠出年金 …… 160

12 その他
- 12-1 その他 …… 164

●年金の基礎知識

1. 年金の種類 …… 168
2. 給付の種類 …… 168
3. 公的年金制度 …… 169
4. 保険者と被保険者 …… 170
5. 国民年金の保険料 …… 170
6. 厚生年金の保険料 …… 172
7. 老齢基礎年金 …… 173
8. 障害基礎年金 …… 177
9. 遺族基礎年金 …… 180
10. 第1号被保険者に独自の給付 …… 182
11. 2つの老齢厚生年金 …… 184
12. 60歳台前半の老齢厚生年金 …… 185
13. 老齢厚生年金 …… 190
14. 障害厚生年金 …… 194
15. 障害手当金 …… 195

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

16. 遺族厚生年金 …… 196
17. 脱退手当金 …… 199
18. 脱退一時金 …… 200
19. 確定拠出年金の概要 …… 200

●平成12年 年金制度改革 …… 208
●年金制度の国際比較 …… 212

付　録

【手続き関連早見表】

こんな時にこんな年金～「年金110番」 …… 218
老齢基礎年金　受給資格チェックチャート …… 219
申請・届出と添付書類一覧表
被保険者の手続き …… 220
裁定請求の手続き …… 221
各年金に共通する手続き …… 222
年金受給者の手続き …… 223

【年金各種データ早見表】

国民年金　年金額早見表 …… 227
厚生年金　計算用各種データ早見表 …… 227
厚生年金　支給率・給付乗率・加給年金等早見表 …… 228
厚生年金　標準報酬再評価（読替）率 …… 229
厚生年金　標準報酬額および保険料額早見表 …… 230
障害基礎年金　障害厚生年金　障害等級表
1級・2級・3級 障害等級表 …… 231
障害手当 障害等級表 …… 232

【連絡先一覧】

年金の相談・問い合わせ先 …… 233
地方社会保険事務局一覧（全国47ヶ所） …… 234
年金相談サービスセンター一覧（全国60ヶ所） …… 235
年金関連ホームページ …… 237

著者プロフィール　238

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

【コラム】

・基礎年金番号 …… 50
・年金手帳に歴史あり …… 84
・年金制度の国際化 …… 94
・老齢基礎年金の繰上げと繰下げ …… 118
・老齢厚生年金報酬比例部分の5%削減 …… 130
・労災保険と公的年金の調整 …… 138
・どうなってるの女性の老齢厚生年金 …… 150
・確定拠出年金は、損？得？ …… 158

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

《Q&A早引きインデックス》

1　加入と種別変更

●1-1　20歳になったとき

Q1　今年、20歳になります。国民年金の加入手続きについて教えてください。……36

Q2　なぜ、収入のない学生も国民年金に加入しなければならないのですか。……36

●1-2　就職したとき

Q3　学生納付特例を受けています。この春、就職しますが、就職先には厚生年金がありません。何か手続きが必要ですか。……37

Q4　今年就職し、厚生年金に加入します。国民年金をやめるには、どこに何を持って行けばいいのでしょうか。……38

Q5　私は、今まで国民年金を払ったことがありません。この春就職予定ですが、厚生年金に加入するのに支障はありませんか。……38

Q6　妻の年収が130万円以上になると、第1号被保険者だと言われたのですが、厚生年金に加入した場合、第2号被保険者になるのでしょうか。……38

●1-3　転職・退職したとき

Q7　会社員の主人が3月31日で会社を辞め、5月1日に再就職しました。被扶養者である私は、第3号被保険者の届出が必要でしょうか。……39

Q8　転職を考えていますが、退職日と再就職日に1日でも間があく場合、国民年金に加入しなければならないのでしょうか。妻は専業主婦です。……40

Q9　会社で関西から関東の事業所に異動になりました。妻の国民年金に関して何か届出などは必要ですか。……41

Q10　先日、未加入期間国民年金適用推奨という書類が届きました。第1号被保険者は支払いの義務があるとの記載があります。私は再就職をし、第2号被保険者（厚生年金加入）になっていますので、未納のままでいいのですか。……42

Q11　今まで厚生年金に加入していましたが、転職する先は、国民年金に加入しなければなりません。今まで払ってきた厚生年金は無駄になるのでしょうか。また、国民年金は厚生年金に比べて支給額が少ないのですか。……42

Q12　厚生年金に加入していたことを知らずに退職しました。その後、第3号被保険者の手続きをしていなかったため空白期間ができてしまいました。……43

Q13　主人と年が離れているため、主人の定年後、私は国民年金に入らなければなりません。自分のために厚生年金を掛けられるような仕事に就いた方が、年金額が有利になるのでしょうか。……44

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q14 3月で定年退職ですが、年金と雇用保険は同時に受け取れますか。 …… 45

●1-4 結婚したとき

Q15 今まで厚生年金に加入していましたが、結婚して退職しました。主人は会社員ですが、年金について何か手続きが必要ですか。 …… 45

Q16 厚生年金に加入しています。昨年、外国籍の女性と結婚しました。日本国籍のない妻（専業主婦）は国民年金に加入できるのでしょうか。 …… 46

Q17 妻は結婚退職後、年金を払っておらず、3年が経過します。家賃収入があるため扶養には入ってません。このままで問題ないでしょうか。 …… 46

Q18 主人の会社には厚生年金制度がなく、国民年金に加入しなければならないのですが、生活が苦しく、今まで保険料を納めていません。これから加入をしても大丈夫でしょうか。過去に遡って払えるのはいつまででしょうか。 …… 48

●1-5 扶養親族について

Q19 厚生年金に加入しています。母親（55歳無職）を扶養親族にしましたが、この場合の母親の年金への加入および保険料は、どうなるのでしょうか。 …… 49

2 第3号被保険者

●2-1 第3号被保険者の収入

Q1 パイトなどをして収入がある場合には、第3号被保険者になれないのでしょうか。 …… 52

Q2 専業主婦ですが、昨年配当収入45万円がありました。第3号被保険者の収入による制限はどうなっているのか詳しく教えてください。 …… 52

Q3 妻の収入が100万円を超え、扶養をはずす手続きをとりました。しかし、健康保険には継続して加入できています。この場合、年金は第1号被保険者に切り替えた方がいいのでしょうか。 …… 53

Q4 個人事業主として、青色申告をしている主婦です。収入金額は130万円を超えますが、経費を引いた後の所得金額が130万円未満の場合、第3号被保険者になり得るのでしょうか。 …… 54

Q5 今までは、主人の扶養の範囲で仕事していましたが、今年からその範囲に収まりません。夫の会社にその旨、告げる必要がありますが、その場合、どのような扱いになりますか。 …… 55

Q6 現在勤めている会社が経営不振のため、社会保険から脱退するようです。年金や健康保険の保険料の負担のことを考えると、夫の扶養になった方がいいでしょうか。 …… 56

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3　保険料

●3-1　保険料

Q1 今の勤めをやめ、アルバイトをしようと思っています。アルバイトの収入は月20万円前後になる予定です。私は国民年金の第1号として手続きをするのでしょうか。その場合、何を基準に保険料が決まるのでしょうか。…… 58

Q2 夫が厚生年金に加入していて、奥さんを扶養している場合、奥さんの年金の保険料は、夫の厚生年金の保険料に含まれて徴収されているのでしょうか。…… 58

Q3 大学をこの春に卒業します。就職しますので、住民票を実家から現住所に移そうと思います。実家と現住所の住民票が重なる月の国民年金の保険料はどうなるのでしょうか。…… 59

Q4 退職にともない厚生年金から国民年金へ切り替えようと思ったのですが、今まで母がずっと私の分の国民年金の支払いをしていることが分かりました。この場合、何か手続きが必要でしょうか。…… 60

Q5 個人事業主の妻です。2年ほど前からパートに出ていますが、先日、そのパート先の会社に社会保険事務所の調査があり、8ヶ月遡って厚生年金に加入するように言われました。過去8ヶ月分の国民年金の保険料は還付されますか。…… 61

Q6 国民年金の保険料を支払わないとどうなるのでしょうか。…… 62

Q7 年金制度の行く行くの不安などを理由に、保険料の支払いを一時中断してます。保険料を支払った方が得なのでしょうか。市役所の人いわく、滞納期間が2年を過ぎると取り返しがつかないそうですが、どういうことですか。…… 63

Q8 私は2年前に勤務先を退職し、その後国民年金を納めていません。国民年金の支払いは、2年前まで遡って支払いができると聞きましたが、今から保険料を納めても1ヶ月の保険料滞納期間が発生してしまう計算なのですが、どうなるのでしょうか。…… 64

Q9 昨年退社し、その後は免除の手続きをして保険料を支払っていませんでした。今年、再就職した会社から年末調整の書類を出すように言われたのですが、年金の保険料の欄にどのように記入したらよいのでしょうか。…… 65

Q10 厚生年金の保険料は、5、6、7月の給与の平均額をもとにして決められていると雑誌で読みました。私は、ここ数年の間、5、6、7月の給与だけが多いので、保険料が高くなっています。なにか対処法はないのでしょうか。…… 65

Q11 同じ会社に勤めていますが、4月から給料が大幅にダウンします。それによって、その月の保険料からは、標準報酬月額の等級が下がる（＝保険料が下がる）ということはないのでしょうか。…… 66

Q12 離職年月日が、保険料に及ぼす影響について教えてください。6月30日に退職した会社から受け取った離職票の離職日が、6月29日となっていました。このままで、私に不利益はないのでしょうか。…… 67

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●3-2 保険料の免除

Q13 アルバイトをしていても、国民年金の保険料を免除されると聞きました。どういう人が免除の対象になるのでしょうか。また、この先、年金の支払いが困難で滞納してしまった場合はどうなるのでしょうか。…… 68

Q14 免除の手続きをとったのですが、却下のお知らせが届きました。来年、再度手続きをしてもいいのでしょうか。…… 69

Q15 昼間部の大学に通いながら、バイトをしています。保険料の免除はできないのでしょうか。…… 70

Q16 学生は役所に届ければ、保険料が免除されると聞きましたが、それにより何か不利になることはあるのでしょうか。…… 71

Q17 現在学生なのですが、学生納付特例を知らずに1年分の保険料を前納しました。今から学生納付特例を受けて払った分の返却を請求することができますか。…… 71

Q18 国民年金の場合、障害年金受給者は保険料の納付免除がありますが、厚生年金の場合はどうなっていますか。…… 72

●3-3 保険料の追納

Q19 過去に保険料免除期間があります。今から免除していただいた分の保険料を納めて年金を増やすことはできますか。…… 72

Q20 保険料免除期間が2年間と滞納期間が1年間あります。今後どうすればいいのでしょうか。…… 73

Q21 学生の時、年金の免除を受けていました。免除の場合、1年間で4ヶ月しか払っていないという計算になりますが、その分の差額を払いたい場合はどうすればいいのでしょうか。…… 74

Q22 会社に勤めていますが、学生の頃に免除を受けた国民年金の追納勧奨状が来ました。会社に勤めて厚生年金を25年納めても、年金額の減額などがあるのでしょうか。…… 75

Q23 学部、大学院と、年金の免除を受けていました。今年就職しますが、免除分は払わなければならないのですか。また払うとすれば、毎月いくらの負担になるのでしょうか。…… 75

4 年金手帳

●4-1 年金手帳

Q1 春から社会人になる予定の者です。就職にあたり、年金手帳が必要と言われたのですが、見つかりません。再発行は可能なのでしょうか。…… 78

Q2 自営業で国民年金に加入しています。以前、9年間ぐらい会社員をしていて、厚生年金にも加入していました。しかし、いま手元にある年金手帳には国民年金の記載（番号、被保険者日など）しかありません。厚生年金を払ったことは無効になっているということでしょうか。…… 78

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q3 20歳から2年間国民年金に加入し、就職と同時に厚生年金に加入しました。しかし、年金手帳の国民年金の記録のページに何も記入されていません。どうしたらよいのでしょうか。 …… 79
Q4 厚生年金に加入する際に、年金手帳を会社に提出したのですが、まだ返してもらってません。手帳は自分の手元に持っておきたいのですが、会社が管理するものですか。 …… 80
Q5 年金手帳は持っていますが、基礎年金番号が分かりません。どうしたらいいでしょうか。 …… 80
Q6 厚生年金被保険者証と年金手帳を持っています。厚生年金被保険者証は必要なのでしょうか。 …… 81
Q7 社会保険庁から送付された、基礎年金番号通知書の「ご照会」という用紙を返送していません。なにか問題がありますか。 …… 82
Q8 厚生年金加入期間と国民年金加入期間があります。この度、「年金手帳の記号・番号調査のお願い」が送られてきましたが、国民年金の番号しか入っていません。きちんと調べてもらったほうがよいでしょうか。 …… 82

5 海外と年金

●5-1 海外と年金

Q1 留学で、海外に出発します。何か手続きする必要がありますか。また、手続きできなかった場合、受給に支障が出ますか。 …… 86
Q2 20歳前から海外に住んでいるため、今まで一度も国民年金の保険料を払ったことがありません。こちらで大学を卒業したら帰国するつもりでいますが、それから加入し、今までの未納金を支払うことはできますか。 …… 86
Q3 1月に1年間免除申請をしたのですが、1月から3月までは申請は受け付けられましたが、4月から12月までは受け付けてもらえませんでした。同じ理由なのに、なぜ受け付けられなかったのでしょうか。年金を受け取る時に、パスポートなどで日本にいなかったことが証明できれば免除期間に入るでしょうか。 …… 87
Q4 大学を卒業したらアメリカに留学し、そのまま就職して日本に帰国しないことを考えています。日本での国民年金加入期間とアメリカの年金に加入した期間を合算して、アメリカで年金を受け取ることができますか。 …… 88
Q5 私の妻はドイツの企業に就職します。ドイツで給料をもらうため、私の扶養扱いにもならないと思うのですが、妻の年金はどのような扱いになりますか。 …… 89
Q6 国際結婚をしています。夫の仕事の関係で海外に住むことになりましたが、国民年金に加入するためにはどのように手続きをすればよいでしょうか。 …… 90
Q7 米国在住です。国民年金には任意加入していません。最近、障害年金のことを知って、国民年金に任意加入したほうがいいのかと悩み始めています。国民年金に任意加入した場合、障害年金や遺族年金はもらえるのでしょうか。 …… 92

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q8 米国に住んで11年になります。その間、国民年金には加入していません。過去に国民年金と厚生年金の加入期間が合計7年間あります。65歳になったら日本で年金を受取ることができるのでしょうか。また、米国内で受取ることはできますか。 …… 92
Q9 将来、アメリカに住む予定ですが、ずっと年金に加入していきたいと考えています。アメリカで年金を受け取る方法を教えてください。 …… 93

6 老齢年金

●6-1 加入期間

Q1 老齢年金の受給資格を得るのには、何年加入する必要があるのですか。 …… 96
Q2 会社に勤めているときは、厚生年金に加入していますが、辞めたときは国民年金に加入しています。厚生年金と国民年金を合算して年金をもらえるのでしょうか。また、合算して何年納めないと年金をもらえないのでしょうか。 …… 96
Q3 来年3月に退職します。退職時の年金加入期間は24年です。会社員の妻ですが、25年以上の加入期間に達するまで夫の扶養に入らず、自分で国民年金を掛けたほうがよいのでしょうか。 …… 97
Q4 厚生年金の納付が5年くらい。国民年金の納付が3ヶ月くらい。その他は第3号被保険者です。その場合、年金の計算はきちんとされるのでしょうか。 …… 98
Q5 私の母たちの時代では、年金加入が任意だったので、母は加入していないのですが、現在も国民年金に加入していないと、やはり年金は受けられないのでしょうか。また、受けられるようになる方法はあるのでしょうか。 …… 98
Q6 私はキャディをしていますが、年8ヶ月しか厚生年金を納めていません。残り4ヶ月を国民年金に加入しないと、1年間加入したことにならないのでしょうか。例えば、8ヶ月＋8ヶ月＝1年と4ヶ月とはならないのでしょうか。 …… 99
Q7 会社を辞めて6年になります。その間、現在まで国民年金に加入してません。会社員時代に支払っていた厚生年金は、無効になるのでしょうか。 …… 100
Q8 20歳前から働いているため、厚生年金と退職後の国民年金の加入期間を合計すると480月（満額支給要件）を超えてしまいます。保険料の支払いを480月で止めたいと思いますが、何か不利益となることがあるのでしょうか。 …… 100
Q9 私は37歳ですが、今まで年金は何も入っていません。友人に国民年金に入るよう勧められ、25年間保険料を支払えば大丈夫だよと言われたのですが、今からでも加入して年金はもらえるのでしょうか。 …… 101
Q10 満60歳で保険料納付済期間が15年しかないのですが、どうすれば年金をもらえるようにできるでしょうか。 …… 102
Q11 私の父は、ずっと年金を滞納しているようです。本人は年金をもらう気はないと言っていますが、今から遡って保険料を納めて、年金を受給する方法はあるのでしょうか。 …… 104

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q12 今年65歳になる父は、保険料を納めた期間が足りないため年金はもらえないと言われました。これまでに15年程払った保険料が無駄にならない方法はないのでしょうか。 …… 104
Q13 28歳の時に来日し、32歳から、厚生年金の保険料を支払っていますが、60歳まで約28年間しかありません。来日前の期間に対して、何か特別な免除がないでしょうか。 …… 105
Q14 中学卒で就職し、45年間保険料を納めた人は、60歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた年金が受けられると聞いております。私の場合、60歳の誕生月に退職で、入社は昭和35年4月1日のため、44年11ヶ月勤続となり、該当しないのではないかと不安に思っています。 …… 106

●6-2 裁定請求
Q15 60歳から支給される老齢厚生年金の裁定請求の方法を教えてください。 …… 107
Q16 私の父は、厚生年金に加入していましたが、今年の10月で65歳になります。何か手続きは必要になりますか。 …… 108
Q17 父は、現在64歳ですが、勤めているため年金の請求をしていません。所得があると年金がどうせもらえないから、仕事を辞めてから請求するそうなのですが、それでいいのでしょうか。 …… 109
Q18 結婚前に厚生年金の脱退手当金をもらっています。65歳になり市役所に国民年金の受給手続きに行くと、社会保険事務所に行ってきてといわれました。脱退したのに何か関係があるのでしょうか。 …… 110
Q19 昨年定年退職し、老齢厚生年金の支給の手続きをしてきました。申請後、どのくらいで年金の支給が開始されるのでしょうか。 …… 110
Q20 10月25日に定年退職（1月25日で60歳でしたが雇用延長）して、厚生年金の手続きをしました。社会保険事務所から「11月6日に年金給付裁定請求書を受け付けました」との書面をもらいました。年金はいつの日付分から支払われるのでしょうか。 …… 111

●6-3 繰上げ
Q21 30年以上ずっと会社員として働いていた母親（58歳）が、胃癌になってしまいました。年金をなるべく早くからもらうとして、何歳からもらうことが可能ですか。 …… 112
Q22 現在59歳の父ですが、国民年金を60歳から繰り上げて受給した場合、特別支給の老齢厚生年金は、支給停止になるのでしょうか。 …… 112
Q23 60歳から特別支給の老齢厚生年金の支給を受けると、繰上げ支給による減額が適用されるのでしょうか。 …… 114

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●6-4 繰下げ
Q24 父は、今年65歳になりますが、まだ年金をもらっていません。年金をもらう年齢を遅らせることで、年金の額を増やすことはできるのでしょうか。 …… 114
Q25 父は現在61歳で、特別支給の老齢厚生年金を受給中です。65歳以降の老齢厚生年金を70歳へ繰り下げる場合、65歳時の手続きはどうすればよいのでしょうか。 … 115
Q26 夫は、ほぼ40年間年金に加入しています。60歳を過ぎても年金をもらわない、または保険料を納め続けることで将来年金額が上がるというようなことはないですか。 …… 116
Q27 60歳になりますが、定年で退職します。60歳からもらう場合と、もらわないで65歳まで待った場合では、老齢厚生年金の金額は変わらないものでしょうか。 …… 117

●6-5 夫婦の年金
Q28 夫妻とも30年以上会社に勤務していています。厚生年金の受給金額は、どちらかカットされるのでしょうか。 …… 119
Q29 妻が年上の場合は、夫の年金に加給年金は付かないそうですが、妻の年金に振替加算は可能だと聞いています。振替加算はいくら支給されますか。 …… 120
Q30 両親が離婚することになりました。離婚後、母がもらえる年金はありますか。 …… 120
Q31 夫は共済年金加入者で私は第3号被保険者です。現在、離婚を考えているのですが、配偶者としての年金と1人の年金と、どのくらいの差がありますか。 …… 121

●6-6 仕事と年金
Q32 60歳を過ぎて仕事をしていても、年金をもらえるのでしょうか。 …… 122
Q33 現在63歳です。これからアルバイト的な仕事をしようと思っていますが、収入が増えると年金が一部支給停止になると聞きました。どういった場合にいくら位停止されるのでしょうか。 …… 122
Q34 会社を退職後、非常勤の役員として役員報酬を得た場合、年金は受給できるのでしょうか。 …… 123
Q35 在職老齢年金の計算 …… 124

●6-7 年金額の計算
Q36 老齢基礎年金の計算 …… 125
Q37 老齢厚生年金と老齢基礎年金の計算 …… 126
Q38 夫の老齢厚生年金と老齢基礎年金、妻の老齢基礎年金の計算 …… 127
Q39 合算対象期間や保険料免除期間がある場合の年金額の計算 …… 128

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

7　障害年金

●7-1 障害年金

Q1 障害年金は、老齢年金のように受給資格を満たしていなくても、わずかな期間でも被保険者であれば、受給資格があると聞きましたが、本当でしょうか。 …… 132

Q2 今年の現況届は、診断書も提出しなければなりません。これを提出して年金の等級が変わることがあるのでしょうか。 …… 133

Q3 身体障害者手帳の等級と障害年金の等級は違うと耳にしたことがあります。障害年金の障害等級は、どのような基準で決められるのでしょうか。 …… 134

Q4 私は障害年金2級の給与所得者です。給与所得がいくら以上だと年金が停止になるのですか。 …… 134

Q5 夫婦ともに20歳前の障害による障害基礎年金を受給している場合、所得による支給制限は、所得が多い人を基準にするのでしょうか。 …… 135

Q6 障害年金をもらっている人でも、65歳を過ぎると、老齢年金をもらうことができるのでしょうか。 …… 136

Q7 私の父は現在62歳で、60歳から繰上げ支給の老齢基礎年金を受けています。昨年、交通事故に遭い入院し、身体障害者1級に認定されました。この場合、障害基礎年金を受給することは可能でしょうか。 …… 136

8　遺族年金

8-1 遺族年金

Q1 現在、自営業のため主人は国民年金に加入しています。例えば子どもが1人いて、主人が死亡した場合、遺族年金はその時から出るのですか。子どもがいなければ遺族年金はでないのでしょうか。 …… 140

Q2 遺族年金でいう「死亡した人によって生計を維持されていた人」とは、具体的にどういう人のことでしょうか。また、遺族に収入がある場合には、どの程度の収入なら生計を維持されていたと認められるでしょうか。 …… 141

Q3 共稼ぎの夫婦で、2人とも勤務先で厚生年金に加入してます。妻が死亡した場合、夫に遺族厚生年金は支給されますか。 …… 142

Q4 母は父と約35年間生活を共にしていますが、いわゆる内縁の妻で、婚姻関係はなく、実の母親は生存しています。父が亡くなった後、婚姻関係のない母は、遺族年金をもらえるのでしょうか。 …… 142

Q5 私の母は父を亡くしてから、遺族年金を受け取っており、自分自身の国民年金は掛けていません。その母が、この度再婚することになりました。この場合、母の年金はどうなるのでしょうか。 …… 143

Q6 年金証書が届いたのですが、遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方の通知書に、それぞれの年金額が記載されていました。どちらか選ばないといけないのでしょうか。 …… 145

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q7 私は遺族厚生年金を受けています。65歳になったら、遺族厚生年金と私の老齢基礎年金の両方をもらえると思っていましたが、最近どちらか1つの選択になると聞きました。これは本当なのでしょうか。 …… 145
Q8 夫の遺族厚生年金を受けています。将来自分の老齢厚生年金が支給されることになった場合、遺族厚生年金と老齢厚生年金との関係はどうなるのでしょうか。… 146
Q9 母は遺族厚生年金を受給しておりましたが、60歳となったため、特別支給の老齢厚生年金の申請をしたところ、遺族厚生年金の支払いが停止されました。改めて遺族厚生年金を支給してもらうことができますか。 …… 147
Q10 私は会社員生活を15年、その後、独立し自営業を営み現在59歳になります。私の死後、妻に支給される遺族年金にはどのようなものがありますか。 …… 148
Q11 夫が交通事故で亡くなりました。遺族基礎年金が受けられることを知り、役場へ直接話を聞きに行くと、受給するまでに2年近くかかるということでした。なぜ、それほどの期間が経過しないと受給できないのでしょうか。 …… 148

9 国民年金基金

●9-1 国民年金基金

Q1 私は自営業のため、国民年金のみに加入しています。国民年金基金にも加入しようかと考えていますが、だれでも加入したり、途中でやめたりできますか。…… 152
Q2 国民年金基金の給付の種類を教えてください。 …… 153
Q3 現在、職能型基金に加入しています。事業を廃業した場合には、これまで払ってきた掛金は一時金として返してもらえるのでしょうか。 …… 153
Q4 主人も私も国民年金しか掛けていないので、国民年金基金も掛けておいたほうがいいかと思うのですが、国民年金基金を1口だけ加入するのでは、大した金額にはならないのでしょうか。 …… 154

10 厚生年金基金

●10-1 厚生年金基金

Q1 厚生年金基金から支給される給付の種類を教えてください。 …… 156
Q2 家業を継ぐことになり、6年勤めた会社を退職します。会社の厚生年金基金からの給付を、年金と一時金から選ぶことになりますが、一時金でもらうと、将来の年金は減額されるのでしょうか。…… 156
Q3 厚生年金基金に加入していますが、老齢厚生年金の請求手続きと基金の年金の請求手続きは一緒にできるのでしょうか。 …… 156
Q4 会社の厚生年金基金が解散することになりました。今まで払ってきた掛金の分の年金給付はどうなるのでしょうか。 …… 157

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

11　確定拠出年金

●11-1　確定拠出年金

Q1　確定拠出年金とは、どのような年金のことでしょうか。…… 160
Q2　確定拠出年金にはどういう人が加入できるのでしょうか。…… 160
Q3　確定拠出年金のメリットはどんなところですか。…… 161
Q4　確定拠出年金（個人型）に加入するためには、どこに行って申し込むのでしょうか。自由に運用先を指定できるといっても、窓口によって、選択できる運用商品は限定されてしまうのでしょうか。…… 162

12　その他

●12-1　その他

Q1　年金制度が変わり、若い世代の人が「損」をしてしまうと言われていますが、一体どういうことなのでしょうか。…… 164
Q2　社員3名ほどの小さな会社をやっています。今までは、私も従業員も夫の扶養の範囲内の給与でやっていましたが、今年はその給与内では収まりそうにありません。会社を社会保険適用事業所にして、厚生年金に加入した方がよいでしょうか。…… 165
Q3　よく「年金を担保にお金を借りる」といいますが、どのような時にお金を借りられるのでしょうか。…… 165
Q4　年金アドバイザーの資格は、どうやってとればよいのでしょうか。…… 166

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金の基本としくみ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1 年金は一日にして成らず

年金のホームページを公開していると、いろいろな方からご質問をいただきます。中には海外に移住する際の年金の扱いや、確定拠出年金に関する質問など、目新しいものもありますが、相変わらず圧倒的に多いのが、「私の年金はいくらになりますか？」という内容のものです。

厚生労働省が行った「年金制度に関する各種周知度」の調査によると、「年金に関する知りたい情報は？」との問いに、7割以上の方が「自分の受給できる見込み年金額」と答えたそうです。このことからも、受給金額が加入者の最大の関心事であることがうかがえます。

これまで、年金の勉強は定年退職の準備とするのが一般的でした。ところが、昭和60年以降、大きな年金制度改革が続いているため、若い世代の方も、年金に無関心ではいられなくなってきているようです。ただし、その関心の多くは、年金受給額の増減の問題に向けられ、年金制度のしくみ自体はよく分かっていないという場合がほとんどです。

定年退職まで会社員を続けるのであれば、制度のしくみに多少の誤解があったとしても、それが取り返しのつかない事態を生むということはないでしょう。しかし、自由業や個人事業を営んでいる方の場合には、ちょっとした誤解から年金がもらえなくなってしまったり、減額されてしまうケースがあります。

例えば、脱サラして自営業を営む方が、過去に10年程度加入した厚生年金をあてにして、国民年金の保険料を納めていなかったり、保険料を納めた期間が25年になった時点で、「もう年金はもらえる」と安心して、以後の保険料を納めないというようなケースです。前者の場合は、厚生年金の受給要件を誤解していますので、このまま国民年金の保険料を納めずにいると、せっかく保険料を納めた厚生年金までもが支給されなくなってしまいます。また、後者の場合は、年金が支給されるにはされますが、その年金額は4割近く減額されてしまいます。

老後は誰にでも確実にやってきます。やがて訪れる老後の収入確保に関心が向いてしまうのは仕方ないことでしょう。しかし、年金のしくみを知って、日々の積み重ねをしっかりとしておくことが、最良の結果を導き出すのです。

『年金は一日にして成らず』。生きがいのある豊かな老後を迎えるために、今からしっかりと準備しておきましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

2　公的年金のしくみ

■年金の種類

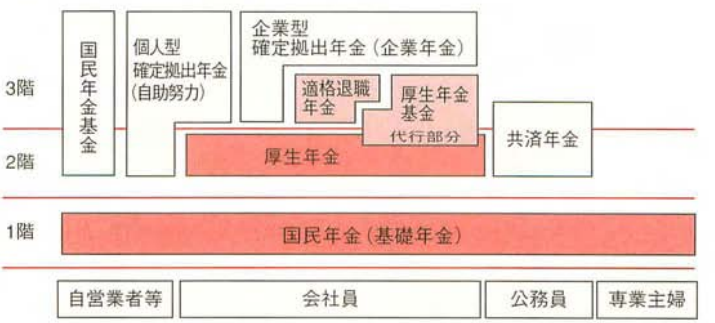
年金は「公的年金」、「企業年金」、「個人年金」の3種類に分けることができます。

公的年金は政府が運営するもので、「国民年金」や「厚生年金」、「共済年金」がこれにあたります。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人すべてが加入する年金です。加入者すべてに基礎となる年金を支給することを目的としているため、基礎年金といわれています。

一方、厚生年金は会社で働く人のために、共済年金は公務員のために、その加入期間分の年金を支給することを目的としているため、「被用者年金」と総称されます。厚生年金や共済年金の加入者は、同時に国民年金にも加入することから、被用者年金は「基礎年金の上乗せ」の年金とも呼ばれます。公的年金のこのような仕組を、国民年金を家の1階部分、被用者年金を2階部分になぞらえて「2階建て年金」といいます。（図2-1）

図2-1　年金の3階建て構造



1階　国民年金（基礎年金）：日本在住の20歳以上60歳未満の全員が加入します（自営業者は自分で加入）。
2階　厚生年金：会社員が勤務先で加入します（同時に国民年金に加入）。
　　共済年金：公務員が勤務先で加入します（同時に国民年金に加入）。
3階　企業年金：厚生年金基金、適格退職年金等、会社が実施する退職給付制度。
　　※企業年金については、平成14年4月より、確定給付企業年金法が施行されます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

企業年金は各企業が運営するもので、公的年金の2階部分にさらに上乗せするための年金です。「厚生年金基金」や「適格退職年金」は、その代表的なものです。2階部分のない国民年金のみの加入者のためには、上乗せとして「国民年金基金」があります。

個人年金は、皆さんにおなじみの生命保険や損害保険、郵便局などで扱っているもので、公的年金や企業年金にさらに上乗せするために個人が任意に加入する年金です。また、昨年導入された「確定拠出年金」も、公的年金の上乗せとなる年金です。

チェックポイント①

自由業や個人事業の年金は、1階部分の国民年金しかありません。

■被保険者の種類

年金に加入している人のことを「被保険者」といいますが、この被保険者には「第1号」、「第2号」、「第3号」の3つの種別があります。

第1号被保険者は、自営業者、農林漁業者、学生、フリーターなどとその配偶者で、厚生年金や共済組合に加入していない20歳以上60歳未満の人です。第1号被保険者は国民年金のみに加入し、保険料を自分で納めなければなりません。

第2号被保険者は、厚生年金や共済年金の加入者です。第2号被保険者は厚生年金や共済年金に加入すると同時に国民年金にも加入しています。保険料は、給与から天引きされます。

第3号被保険者は、厚生年金や共済年金の加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人です。第3号被保険者は国民年金に加入しますが、保険料は配偶者が加入する年金制度と国民年金との間で調整されるため、第3号被保険者が自分で納める必要はありませんし、配偶者の給与から天引きされることもありません。（図2-2）

チェックポイント②

種別が変わったときは、市区町村役場で種別変更の手続きを行います。
会社を退職したとき：本人は　第2号→第1号　配偶者は　第3号→第1号

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■給付の種類

公的年金の給付には、「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」の3つがあります。

◎老齢年金

老齢年金は、加入者の老後（退職後）の生活を支えるための年金です。受給するためには60歳や65歳といった一定の年齢に達していること、加入期間が一定以上あることなどの要件を満たさなければなりません。国民年金からは老齢基礎年金が、厚生年金からは老齢厚生年金が、共済年金からは退職共済年金が支給されます。

老齢厚生年金や退職共済年金が支給される場合には、原則として1階部分に、老齢基礎年金が支給されることになります。

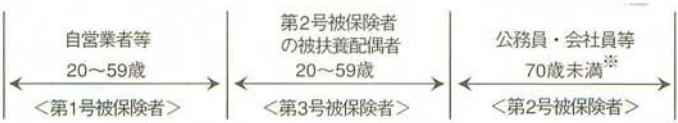
チェックポイント③

脱サラでSOHOを始めた場合には、会社員のときの厚生年金加入期間に応じた老齢厚生年金と、老齢基礎年金が支給されます。

◎障害年金

障害年金は、加入者が障害を負ってしまった時に支給される年金です。障害の原因となった病気やケガの初診日に加入していた年金制度から、年金が支給されることになります。年金を受けるためには、障害の程度が一定以上であること、65

図2-2　被保険者の種類



※65歳以上70歳未満の者については、老齢年金の受給権がない場合に限り、第2被保険者となります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

歳未満であること、保険料の納付状況などの要件を満たさなければなりません。障害の程度は等級で区分されていて、等級によって年金額が異なります。

また、障害の程度に変化があった場合には等級の見直しが行われます。見直しの結果、障害が軽くなっていた場合は、年金が支給されなくなることもあります。

老齢年金と同様に、障害厚生年金や障害共済年金は、障害基礎年金に上乗せされる年金です。しかし、障害基礎年金の障害等級が1級と2級のみであるのに対し、厚生年金と共済年金では、独自に障害等級3級の年金と、3級より程度の軽い障害のための一時金を設けています。

◎遺族年金

遺族年金は、加入者や年金受給者が亡くなった場合に、その遺族に支給される年金です。年金を受けるためには、死亡した人に関する要件、保険料の納付に関する要件、遺族に関する要件の3つの要件を満たさなければなりません。

原則として、遺族厚生年金や遺族共済年金も遺族基礎年金の上乗せ部分として支給されますが、遺族基礎年金をもらえる遺族は、「子のいる妻」か「子」に限られているのに対し、遺族厚生（共済）年金をもらえる遺族の範囲は広いため、2階部分である遺族厚生（共済）年金だけが支給される場合もあります。

このように、老齢基礎年金が支給されない場合の救済措置として、厚生年金や共済年金では中高齢の妻のために中高齢寡婦加算の制度が設けられ、厚生年金や共済年金に加入していない第1号被保険者の遺族に対しては、寡婦年金と死亡一時金が国民年金独自の制度として設けられています。

チェックポイント④

遺族基礎年金は、子供が高校を卒業してしまうと支給されなくなります。その代わりとして、寡婦年金や死亡一時金が支給される可能性もありますが、万一の場合の保障を自分で用意することも大切です。

■給付の調整

◎一人一年金の原則

公的年金の給付では、1人の人が同時に2つ以上の年金の受給権を得る場合があ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ります。このような場合には、「一人一年金の原則」により、どれか1つの年金しかもらうことができません。

例えば、障害年金をもらっていた方が、高齢になって老齢年金をもらえるようになった場合や、遺族年金をもらっていた方が障害年金をもらえるようになった場合には、どちらか一方の年金を選んで受給し、他方は支給停止となります。

このように、年金を1つに調整することを「併給調整」と言います。一度選んだ年金を後で選択替えすることもできます。

◎2つの年金をもらえる場合

原則は「一人一年金」ですが、1人の人が2つの年金を同時にもらえる場合もあります。例えば、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。このように同一の支給事由について、「基礎年金」とその上乗せとして支給される年金は、上下セットで1年金として扱われます。

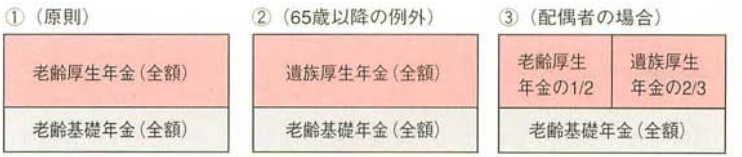
◎65歳以降の例外

年金をもらう人が65歳に達している場合には、異なる支給事由についての年金であっても、セットで支給される場合があります。

例えば、遺族厚生年金をもらっていた方が、65歳になり自分の老齢基礎年金をもらえるようになった場合には、両方の年金をもらうことができます。これは、被用者年金制度から支給される遺族年金は、遺族の老後の生活の支えでもあるという考えから特別に認められるものです。したがって、遺族基礎年金と老齢厚生年金のように、上下が逆の組み合わせの場合には、65歳以降であっても同時に支給されることはありません。

この特例により、遺族が老齢厚生年金ももらえる場合には、①老齢基礎年金と老齢厚生年金のセットと、②老齢基礎年金と遺族厚生年金のセットから自分に有

図2-3



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

利な方を選択してもらうことができるようになっています。さらに、遺族が配偶者の場合には、③老齢基礎年金（全額）と老齢厚生年金の2分の1、それに遺族厚生年金の3分の2を同時にもらうという第3の選択肢も設けられています。（図2-3）

■保険料

◎国民年金の保険料

国民年金の保険料は、定額で月額13,300円（平成14年度）です。第1号被保険者になった人は、なった月から第1号被保険者でなくなる月の前月まで毎月、保険料を納めなければなりません。また、第1号被保険者の属する世帯の世帯主と第1号被保険者の配偶者にも、連帯して保険料を納める義務が生じます。将来、より高い年金をもらいたい方は、付加保険料（月額400円）を保険料と併せて納付することもできます。

納付方法は、市町村発行（平成14年4月以降は国が発行）の「国民年金保険料納付案内書」により、毎月の保険料を翌月末日までに指定の金融機関や市町村役場の窓口で納付する方法と、自分の口座から自動的に引き落とされる口座振替があります。

また、1年分、半年分を一括して納めると各月の保険料額から年利4％（複利現価法）が、割引になる前納制度を利用することもできます。

◎保険料の免除

病気や災害、離職などで保険料の支払いが困難な場合には、保険料の納付を免除する制度が設けられています。免除には「法定免除」と「申請免除」の2種類があり、免除の理由と手続きが異なります。

法定免除は、1級・2級の障害年金を受給している場合や、生活保護法の生活扶助を受けている場合に免除されるものです。

申請免除は、所得が少ないことなどにより、保険料の納付が困難な場合に申請し、社会保険庁長官の承認を得てはじめて免除を受けることができます（年度毎に申請が必要）。

また、平成12年には、一定所得以下の学生の保険料を免除する学生納付特例制度が設けられ、平成14年4月からは半額免除制度がスタートします。各制度によ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

り免除された保険料は、10年以内であれば追納することができます。

チェックポイント⑤

申請免除、半額申請免除を受ける場合の基準は、前年の所得によって判断されます。

◎厚生年金の保険料

厚生年金の保険料の納付義務は、事業主にあります。よって、事業主は従業員各自の給与や賞与の額に応じた保険料を算出し、その半分を本人の給与から天引きし、残りの半分を負担して納付しなければなりません。

また、保険料は給与をもとに標準報酬月額を求め、その額に保険料率（平成14年度17.35%）を乗じて求めるものと、賞与に対してかかる特別保険料（賞与の1%）があります。

なお、育児休業期間中の保険料は、被保険者負担分、事業主負担分ともに納付が免除されますが、年金額を計算する際には全額納付したものとして扱われます。

◎総報酬制が導入されると

平成12年の改正により、平成15年4月以降、総報酬制が導入されることになりました。導入後は、厚生年金の特別保険料は廃止され、給与と賞与に同じ保険料率（13.58%）を乗じて保険料を求めることになります。

■プラスアルファの年金

◎厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金から支給される老齢給付の一部を国に代わって支給するとともに、それにプラスアルファを上乗せした給付を行う制度です。加入者は、公的年金の給付よりも手厚い給付を受けることになります。

また、独自に脱退一時金や死亡一時金の給付を行っている基金もあります。厚生年金基金のある会社で働く従業員は、原則として強制的に加入し、掛金（保険料）を給与から天引きされます。基金はこの掛金を独自に運用し、加入者に対して給付を行います。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

◎適格退職年金

適格退職年金は、運営する会社が従業員の退職年金の支給を目的に生命保険会社や信託銀行と契約して、掛金を社外に積み立てる制度です。将来給付される年金には、公的年金等控除などの税制上の優遇措置が設けられています。

なお、適格退職年金は、確定給付企業年金法の成立により、今後10年間のうちに廃止されることが決まっています。

◎国民年金基金

国民年金の第1号被保険者を対象に、老齢基礎年金の上乗せ給付を行う制度です。老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金や退職共済年金をもらうことのできる第2号被保険者と比べて、第1号被保険者には老齢基礎年金しかありません。この格差を少なくするために任意に加入できる制度として設けられています。

◎個人年金

個人年金は、生命保険会社や郵便局で扱っている年金です。公的年金や企業年金でまかなえない部分を、自助努力でまかなうために任意に加入します。

◎確定拠出年金

確定拠出年金は、あらかじめ決められた掛金を自分で選択した金融商品に投資しながら運用して、老後の年金を築き上げる新しいタイプの年金です。確定拠出年金を導入している会社の従業員を対象とした「企業型」と、第1号被保険者などを対象とした「個人型」があります。

「企業型」は平成13年10月から、「個人型」は平成14年1月からスタートしました。

チェックポイント⑧

国民年金基金と確定拠出年金「個人型」の掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得から控除することができます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3 平成14年4月からの改正点

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、年金財政について長期的な見直しが行われ、法律が改正されます。最近では平成12年に、将来世代の負担を軽減し、将来にわたり国民の老後を支える安定した年金制度を確立するための改正が行われました。

改正の内容と実施時期は208ページ以降の「平成12年 年金制度改革」にまとめてありますが、平成14年4月から実施される改正点と、この改正に関わる政令などの変更点をここで確認しておきます。

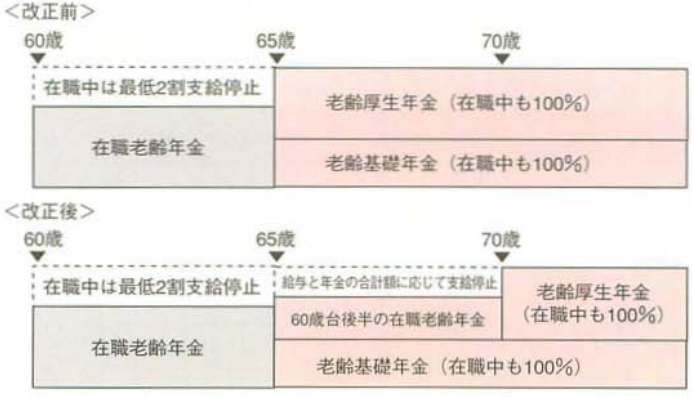
●厚生年金の被保険者資格の延長

これまで厚生年金の被保険者は、適用事業所で働く65歳未満の人でした。今回の改正により、加入年齢が69歳まで引き上げられましたので、平成14年4月1日以降、適用事業所で働く70歳未満の人は、厚生年金に加入し、保険料を納めることになります。

●60歳台後半の在職老齢年金制度の創設

60歳から支給される老齢厚生年金をもらいながら働いている人は、厚生年金の保険料を徴収され、給与の額に応じて年金の一部または全部が支給停止になりま

表3-1　在職老齢年金　改正前と改正後のしくみ



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ず。この制度を「在職老齢年金制度」といい、支給停止された老齢厚生年金のことを「在職老齢年金」といいます。

これまで、この制度の対象となっていたのは、64歳までの老齢厚生年金をもらっている人でしたが、平成14年4月1日からは69歳まで対象が拡がります。65歳以降に支給停止の対象となるのは、老齢厚生年金のみで、老齢基礎年金は全額支給されます。(表3-1)

なお、平成14年4月1日時点で、すでに65歳以上で年金をもらっている人については、保険料の徴収はされますが、支給停止は適用しない経過措置が設けられています。

支給停止される額は次のように計算されます。

チェックポイント⑦

自由業や個人事業を行う場合には、老齢厚生年金の支給は停止されません。

＜60歳以上65歳未満＞

まず一律に年金の2割を支給停止し、さらに賃金（標準報酬月額）と加給年金額を除いた年金月額の8割（基本月額）の合計額が22万円を超えると、この超過額の2分の1が支給停止額に上乗せされ、また、賃金（標準報酬月額）のみで37万円を超える場合には、この超過額も支給停止額に上乗せされます。

◎計算式

基本月額＋標準報酬月額≦22万円ならば、受給月額＝基本月額
基本月額＋標準報酬月額＞22万円ならば、

基本月額（年金月額の8割）	標準報酬月額	受給月額
22万円以下	37万円以下	基本月額－（標準報酬月額＋基本月額－22万円）×1／2
	37万円超	基本月額－（37万円＋基本月額－22万円）×1／2－（標準報酬月額－37万円）
22万円超	37万円以下	基本月額－（標準報酬月額×1／2）
	37万円超	基本月額－（37万円×1／2）－（標準報酬月額－37万円）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜65歳以上70歳未満＞

賃金（標準報酬月額）と老齢厚生年金（加給年金額を除く）の月額の合計額が、37万円に達するまでは満額の年金を支給、これを超える場合には、超過分の2分の1の額が老齢厚生年金の月額から差し引かれます。

●国民年金保険料の半額申請免除制度の創設

これまでの免除制度は、「全額納付」か「全額免除」かの2つの選択肢しかありませんでした。しかし、保険料が高額化する中で、この二者択一の制度では、被保険者の負担能力に応じた対応が困難になってきたため「半額免除制度」が導入されることになりました。

保険料の納付を半額免除された場合、全額免除と同様に、老齢基礎年金の額が免除期間の長さに応じて減額されることになります。

保険料の納付が半額免除された期間は、保険料納付済期間の3分の2とみなしますので、例えば12ヶ月半額免除期間がある場合には、その期間を保険料納付済期間8ヶ月として、老齢基礎年金を計算することになります。

なお、この間に起きた障害や死亡などを支給事由とする障害基礎年金や遺族基礎年金は減額されません。

また、追納制度により、過去10年以内の期間の保険料の全部または一部を後から納付することができます。保険料を追納した期間については、すべて保険料納付済期間として扱われます。

＜半額免除になる場合＞

・前年の所得が、次の額以下である場合
　扶養親族等がいない場合……68万円
　扶養親族等がいる場合……68万円＋（扶養親族等の数×38万円）
　※老人控除対象配偶者、または老人扶養親族の場合は48万円、特別扶養親族の場合は63万円。
・被保険者またはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって、厚生労働省令で定めるものを受けている場合
・障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合
・保険料を納付することが著しく困難である場合として、天災その他の厚生労働省令で定める事由がある場合

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント⑧

半額申請免除は、前年の所得を基準に審査しています。

●全額申請免除制度の免除の基準となる所得額の明確化

半額免除制度の創設に伴い、これまで曖昧だった申請免除について、免除の基準となる所得額が明確化されることになりました。

＜全額免除になる場合＞（平成14年4月以降の基準）

・前年の所得が、次の額以下である場合
　扶養親族等がいない場合…35万円
　扶養親族等がいる場合…（扶養親族等の数＋1）×35万円＋19万円
・被保険者またはその世帯の人が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けている場合
・障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合
・保険料を納付することが著しく困難である場合として、天災その他の厚生労働省令で定める事由がある場合

チェックポイント⑨

申請免除は、前年の所得を基準に審査しています。

●学生納付特例制度の対象範囲の拡大

これまで定時制高校や夜間の大学に通う学生は、「社会に出て働いている」とみなし、特例制度の対象から除外されていました。しかし、実態は必ずしもそうではないことから、対象が拡大されることになりました。平成14年4月1日以降は、高校、大学、短大、専門学校の夜間部や定時制、通信制課程に通う20歳以上の生徒や学生も、特例が適用されることになります。

チェックポイント⑩

所得制限はありますが、学生ベンチャーの方には朗報ですね。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

平成14年4月からの改正点

●第3号被保険者の届出方法の変更

国民年金の第3号被保険者の届出は、本人が市区町村役場に届け出なければなりませんでした。平成14年4月からは、配偶者が勤務している会社または共済組合へ届け出ることになります。手続きは、健康保険の扶養関係と同時に行われますので、本人の負担が軽減され、届出忘れの心配もなくなります。

チェックポイント⑪

第3号の資格取得や種別変更の手続きは、配偶者の会社経由になりますが、第3号から別の種別（第1号、第2号）になる場合の種別変更は、自分で市区町村役場に行って手続きする必要があります。

●第3号被保険者期間がある場合の老齢基礎年金の請求先の変更

国民年金の加入期間が、第3号被保険者期間のみの方の老齢基礎年金の裁定請求の受け付けが、市区町村役場から社会保険事務所に変わりました。

●国民年金保険料の納付方法の変更

年金事務が、市町村から国に移管されることになり、今まで市町村から送付されていた「国民年金保険料納付案内書」が、国（社会保険事務所）から送付されることになりました。

それに伴い、保険料の納付窓口が拡大され、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫から保険料を納めることができるようになります。

●農村漁業団体職員共済組合法の廃止

同共済組合から支給されていた農林年金は、平成14年4月1日から厚生年金に統合されます。

●物価スライドの凍結

公的年金の支給額は、前年の消費者物価指数の変動に応じて、物価スライドするのが原則です。しかし、2001年の消費者物価指数が－0.6％と見込まれるため、年金受給者の消費生活を考慮し、物価スライドを凍結することとなりました。

これにより、年金給付額は3年連続据え置きとなります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金Q&A

1　加入と種別変更

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1-1　20歳になったとき

Q1　今年、20歳になります。国民年金の加入手続きについて教えてください。

A1　国民年金の加入手続きは、住民登録をしている市区町村役場の国民年金の窓口で行います。20歳になったら、窓口で手続きをしてください。市区町村によっては往復ハガキに必要事項を記入して返信することで届出とする場合もありますので、20歳の誕生月が近づきましたら、送られてきたハガキをよく読んで手続きを行ってください。

☞ P220

Q2　20歳の学生です。なぜ、収入のない学生も国民年金に加入しなければならないのですか。

A2　以前は、学生の国民年金加入は任意となっていました。しかし、20歳になっても国民年金に加入していないと老齢基礎年金が減額されてしまったり、在学中の病気やケガで障害を負ってしまっても障害基礎年金が支給されないことになってしまいます。このようなことを防ぐために、法律が見直され平成3年4月より学生であっても必ず20歳から国民年金に加入することになっています。なお、本人に所得が一定額以下の場合には、申請をして承認されると保険料を納めなくてもよく、10年以内なら後払いもできる、学生納付特例制度を利用することができます。

☞ P171

チェックポイント⑫

学生ベンチャーなどの前年の収入が、133万円（所得にして68万円）以上あると、納付特例を受けられません。そのときは、しっかり保険料を納めてください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1-2　就職したとき

Q3

現在、国民年金に加入して学生納付特例を受けています。この春、就職することになり、就職先には厚生年金がないため、個人で国民年金に加入するように言われています。何か手続きをすることはありますか。

A3

相談者は、すでに国民年金に加入していますので、加入手続きの必要はありません。但し、今後は、毎月、保険料を納めなければなりませんから、前納制度や口座振替を利用する場合にはその手続きを行ってください。

＜前納制度＞

保険料は、あらかじめ6ヶ月分、1年分などを前納することができます。前納する保険料額については、割引きが行われます。

前納分の保険料を納付書で納める場合は、毎年4月に送付される「1年分前納用納付書」で納めてください。

口座振替を利用する場合は、3月中に金融機関で手続きを行ってください。

＜口座振替＞

口座振替を希望する場合には、預金通帳、印鑑（銀行印）、年金手帳（または納付書）を持参して、預金口座のある金融機関（銀行または郵便局）の窓口へ、直接申し込んでください。

チェックポイント⑬

第1号被保険者は保険料を納付（あるいは免除手続き）しないと、年金がもらえなくなってしまいます。前納制度や口座振替など利用して、保険料の納め忘れがないように気を付けましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q4

今年会社に勤め始めたのに伴い厚生年金に加入したのですが、会社の担当者から自分で役所へ行って国民年金をやめる手続きをしてくるようにと年金手帳を渡されました。どこに何を持って行けばいいのでしょうか。（女性/未婚/1975/会社員）

A4

☞ P220

国民年金に関する手続きは、住所地の市区町村役場の国民年金課で行います。相談者の場合は、国民年金（第1号被保険者）から厚生年金（第2号被保険者）に変更する手続きをする必要がありますので、次のものを持って行ってください。

＜持っていくもの＞

- 年金手帳
- 勤務先から交付された健康保険証

Q5

私は今33歳ですが、今まで国民年金を払ったことがありません。この春から就職する予定なんですが、厚生年金に加入するのに支障はありませんか。（女性/未婚/1968/無職）

A5

国民年金の保険料を滞納していたからといって、厚生年金の加入に影響することはありません。

だだし、保険料の滞納期間の分、将来もらえる年金の額は減額されることになります。もし、今後余裕ができたら国民年金の保険料を遡って納めることも考えてみてください。

Q6

夫の扶養者で、年収が130万円以上になると、第1号被保険者だと言われたのですが、アルバイトで会社の厚生年金に加入した場合、第2号被保険者になるのでしょうか。（女性/既婚/1975/パートタイマー）

A6

厚生年金に加入すれば、その時点から第2号被保険者となります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

P22

手続きは、厚生年金に加入した後に行います。手続き窓口は住所地の市区町村役場です。

ところで、相談者が、すでにご主人の扶養からはずれていて、厚生年金に加入するまでのあいだに1日でも空白期間ができるのであれば、被保険者の資格は、第3号→第1号→第2号と変更することになります。第1号被保険者に該当することの届出をしていらっしゃらないようでしたら、そちらの手続きも行ってください。

＜持っていくもの＞

- 年金手帳
- 被扶養者資格喪失証明書またはご主人の健康保険証（第1号に該当する手続きに必要）
- 勤め先から交付された健康保険証（第2号に該当する手続きに必要）

チェックポイント⑭

主婦の在宅ビジネスの収入が年間130万円以上になった場合は、第1号被保険者に該当します。

1-3　転職・退職したとき

Q7

会社員の主人が3月31日で会社を辞め、5月1日に再就職しました。被扶養者である私は、第3号被保険者の届出の手続きが必要なのでしょうか。（女性/既婚/1959/専業主婦）

A7

P220

3月末でご主人が以前の会社を退職し、5月に再就職ということですので、4月は相談者とご主人の2人とも国民年金の第1号被保険者に該当します。この場合、お2人とも被保険者種別の変更の届出をし、4月分の保険料を納付する必要があります。

また、5月の再就職により、ご主人は第2号被保険者に、相談者は第3号被保険者に戻ることになりますから、再度、被保険者種別

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

変更の届出を行ってください。

もし、まだ何も手続きしていないのであれば、同時に済ませることができますから、早めに住所地の市区町村役場の国民年金課へ届け出てください。

なお、平成14年4月1日以降の第3号被保険者の届出は、健康保険の扶養関係と一緒にご主人の会社が手続きをしますので、自分で窓口に行く必要はありません。

＜窓口で手続きする場合に持っていくもの＞

- 年金手帳（2人分）　・新しい職場の健康保険証
- 以前の職場を退職した日が分かるもの（離職票など）
- 第3号届出用紙（役所から用紙をもらい、ご主人の勤務先の証明をもらう）

ご主人の年金手帳が職場に提出されている場合には、その旨申し出てください。

Q8

現在厚生年金に加入。妻は専業主婦。転職を考えていますが、現在勤めている会社を退職し、次の職場に転職する間、1日でも間があく場合、国民年金に加入しなければならないのでしょうか。（男性/既婚/1968/会社員）

A8

☞ P220

転職の際、退職日と再就職日の間が1日でも空いてしまう場合には、相談者と奥様の2人とも国民年金の第1号被保険者となる届出をしなければなりません。この届出は退職した日の翌日から14日以内に住所地の市区町村役場で行ってください。

さらに、再就職後には相談者は国民年金の第1号被保険者から厚生年金（第2号被保険者）に、奥様は第3号被保険者への種別変更の手続きが必要です。こちらの手続きは、相談者は14日以内、奥様は30日以内に行ってください。

面倒ですが、届出を忘れてしまうと年金額の計算をするときなどに不利になってしまう場合もありますので、きちんと手続きをして

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ください。

（第3号被保険者の種別変更の届出は平成14年4月1日より配偶者が勤務する事業所経由で行うことになります）。

チェックポイント⑮

脱サラでSOHOを始める場合にも、国民年金に加入することになります。奥様が専業主婦なら、夫婦そろって、第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

Q9

関西から関東に異動になったんですけれど、妻の国民年金に関して何か届出などは必要ですか？　会社は変わっていません。事業所が変わりました。（男性/既婚/1977/会社員）

A9

別の事業所に転勤になった場合にも、年金加入の確認や住所変更の手続きが必要になります。年金手帳、健康保険証を持って市区町村役場で手続きを行ってください。

万一、前の事業所からの転出の届出と新しい事業所からの転入の届出の日付に1日でも隙間があれば、奥様は第3号被保険者ではなくなってしまいますので、その点も確認してもらい、必要であれば第3号被保険者該当の届出もしましょう。

（第3号被保険者の種別変更の届出は平成14年4月1日より配偶者が勤務する事業所経由で行うことになります）。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q10

先日、未加入期間国民年金適用推奨という書類が届きました。第1号被保険者は保険料の支払い義務があるとの記載があります。私は平成11年4月1日に退職し、平成12年12月1日に再就職をしました。退職時に国民年金への再加入の手続きは取っていません。現在、私は国民年金第2号被保険者になります。保険料は未納のままでいいのですか？　その場合未納金額は支給時に減額となるのですか。（1968/会社員）

A10

退職して再就職までの間が1日でもあくときには国民年金への加入の手続きが必要です。手続きを怠ると将来の年金が正確に計算されなくなってしまう可能性もあります。

相談者の場合には、平成11年4月から平成12年11月までは、国民年金の第1号被保険者に該当します。

第2号被保険者→第1号被保険者→第2号被保険者の種別変更の手続きをし、第1号被保険者期間の保険料の納付をしてください。保険料を未納のままにしておくと将来の老齢基礎年金は減額されることになります。

Q11

今まで会社の厚生年金に8年2ヶ月加入しておりましたが、今度転職する先は、国民年金に加入しなければならないそうです。今まで払ってきた厚生年金は無駄になるのでしょうか？　それと、国民年金は厚生年金に比べて支給額が少ないのですか。

A11

☞ P173
☞ P190

1ヶ月でも厚生年金に加入していれば、老齢厚生年金をもらうことができます。しかし、相談者のこれまでの公的年金加入状況は、厚生年金（8年2ヶ月）のみですから、今後、国民年金に加入し、受給資格期間である公的年金加入25年以上という要件を満たさなければなりません。この要件を満たせば、65歳から老齢基礎年金（国民年金）と老齢厚生年金を受給することができます。今まで納めた厚生年金の保険料は無駄にはなりません。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

国民年金と厚生年金の支給額を単純に比較するのは難しいですが、国民年金のみに加入してきた人の年金と厚生年金に加入したことのある人の年金を比較した場合には後者が高くなります。なぜなら、厚生年金の加入期間は同時に国民年金の第2号被保険者であるため、厚生年金の加入者にはこの期間について両制度の年金が支給されるからです。

また、算定方式の違いから、厚生年金の支給額の方が高額になる場合があります。国民年金の年金額の算定方式は決められた満額からペナルティ分を減額していく方式であるのに対し、厚生年金は標準報酬月額と加入月数に比例し増額していく方式です。よって、厚生年金に長く加入すれば国民年金より厚生年金の方が支給額は高くなります。

チェックポイント⑯

脱サラでSOHOを始めた場合には、会社員の時の厚生年金加入期間に応じた老齢厚生年金と、老齢基礎年金が支給されます。

Q12

新聞を読んでいたら、保険の外交員をしていた主婦が、厚生年金に加入していたのを知らずにやめた後、国民年金に変更手続きをしなかったために空白期間ができた、との記事を読みました。心配になり、社会保険事務所で調べてもらったら、私も全く同じでショックでした。ずっと自分は第3号被保険者だと思っていたのです。資格を喪失してから、空白期間が10年ありました。会社員の妻なので、主人が退職するまでは保険料の納付は必要ありませんが、もし定年を待たずに退職した場合は、その後私は25年分になるまで自費で保険料を払わなければならないんでしょうか。（女性/既婚/1957/専業主婦）

A12

最近、「主婦の年金空白」の問題は大きく取り上げられていますね。届出を忘れてしまって、国民年金の加入に空白が生じてしまう

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

のは、本人の責任であるといえますが、本人が知らない間に厚生年金に加入させられていたことが原因で、空白期間ができてしまったなんてひどい話ですよね。

このような事態が起きてしまったのは、従来、各年金制度間の移動者の確認が本人の届出のみで行われていたためですが、現在は、本人が届出を忘れている場合でも基礎年金番号により各年金制度間の移動が確認されて、社会保険事務所から届出を促す勧奨状が本人に送付されますので、このような事態は生じにくくなっています。

現在、相談者のような立場の方への救済措置はありませんので、ご主人が退職した場合には相談者は、国民年金の保険料を納めることになります。

Q13

私は41歳の主婦です。現在パートなどで収入を得ていますが、主人と年が離れていて、主人はあと5、6年で定年です。主人の定年後は、私は国民年金に入らなければなりません。将来年金をもらうためには、25年間保険料を納めないといけないと聞きました。今後自分のために、パートではなく厚生年金を掛けられるような仕事に就いた方がいいのか迷っています。これまでに厚生年金を7年5ヶ月ぐらい掛けています。65歳になって同じ年金でも厚生年金と国民年金では受け取る金額も変わって来るのでしょうか。（女性/既婚/1960/パートタイマー）

A13

そうですね。相談者は現在、第3号被保険者ですから保険料を納める必要はないわけですが、ご主人の定年後は、国民年金の第1号被保険者になりますから、保険料を納めなければなりません。

相談者がおっしゃるように、いっそのこと厚生年金に加入可能なお仕事をするのもよい方法かもしれませんね。その分、将来もらう年金の額も増えますしね。

例えば、このまま国民年金の保険料を納めていくことにした場合の65歳からの年金は、老齢基礎年金（国民年金）と7年5ヶ月の加

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

入期間分の老齢厚生年金ですが、今後厚生年金に加入した場合には、老齢基礎年金の額は変わりませんが、老齢厚生年金は加入期間が増えた分だけ年金額が増えることになります。

しかし、このお話は、今後の夫婦のライフスタイルを決めることでもありますから、ご主人にも相談して考えてみてください。

Q14　3月で定年退職ですが。年金と雇用保険は同時に受け取ることができますか。（男性/1942）

A14

☞ P189

従来は65歳前の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は同時にもらうことができました。しかし、手厚すぎる生活保障は高齢者の労働意欲を損なうということで、平成10年4月1日以降、同時にもらうことができなくなりました。

年金受給者が失業給付の受給を希望した場合には、年金が全額支給停止になってしまいます。但し、失業給付の受給期間が満了すれば、年金の支給が再開します。

1-4　結婚したとき

Q15　今まで厚生年金に加入していましたが、結婚して退職しました。主人は会社員ですが、年金について何か手続きが必要ですか。

A15

☞ P220

国民年金の第3号被保険者該当届を、住所地の市区町村役場に提出しなければなりません。第3号被保険者該当届は市区町村役場に置いてあるものをもらってきて、ご主人の勤務先から相談者が扶養家族であることの証明をもらい提出することになります。

第3号被保険者は、保険料を納付する必要はありませんが、きちんと届出がされていないとその期間は保険料滞納期間となってしま

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

います。将来、年金がもらえなくなってしまうこともありますので、必ず届出をしてください。

なお、平成14年4月1日以降は、健康保険の扶養関係と一緒にご主人の会社が手続きをしますので、自分で窓口に行く必要はありません。

＜窓口で手続きする場合に必要なもの＞

- 年金手帳（2人分）
- 健康保険証
- 以前の職場を退職した日が分かるもの（離職票など）
- 第3号被保険者届出用紙（役所から用紙をもらい、ご主人の勤務先の証明をもらう。）

ご主人の年金手帳が職場に提出されている場合には、その旨申し出てください。

Q16

私は、厚生年金に加入しています。昨年、外国籍の女性と結婚しました。日本国籍のない妻（専業主婦）は、国民年金に加入できるのでしょうか。（男性/既婚/1965/会社員）

A16

☞ P170

国民年金の加入については、国籍の要件はありません。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人であれば、外国籍の人でも国民年金に加入しなければなりません。

奥様の場合には、国民年金の第3号被保険者に該当します。第3号被保険者は保険料の納付をする必要はありませんが、届出をしなければなりませんので、市区町村役場の窓口で手続きをしてください（平成14年4月1日以降は、健康保険の扶養関係と一緒にご主人の会社が手続きをしますので、自分で窓口に行く必要はありません）。

Q17

私の妻は、結婚退職後年金の支払いをしておらず、3年が経ちます。家賃収入が年間200万円ほどあり、扶養には入ってません。こ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

のままでいいのでしょうか。（男性/既婚/1964/会社員）

A17

このままでは、奥様は老後だけでなく、障害を負ってしまった場合にも年金をもらえなくなってしまいます。おそらく、個人年金や生命保険などには加入されているのだと思いますが、それだけに頼るのはどうでしょうか。公的年金にも個人年金などにもそれぞれのメリットがありますから、それを生かして公的年金と個人年金などの合わせ技で、老後や万一の場合に備えたいものです。

また、保険料を納めていないということは、意識的にしろ無意識にしろ社会的ルール違反だということは覚えておいてくださいね。

というわけで、これを機会に国民年金の保険料を納めることを強くおすすめします。

【国民年金の特徴】

- 保険料月額13,300円（平成14年度価格）。年齢による差、収入による差はありません。
- 保険料は社会保険料控除として、全額が所得から控除されます。生保などの個人年金は、5万円が上限です。
- 65歳を過ぎると、亡くなるまで年金が支給されます。
- 障害を負ってしまったとき年金が支給されます。
- 死亡してしまったとき、残されたご遺族に年金が支給されます。
- 年金支給額は、実質価値が目減りしないよう、毎年、物価の上昇に合わせて改善を図るほか、5年ごとの財政再計算期には、生活水準の向上などに応じて改定が行われます。

【窓口および手続き】

住所地の市区町村役場で、国民年金の第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください（保険料は過去2年間遡って納付することができます）。手続きには、年金手帳が必要です。

チェックポイント⑰

主婦の在宅ビジネスの収入が年間130万円以上になった場合も、第1号被保険者に該当します。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q18

主人の会社には厚生年金制度がなく、国民年金に加入しなければならないのですが、生活が苦しくて、結婚してから今まで保険料を納めてきませんでした。これからのことを考えて、国民年金に加入をしようと思っているのですが、これから加入をしても大丈夫でしょうか。25年以上の支払いは可能になるので大丈夫だと思うのですが、過去に遡って払えるのはいつまででしょうか。（女性/既婚/専業主婦）

A18

☞ P173

今回のお話では、保険料を納めていない期間がどの程度あるのか分かりませんので、何とも言えませんが、保険料を納めていない期間が長い場合には、老齢、障害、遺族、どの年金についても受給権が得られません。早めに、加入の手続きを行って保険料を納付してください。

また、過去2年分の保険料は遡って納付することができます。保険料を遡って納付しておけば、納付後の事故に対する障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権が得られます。金額は、過去に保険料を納めていない月があったとしても、関係なく定額です（1級障害1,005,300円、2級障害804,200円、遺族804,200円、それぞれ子供の数に応じた加算あり）。

遡って保険料を納めた2年間と、今後の保険料を納付する期間を合わせて25年以上になれば、老齢基礎年金の受給権を得ることもできます。

チェックポイント⑱

ご主人がSOHO事業者で、奥様が専業主婦の場合には、夫婦ともに国民年金に加入します。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1-5　扶養親族について

Q19

厚生年金に加入している社員の母親（55歳、無職）を扶養親族にしました。この場合の母親の年金への加入および保険料は、どうなるのでしょうか？　配偶者ではないので、第1号被保険者となるのでしょうか？　届け出なければいけない手続きなども併せて、お教えいただければと思います。

A19

第1号被保険者に該当することになります。これまで第1号被保険者以外の被保険者だった場合には、種別変更の手続きが必要ですから、お母様の住所地の市区町村役場で、手続きをしてください。

第1号被保険者になると、ご本人または世帯主が月々の国民年金の保険料（平成14年度13,300円）を納めることになります。

＜必要なもの＞

- 年金手帳
- 新しい健康保険証

チェックポイント⑲

扶養親族の国民年金の保険料を負担している場合には、その保険料額が年末調整時、または確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■基礎年金番号

「自分の基礎年金番号がわからない」というご質問をよく聞きますので、どのようにして基礎年金番号が決められたかについて、説明しておきましょう。

①平成9年1月以後に、初めて公的年金に加入した人の場合……基礎年金番号の記載された水色の年金手帳が交付されます。

②基礎年金番号導入時（平成9年1月)に、国民年金や厚生年金の被保険者であった場合……加入している国民年金または厚生年金の年金手帳（被保険者証）の記号・番号が、基礎年金番号となりました。年金手帳（厚生年金保険被保険者証を含む）を2冊以上持っている場合には、それらの記号・番号を基礎年金番号に統合する必要があります。

③基礎年金番号導入時に（平成9年1月)、国民年金や厚生年金の被保険者ではないが、過去に被保険者であった人の場合……最後に加入していた年金制度の年金手帳の記号・番号が、基礎年金番号となりました。これに該当する人は、60歳以上65歳未満で働いていない人などです。

④共済組合などの組合員・加入員である人、または過去に組合員・加入員であった人の場合……共済組合などによって、7桁から12桁で付されていた組合員番号がありますが、それとは別に新しい基礎年金番号が与えられました。

⑤すでに国民年金または厚生年金の年金を受給している人の場合……裁定の基礎となった年金手帳の記号・番号が基礎年金番号となり、新しい年金証書が交付されました。

なお、②、③、④に該当する人には、「基礎年金番号のお知らせ」という封書で、各個人宛に「基礎年金番号通知書」が郵送されています。

但し、平成8年12月から平成9年1月ごろ、厚生年金に加入していた場合には、勤務先に郵送され、各自に手渡されました。年金手帳を一括保管している会社では、共に保管されているはずです。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

2　第3号被保険者

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

2-1　第3号被保険者の収入

Q1

先月結婚退職しました。第3号被保険者の届出も済ませました。今はバイトも何もしてないので無収入ですが、バイトなどをして収入がある場合には、第3号被保険者になれないのでしょうか。（女性/既婚/1975/専業主婦）

A1

少しくらいの収入は問題ありません。しかし、第3号被保険者は、主として第2号被保険者の収入により生計を維持される者ですから、当然、収入制限はあります。生計を維持されていると認定される基準は、年間収入が130万円未満であるかどうかです。もしも収入が130万円以上になると、国民年金では第1号被保険者となり、健康保険の方もご主人の扶養から外れることになります。どちらも自分で保険料を払わなければなりませんから、思わぬ出費にならないよう、130万円の収入制限のことは気に留めておいてください。

チェックポイント⑳

主婦の在宅ビジネスの収入が年間130万円以上になった場合は、第1号被保険者に該当します。

Q2

専業主婦ですが、昨年配当収入45万円がありました。会社員の夫の扶養で第3号被保険者ですが、収入による制限はどうなっているのか詳しく知りたいのです。問い合わせを受けてくれる役所はどこかも、お教えください。（女性/既婚/専業主婦）

A2

年間収入が130万円以上になった時には、第3号被保険者に該当しなくなります。収入が45万程度であれば、特に問題ありません。しかし、今後配当収入が増えたりパート収入などが加わって、年間収入が130万円以上になった場合には、ご主人の会社にその旨申し

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

出てください。その後、お住まいの市区町村役場の国民年金窓口で、種別変更の手続きをします。それにより、第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更になります（パート先などで厚生年金に加入した場合は第2号被保険者になります）。

第1号被保険者になると、各月の保険料を支払うことになりますし、年収が130万円以上になると、健康保険もご主人の扶養から抜けて自分で加入することになりますから、家計を預かる主婦としては、この130万円を頭の隅に置いておいてくださいね。

国民年金は市区町村が管理していますので、大抵の質問は、市区町村役場の国民年金課の窓口で受け付けてくれます。

Q3

会社員の夫と妻の2人家族です。妻の収入は、ここ7年間のうち100万円を超えてしまっている年が5年ほどあります。そのたびに会社では、扶養をはずす手続きをとっているのですが、会社の健康保険には継続して加入できています。当然ながら、国民年金も第3号被保険者のままですが、この場合すぐに手続きして第1号被保険者に切り替えたほうがいいのでしょうか。それとも何か通達があるまで、このままにしていたほうがいいのでしょうか。また、これまでの5年間は年金未加入という事態に発展する可能性がありますか。（男性/既婚/1962/会社員）

A3

健康保険や厚生年金の扶養配偶者の収入の限度額は、年間130万円未満です。相談者の奥様の場合は、健康保険に継続して加入しているということなので、130万円まではいっていないのではないでしょうか。そうであれば、国民年金の被保険者種別変更（第3号→第1号）の必要はないと思います。

種別変更の手続きは、奥様の年間収入が130万円以上になって、健康保険の扶養から除外されたときに行ってください。

ちなみに、会社の扶養をはずされたということですが、これは家族手当などの対象ではなくなったということでしょうか。家族手当

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

などの規定は、会社によって異なりますので、相談者のようなケースもあると思います。

Q4

個人事業主として、青色申告をしている主婦です。夫は会社員で、厚生年金に加入しています。収入金額は130万円を超えますが、経費を引いた後の所得金額が130万円未満の場合、第3号被保険者になり得るのでしょうか。（女性/既婚/1969/自営業）

A4

第3号被保険者とは、第2号被保険者の配偶者であり、主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者です。この生計維持の具体的な認定基準は、健康保険の被扶養者の認定基準と同様です。

では、認定基準をみてみましょう。

【第2号被保険者と同居している配偶者の場合】

①年間収入が130万円未満で、かつ第2号被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

②2分の1以上の場合でも、130万円未満であって第2号被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を総合的にみて第2号被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められること。

【第2号被保険者と別居している場合】

①年間収入が130万円未満で、かつ第2号被保険者からの援助による収入より少ないこと。

但し、認定対象者の職業や生活実態を勘案して認定を行うことが実態とかけ離れ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合は、認定されない場合があります。

ここでいう年間収入とは、所得税法上の所得（利子、配当、不動産、事業、給与、退職金、山林、雑所得等）、社会保険給付金（失業給付、出産手当金、傷病手当金）、年金など、あらゆる収入を合算してよいとされています。

事業所得者の場合、「事業の総収入ー必要経費」が130万円未満

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

であることが恒常的と認められれば、被扶養者として認定されることになります。

但し、収入額の恒常性に関する判断方法は、健康保険組合によって異なりますので、ご主人の会社の健康保険組合に問い合わせてみてください。

チェックポイント㉑

SOHO・在宅ワーカーの収入は、事業所得または雑所得になります。そのため、給与所得者と違い、必要経費が認められます。

Q5

今までは、主人の扶養の範囲で仕事をしていましたが、今年からその範囲に収まらず220万位の年収になる予定です。扶養をはずれるに当たって、夫の会社にその旨、告げなくてはいけないのですが、その場合、どのような扱いになりますか?

A5

そうですね。ご主人の会社でどのように扱うかによりますが、収入が130万円以上になった時点まで遡って処理される可能性は大きいですね。その場合、ご主人の会社からもらっていた家族手当や、相談者が医療機関で使った医療費のうち、会社の健康保険が負担した分の医療費は、返還しなければならないでしょうね。

年金の方は第3号被保険者の資格を失いますから、国民年金の第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。第1号被保険者に該当した月以降は、保険料を納付する必要があります。もし、収入が130万円以上になった時点まで遡って第3号被保険者の資格を喪失することになった場合には、保険料の納付義務も遡って発生することとなります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q6

私は42歳の会社員です。月収は19万円、昨年は年収230万円です。現在勤めている会社が経営不振のため、今月で社会保険から脱退する模様です。年金や健康保険の支払いのことを考えると夫の扶養になった方がいいでしょうか。年収130万円未満に押さえることは可能です。（女性/既婚/1959/会社員）

A6

相談者がおっしゃるように、お勤めの会社が厚生年金から脱退すれば、国民年金と国民健康保険の保険料を自分で納めることになりますね。

まず、それぞれの保険料が年間でいくらになるのかを考えてみてはどうでしょうか。

国民年金の保険料は月額13,300円（平成14年度）ですから、年間で159,600円。国民健康保険の保険料（介護保険料も含む）は相談者の所得なら、年間20万～30万円くらいかと思いますが、市町村によって金額は異なりますので、市区町村役場に問い合わせて試算してもらうのがよいと思います。

お金のことだけで考えるなら、年収230万円を130万円未満に押さえてまでご主人の扶養に入るのが得策とは思えません。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3　保険料

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3-1　保険料

Q1

今、派遣社員として働いています。現在は厚生年金に加入していますが、派遣先の移転に伴い、12月いっぱいで今の勤めをやめます。来年の1月からはアルバイトをしようと思っています（厚生年金には加入しません）。だいたい月20万前後いただく予定です。この場合、私は国民年金の第1号被保険者として手続きをするのでしょうか？　その場合、何を基準に保険料が決まるのですか？　もしあまりにも高いようでしたら、主人の扶養に入ろうかとも思っているのですが。（女性/既婚/1973/会社員）

A1

☞ P170

アルバイトとはいえ月に20万円の収入となると、ご主人の扶養に入るのは難しいでしょう。相談者の場合には、国民年金の第1号被保険者該当の手続きをしてください。第1号被保険者の保険料は、収入の額に関係なく一律に月額13,300円（平成14年度）となっています。1年分または半年分を前納すると、割引になる制度もあります。1年分の前納で2,830円割引（平成13年度）になります。口座振替をご希望の場合は、銀行や郵便局の窓口で手続きができます。

なお、第1号被保険者に該当したとき、該当しなくなったときの手続きは、市区町村役場の窓口になります。

チェックポイント㉒

国民年金の保険料は、年齢や年収などに関係なく、一律に月額13,300円（平成14年度）です。将来の受給額を増やしたい方は、月額400円の付加保険料を合わせて納めることもできます。

Q2

夫が厚生年金に加入していて、奥さん（無職）を扶養している場合の質問です。奥さんの年金の納付は夫の厚生年金の保険料に

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

含まれて徴収されているのですか？　扶養者がいてもいなくても、徴収される保険料は同じですよね。もしかして、扶養者がいると、その分加算しなくてはいけないのですか。（女性）

A2

第3号被保険者の保険料は、確かにどうなっているのかよく分からないところですよね。旦那さんの保険料に加算されていると、誤解をしていらっしゃる方も多いと思います。しかし、厚生年金などの保険料は、加入者本人の標準報酬月額に基づいて決められていますので、配偶者の有無で変わることはありません。

では、第3号被保険者は、どうして保険料を払わなくてよいのでしょうか。実は、第3号被保険者の保険料は、厚生年金制度の財源から一括して国民年金に支払われているのです。

これは、第2号被保険者（厚生年金等の被保険者）の国民年金分の保険料も同じことです。この第2号被保険者と第3号被保険者の国民年金分の保険料を「基礎年金拠出金」と呼びます。この基礎年金拠出金をプールしたものが、第2号被保険者と第3号被保険者に対して、国民年金から支給される老齢基礎年金の財源となるわけです。

Q3

大学をこの春に卒業します。20歳を過ぎてからは、住民票が実家のままなので、実家の親が国民年金の保険料を肩代わりしてくれていました。でも、春からは就職し、社会人となります。その準備として3月に住民票を移そうと思います。そこで、実家と今の住居の住民票が重なる3月の国民年金の保険料の支払方法はどうなるのでしょうか。（男性/未婚/1979/学生）

A3

国民年金の保険料は、住所地の市区町村役場（平成14年4月からは社会保険事務所）で納めることになります。相談者のように転居をされる場合には、次のような扱いになります。

現住所の市区町村役場に「転出届」を提出する前なら現住所地

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

で、その後なら転居先の市区町村役場に「転入届」を提出してから、転居先で保険料を納めることになります。転出転入の届出と保険料の納付を同じ日に行うこともできます。時期的に考えて、ご両親のところに3月分の「納付案内書」が送付されていると思いますので、転出の手続きの際に、保険料も納めるのがよいのではないでしょうか。

また、転居先の市区町村役場へ転入の手続きの際には、国民年金の手続きも同時に行ってください。

＜持って行くもの＞

・年金手帳　・基礎年金番号通知書　・印鑑

・以前の住所地での国民年金保険料の領収書（納付案内書）

4月からはご就職とのことですから、厚生年金に加入されるのでしょうか。4月以降の保険料は、ちゃんとお給料から引かれて、会社が納めてくれますよ。

Q4

私は先月30日に退職しました。そこで、今まで厚生年金だったものを国民年金へ切り替えようと思ったのですが、今まで母が私の分の国民年金の保険料をずっと支払っているそうです。この場合、特に厚生年金から国民年金への切り替えなどの申請を市役所にする必要がありますか？　また特別に提出する書類はありますでしょうか。（男性/未婚/1973/無職）

A4

会社を退職した場合には、市役所に国民年金の被保険者種別変更の届出をしなければなりません。さらに、相談者のお話によると、国民年金と厚生年金の保険料を二重に納めていた期間があるということのようですから、厚生年金に加入していた間の国民年金の保険料について、還付の請求をしてください。二重に納めた分の保険料は返してくれるはずです。

このように保険料を二重に納めてしまったのも、厚生年金に加入された時に種別変更の届出をしなかったことが原因だと思います。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

就職、退職、（女性の場合は結婚）の際には、きちんと届出をしましょうね。

＜持っていくもの＞

・年金手帳　　・印鑑
・健康保険証（勤め先から新しく交付されたもの）
・以前の職場を退職した日が分かるもの（離職票など）

Q5

私は税理士事務所を経営しております。私の関与先の奥様ですが、ご主人が個人事業主のため国民年金に加入しています。以前は専従者でしたが、昨今の不況により2年ほど前からパートに出ることになりました。ところが先日、そのパート先の会社に社会保険事務所の調査があり、8ヶ月遡って厚生年金に加入するように言われたらしいのです。そこで質問なのですが、過去8ヶ月分の国民年金は還付されるのでしょうか。もし還付されないとしたら、その分は受給する年金が増えるのでしょうか。（女性/既婚/1962/パートタイマー）

A5

国民年金の保険料は、還付されることになります。厚生年金の加入手続きが済みましたら、住所地の市区町村役場で国民年金の被保険者種別変更の手続きを行ってください。

手続き後、保険料還付の通知が郵送されますので、通知に従って還付を受けてください。

＜持っていく物＞

・年金手帳　　・印鑑
・健康保険証（勤め先から新しく交付されたもの）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㉓

SOHOの事業が順調に拡大して、人を雇った場合には、労働保険や社会保険について考えなければなりません。パートタイマーだとしても、雇用期間や労働時間、年収などにより、労働保険や社会保険の適用を受けることになります。

Q6

国民年金の保険料を支払わないとどうなるのですか。（女性/未婚/学生）

A6

国民年金の保険料を納めないことについての罰則はありませんが、保険料を納めないでいると、将来、老齢年金がもらえないばかりか、万一の時にも障害年金や遺族年金が支給されなくなってしまいます。

また、保険料の徴収には、2年という時効がありますから、保険料を滞納していても、2年以上経過した期間の保険料を請求されることはありません。「なぁんだ、納めなくてもいいのか」と、お思いかもしれませんが、これは後になってやっぱり納めようと思っても、2年より前の分はもう納められないということでもあります。

いま、相談者は学生さんですが、いずれ就職されれば厚生年金に加入することになるかもしれません。その時に、過去の国民年金の保険料滞納期間が原因で、厚生年金も支給されないなんてことになったら損だと思いませんか。そういう場合もあるのですよ。

チェックポイント㉔

第1号被保険者は、保険料を納付（あるいは免除手続き）しないと年金がもらえなくなってしまいます。前納制度や口座振替などを利用して、保険料の納め忘れがないように気を付けましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q7

20歳から国民年金に入っています。行く行くの不安（支払われる金額）や会社員ではないことを理由に、一昨年から保険料の支払いを一時中断してます。質問は今まで支払った分を捨てても、これから支払う分を考えるとどちらが得か（一生独身の場合）。また、市役所の人いわく、滞納期間が2年を過ぎると取り返しがつかないそうですが、どういうことですか？　（女性/未婚/1964/自由業）

A7

国民年金から支給される年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。そして、年金をもらうためには、それぞれの受給要件を満たさなければなりません。

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に保険料を納めた期間と、保険料の納付を免除された期間と合算対象期間を合わせた期間が、25年以上あれば支給されます。ですから、相談者が、今まで保険料を納めてきた期間とこの先保険料を納める期間が、25年以上になれば年金は支給されます。しかし、保険料滞納期間があればその分、年金は減額されてしまいます。

障害基礎年金、遺族基礎年金については、年金を支給する原因となった傷病についての初診日や死亡日より前に、保険料滞納期間がたくさんある場合には、年金が支給されなくなってしまいます。

市役所の方がお話しされた、2年という期間ですが、これは保険料の徴収時効の期間です。保険料は、2年より前の期間については、時効により納めることができなくなります。逆に言えば、2年以内の未納保険料は、遡って納めることができます。きっと、市役所の人は、「2年を過ぎた保険料は納めることができなくなるから、滞納期間となってしまい、このままずっと保険料を納めないでいると滞納期間がどんどん増えて年金をもらえなくなることもあるよ」と、言いたかったのでしょう。

それから、今後納め続けるのが損か得かというご質問ですが、これは一概にどちらとは言えません。なぜなら、公的年金は完全な終身年金だからです。あえて損か得かという観点で見るなら、長生き

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

すればするほど得と言えるかもしれません。寿命は予想することはできませんし、また障害など不測の事態がいつ起こるかも予期できないことです。ご自身のことですから、慎重に考えて、その時々に最善の手を打っておくべきだと思います。

チェックポイント㉖

公的年金は老後の生活保障だけではなく、万一のための最低限の備えでもあります。経済的な理由で保険料が納付できない場合には、免除の手続きをしっかり行いましょう。

Q8

私は2年前の平成11年12月31日に、以前の勤務先を退職し、その後（平成11年12月31日から平成14年2月現在）、国民年金を納めていません。国民年金の支払いは、2年前まで遡って支払いができると聞きましたが、私の場合、今から保険料を納めても平成12年1月分は1ヶ月の保険料滞納期間になってしまうのでしょうか。

A8

相談者が以前の勤務先を退職したのが、平成11年12月31日（厚生年金の資格喪失日は平成12年1月1日）ですから、平成11年12月分の保険料は、すでお給料から天引きされて、厚生年金に納付済になっているはずです。最後にもらったお給料から11月と12月の2ヶ月分保険料が引かれていませんか？　もしくは、お給料とは別に12月分の保険料を払いませんでしたか？　12月分はすでに納めたとすると、現在、保険料が未納になっている期間は、平成12年1月分から平成14年1月分となります。

このうち、保険料を遡って納めることができる期間は、当月（平成14年2月）の前々月から起算して、2年前の月（平成12年1月）までの期間です。

相談者の場合は、2月末日までに過去の保険料をすべて納めれば、保険料滞納期間はなくなるということになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q9

昨年3月で体調不良のため会社を退社し、厚生年金から国民年金に切り替わりましたが、免除の手続きをして保険料を支払っていませんでした。今年、再就職した会社から年末調整の書類を出すように言われたのですが、年金の保険料の欄にどのように記入したらよいのでしょうか。（女性/未婚/1972/会社員）

A9

年末調整の社会保険料の記入欄は、実際に国民年金や国民健康保険の保険料を納付した場合に、納付した金額を記入します。相談者の場合は、保険料の免除を受けていて、実際には保険料を納付していませんので、この欄は無記入または0円ということになります。今後、保険料を追納した場合には、納付した額がその年の年末調整の対象となります。

チェックポイント㉕

扶養親族の国民年金の保険料を負担している場合には、その保険料額が、年末調整時または確定申告時に、社会保険料控除の対象となります。

Q10

毎月給与から引かれる厚生年金の保険料の額は、5、6、7月の給与の平均額をもとにして決められていると雑誌で読んだことがあります。ここ数年の間、5、6、7月付近に仕事が集中し、あとの月は定時帰りの状態でした。5、6、7月の給与だけ増え、厚生年金の保険料も増額されてましたが、今年もこのような状態になりつつあります。なにか対処法はないのでしょうか。（男性/未婚/1969/会社員）

A10

よく聞くお話ですね。こういう方は多いのではないでしょうか。厚生年金や健康保険の保険料を計算するもとになる標準報酬月額は、5、6、7月の3ヶ月のお給料の平均から求めます。ここで決定された標準報酬月額は、その年の10月1日から翌年の9月30日まで有効で、その間、固定的賃金（基本給など）の変動があり、よ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ほど大きくお給料の額が変わらないかぎり改定されることはありません。

但し、将来年金をもらう時には、一生涯の標準報酬月額を平均した平均標準報酬月額に厚生年金に加入していた月数を掛けた数字をもとにして老齢厚生年金が支給されます。つまり、保険料がちょっと高くなった分、もらえる年金額もちょっとアップするのですから、損をしているわけではないのです。

Q11

同じ会社に勤めていますが、4月から給料が大幅にダウンします。それによって、その月の保険料からは、標準報酬月額の等級が下がる（=保険料が下がる）ということはないのでしょうか？　しばらくは、以前のままの保険料を納めなくてはいけないのですか。（女性/未婚/1971/会社員）

A11

標準報酬月額は毎年8月に決定したものを、10月から翌年の9月まで変更しないのが原則ですが、相談者のように給与が大幅に下がってしまった場合や、上がった場合などは、随時に改定をすることになっています。

但し、この改定を行うためには、次のすべてに該当しなければなりません。

- 昇（降）給などの固定的賃金の変動があったこと。
- 固定的賃金の変動月以後、継続する3ヶ月に受けた報酬の平均月額によって算定した標準報酬月額の等級が現在のものと2等級以上差があること。
- 3ヶ月とも報酬支払基礎日数が20日以上あること。

これらすべてに該当すれば、固定的賃金の変動があった月から4ヶ月目の月の標準報酬月額が改訂後のものになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q12

離職年月日が保険料の支払いに及ぼす影響についてお伺いします。6月30日に退職した会社から受け取った離職票の離職日が、6月29日となっていました。担当者に問い合わせたところ、6月30日を離職日にすると保険料を引かなければならないから29日のほうが有利（会社が有利なのか、私が有利なのか不明です）という回答でした。離職日は6月29日のままで、私に不利益はないのでしょうか？　（女性/未婚/1965/無職）

A12

☞ P172

離職日を月末日にしない会社は、結構あるのではないでしょうか。担当者の方がおっしゃるように30日を離職日にすると、厚生年金の被保険者資格の喪失日が7月1日になるため、6月分の厚生年金の保険料を会社が徴収し、納付することになります。ほとんどの会社は、前月分の保険料を当月の給与から徴収していますから、末日退職の場合には、最後の給与から2ヶ月分の保険料を徴収しなければなりません。これが、29日の離職であれば、6月は厚生年金の加入期間ではなくなるため、6月分の保険料は納める必要がなくなります。会社は、その分負担（手間と事業主負担分の保険料）が減りますから助かるわけです。

では、本人はどうかというと、6月分の厚生年金の保険料が徴収されないかわりに、国民年金の保険料（月額13,300円）を納めることになりますし、厚生年金の加入期間が1ヶ月減ってしまいます。あまり有利とは言えませんね。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3-2 保険料の免除

Q13

3月で仕事を退職し、今はアルバイトを探しています。厚生年金から国民年金へ変更する手続きを済ませましたが、アルバイトの人で年金を免除してもらっているという話を聞いたのですが、どういう人が免除の対象になるのでしょうか。またこの先、年金の支払いが困難で滞納してしまった場合は、どうなるのでしょうか。（女性/未婚/1975/無職）

A13

☞ P170

公的年金制度では、20歳以上60歳未満の人は必ず国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、収入の見込めない学生や何らかの事情があって所得の少ない人に保険料を納めてもらうのは気の毒だろうということで、そういった人には保険料の納付を免除しようという制度があります。この制度は、免除を受けなければならない理由によって次のように区別されます。

- 法定免除：障害を負っていたり、生活保護を受けている場合
- 申請免除：所得が少ない場合や、病気やケガなどで経済的に保険料の納付が困難な場合
- 半額申請免除：所得がやや少ない場合や、病気やケガなどで経済的に保険料の納付が困難な場合
- 学生納付特例：所得の少ない学生

申請免除、半額申請免除、学生納付特例については、年度ごとの申請が必要です。

各免除の手続きは、住所地の市区町村役場で行います。手続きの際には、年金手帳と、学生の場合は学生証をお持ちください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㉗

保険料の免除申請をすると、申請のあった日の属する月の前月からの保険料が免除されることになります。免除の必要があるときは、早めに申請しましょう。

Q14

34歳の専業主婦です。夫は自営で、運送業をしています。結婚してもうすぐ5年ですが、2人とも国民年金の保険料を全く支払っていません。でも、先日このまま放っておくより、しばらく払えませんというような手続きをとったほうがいいと知ったので、手続きをとったのですが、1ヶ月以上たって、却下のお知らせが届きました。また来年、再度手続きをしてもいいんでしょうか。（女性/既婚/1966/専業主婦）

A14

☞ P171

申請免除は、前年の所得を基準に審査していますので、来年、もう一度免除の申請をしてみてください。平成14年4月からは、保険料の半額免除制度も導入されることになっています。半額免除は、通常の申請免除よりも所得の限度額が高くなっていますので、こちらも検討してみてはいかがでしょうか。

チェックポイント㉘

申請免除、半額申請免除は、前年の所得を基準に審査しています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q15

来月で20歳になります。昼間部の大学に通いながら、バイトをしていますが、保険料の免除はできないのでしょうか。（女性/未婚/1982/学生）

A15

☞ P171

平成12年度から、従来の保険料免除制度とは別に、学生本人の収入が一定額以下の場合、保険料を納めなくてもよいとする学生納付特例制度が設けられました。従来の免除制度では、親の収入が一定基準以下の学生が、保険料の納付を免除されていましたが、納付特例制度は、学生本人の収入を基準にするため、以前より利用し易くなっています（前年の年収が133万円以下なら対象）。

相談者の前年のバイト収入が、133万円以下であれば、納付特例制度を利用することができます。

この制度を利用するためには、住所地の市区町村役場に届出が必要です。届出が承認されれば、納付特例期間中に負ってしまった障害には、満額の障害基礎年金が支給されます。但し、この期間は老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、満額の老齢基礎年金をもらうためにも、卒業後、保険料の追納をしてくださいね。学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を追納することができます。

＜届出に必要なもの＞

- 年金手帳
- 前年の所得証明（市役所などで発行してもらう）
- 学生証または在学証明書

※届出は年度ごとに必要です。

チェックポイント㉙

学生ベンチャーなどの前年の収入が、133万円（所得にして68万円）以上あると、納付特例を受けられません。そのときは、しっかり保険料を納めてください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q16

私は、大学のゼミの研究で年金について調べています。学生は、役所に届ければ免除されると聞きました。それにより何か不利になることはあるのですか。（女性/未婚/1978/学生）

A16

☞ P171

平成12年度から、国民年金には学生の納付特例制度が設けられました。

＜メリット＞

- 学生でいる間の保険料の納付が猶予される。
- 納付特例期間中の障害や死亡に対して、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権が得られる。
- 納付特例期間は将来の老齢基礎年金の受給資格期間となる。
- 納付特例を受けてから10年以内であれば保険料を追納できる。

＜デメリット＞

- 保険料を追納しない限り、納付特例期間は老齢基礎年金の年金額には反映しない。
  （通常の免除制度は追納しなくても、免除期間の3分の1の期間が老齢基礎年金の額に反映されます）。

Q17

現在学生なのですが、学生納付特例を知らずに、1年分の保険料を前納しました。今から、学生納付特例を受けて払った分の返却を請求することができるのでしょうか。（男性/1980/学生）

A17

☞ P171

もし、今から学生納付特例制度を受けても、すでに納めた保険料を返却してもらうことはできません。前納した保険料についても同じです（途中で厚生年金などに加入制度が変わった時は別です）。

納めなくてよいものを納めて損をしたと思っているかもしれませんが、そんなことはありませんよ。例えば、学生納付特例を受けている期間は、老齢基礎年金の額には反映しないのです。老齢基礎年金に反映させるためには、10年以内に保険料を追納しなければ

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

なりません。これが、この制度が「出世払い」といわれる所以です。

相談者が保険料を納めた1年は、保険料納付済期間として年金額に反映しますから、納めたことが無駄になるわけではありません。

Q18

障害年金受給者の保険料免除について質問です。障害年金受給者は、国民年金の場合保険料の納付免除がありますが、厚生年金の場合はどうなっていますか。（男性/既婚/会社員）

A18

保険料の納付免除は、国民年金独自の制度です。厚生年金には、保険料の納付免除はありません。なぜなら、国民年金制度は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人を強制加入とし、保険料を納めない場合には、年金を支給しないということになっています。しかし、事情があって所得のない人や障害を負っている人にもそれを当てはめてしまうと、国民年金が全国民の最低限度の生活保障を担っている意味がなくなってしまいます。そこで、国民年金に限っては、保険料の納付が免除されることになっているのです。

一方、厚生年金は、会社で働いていて給与所得のある人を対象としていますから、国民年金のように、どうしても保険料を納められないといった状況を想定した納付免除の制度は設けられていません。

3-3　保険料の追納

Q19

私は国民年金に30年以上加入していますが、過去に3年ほど保険料の免除を受けた期間があります。先日、免除を受けた期間があると、年金が減額されてしまうと聞きました。今から、免除していただいた保険料を納めて、年金を増やすことはできますか。

A19

国民年金には、保険料の追納制度があります。この追納制度は、

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

☞ P172

保険料免除期間がある人が、後で保険料を納めることができるようになった時に、その期間の一部または全部について、保険料を納めるための制度です。

追納をする場合には、社会保険事務所長の承認を受け、承認された月より前の10年以内の期間の保険料を納めることになります。

チェックポイント㉚

保険料の免除を受けた場合、将来の老齢基礎年金は減額されてしまいます。余裕ができたら、保険料を追納しておきましょう。

Q20

私は大学を卒業して、今年で3年目になります。大学在学中は、国民年金の免除申請を提出していました。しかし、卒業しても教員志望のため無職となり、平成12年4月から1年間は、保険料を滞納しました。昨年度は期限付き採用の教職についたので、国民年金も共済年金も払っていました。免除申請の2年間と滞納の1年間の年金は、今後どうすればいいのでしょうか。（女性/未婚/1976/無職）

A20

☞ P172

滞納期間については、2年間遡って納付することができます。2年を過ぎてしまった月から順に保険料の納付はできなくなってしまいます。納付する場合には、滞納してしまった当時の保険料の額を納付することになります。

免除期間については、10年間遡って納付することができます。但し、免除されて3年以上経過した分について納付する場合には、保険料の免除を受けた当時の保険料の額に、政令で定める額を加算して納付することになります。

保険料免除期間は、老齢年金の受給資格期間にもなりますし、3分の1とはいえ年金額の計算に反映されます。しかし、保険料滞納期間は、受給資格期間にも年金額にもカウントされません。もし、収入に余裕があるようでしたら、まずは、滞納期間の分の保険料を納付することを考えてみてください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㉛

保険料の免除受けた期間と、保険料滞納期間がある場合には、まずは滞納期間を減らすことを考えましょう。

Q21

学生の時、保険料の免除を受けていました。免除の場合、1年間で4ヶ月しか払っていないという計算になりますよね。その分の差額を払いたい場合は、どうすればいいのでしょう。（女性）

A21

☞ P172

免除された期間の保険料を納めるための追納制度があります。その場合には、免除になっていた月数分、当時の保険料額で納めることになります。一回で全期間分を納付する必要はありませんが、免除月の属する年度の4月1日から3年を経過すると、元の保険料の額に利息が加算されますから、早めに完納してください。手続きは住所地の社会保険事務所になります。

でも、「4ヶ月は納めたことになっていいたはずなのに、どうして全期間分を納めるの?」と思われるかもしれませんね。それを説明するために、年金制度の運営についてお話しなければなりません。

年金制度を運営していくための費用は、皆さんが納めた保険料と国からの負担金でまかなわれています。その割合は、現在2：1で、これを加入者1人あたりの負担に置き換えると、各自が毎月納めている保険料（13,300円）は、各月の運営費用の3分の2にあたり、残りの3分の1（6,650円）は国が負担しているという形になります。

免除を受けている人の場合は、保険料の納付免除期間は、保険料を納めたくても納められないことを認めてもっらた期間ですから、単に保険料を滞納している人と差を付けるために、国が負担している費用の分（6,650円）だけ保険料を納めたものとみなしてくれます。この6,550円を年額に直すと4ヶ月分の保険料となるわけです。

- 保険料を納めている人：　13,300円 ＋ 6,550円
- 免除されている人：　0円 ＋ 6,550円
- 未納の人 ：　0円 ＋ 0円

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ですから、追納する場合には、決められている月額（国負担分以外）を、免除されていた期間の分だけ納めることになるわけです。

Q22

会社に勤めていますが、学生の頃に免除を受けた国民年金の追納勧奨状が来ました。会社に勤めて厚生年金を25年納めても、年金額の減額などがあるのでしょうか？　この国民年金は、必ずしも支払わなければならないのでしょうか。（女性/未婚/1977）

A22

☞ P174

免除された保険料は、絶対に追納しなければならないものではありません。しかし、老齢基礎年金の年金額は20歳から60歳までの40年間すべて保険料を納付した場合のみ全額支給されますから、追納をせずに免除期間が残ってしまった場合には、年金額が多少減額されることは覚悟しましょう（保険料を納付した期間とは、厚生年金、国民年金、共済年金の別を問いません）。

但し、年金がもらえるかどうかは、保険料を納めた期間と保険料免除期間の合計が25年以上あるかどうかで決まりますので、学生の時にきちんと免除申請の手続きをしておいたことは無駄にはなりません。

Q23

学部、大学院と、年金の免除を受けていました（3年間とちょっと分）。今年就職しますが、免除分は払わなければならないのですか？　また払うとすれば、毎月いくらの負担になるのでしょうか。（男性/未婚/1976/学生）

A23

☞ P174

保険料の納付を免除されていた期間の保険料を追納することは可能ですが、絶対に納付しなければいけないといったものではありません。

しかし、追納しなかった場合、将来の年金額は、保険料をすべて納めていた時よりも金額が少なくなってしまいます。就職後、余

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

裕ができたときに保険料の追納を考えたらどうでしょうか。

保険料免除期間については、10年間遡って追納することができます。納付する金額は、免除されていた当時の保険料の額ですが、免除月の属する年度の4月1日から3年を経過した分については、加算額（利子）が加算されます。ちなみに、保険料額は、月額で平成8年度 12,300円、平成9年度 12,800円、平成10年度以降13,300円です。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

4　年金手帳

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

4-1　年金手帳

Q1

春から社会人になる予定の者です。就職にあたり、年金手帳が必要と言われたのですが、見つかりません。市役所に確認したところ、郵送ずみとのこと。再発行は可能なのでしょうか。（女性/未婚/1979/学生）

A1

どうしても見つからない場合には、住所地の市区町村役場の窓口で再交付の申請をしてください。

☞ P220

＜持っていくもの＞

・身分証明書（運転免許証など本人であると確認できるもの）

チェックポイント㉜

SOHO事業を開始する場合も、年金の手続きが必要になります。年金手帳があるかどうか、しっかり確認しておきましょう。

Q2

現在、自営業で国民年金に加入しています。以前、9年間ぐらい会社員をしていて、厚生年金にも加入していました。しかし、いま手元にある年金手帳には、国民年金の記載（番号、被保険者日など）しかありません。厚生年金については空欄です。東京、地方と転職した経験があり、当時の記憶が曖昧で、以前手元にあった手帳と異なるような気もします。もしかして、9年間、厚生年金を払ったことは無効になっているということでしょうか。（男性/未婚/1961/自営業）

A2

転職をされている場合には、その都度、年金手帳を交付されている場合があります。このように複数の年金手帳を持っている場合には、各年金手帳の記号・番号を基礎年金番号に統合する手続きが必要です。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

☞ P220

相談者は、以前の年金手帳を紛失してしまっているのかもしれませんね。しかし、厚生年金に加入していた記録は、ちゃんと残っていますので、年金手帳の再交付の手続きと併せて、記号・番号の統合の手続きを行ってください。手続きは社会保険事務所になります。加入期間の確認のために、以前お勤めだったすべての会社の名称や住所が必要になりますので、準備をしていってください。

チェックポイント㉝

転職が多いと、年金手帳が2冊以上になったり、手帳をなくしてしまうといったケースが多くなりがちです。

Q3

20歳から2年間国民年金に加入し、就職と同時に厚生年金に加入しました。年金手帳の国民年金の記録のページの「被保険者でなくなった日または被保険者の種別の変更があった日」の欄に何も記入されていません。国民年金から厚生年金に変わったので、記入する必要があると思うのですが、どうしたらよいのでしょうか。（男性/未婚/1973/会社員）

A3

☞ P220

年金手帳の「国民年金の記録」の記載は、市区町村役場の窓口で種別変更の手続きをした場合に記入されます。厚生年金への加入手続きは会社が行いますが、第1号被保険者（国民年金）から第2号被保険者（厚生年金）への種別変更の手続きは、自分でやらなければなりません。年金手帳と勤務先から交付された健康保険証を窓口へ持って行き、種別変更の手続きをしてください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q4

派遣会社で、厚生年金に今年の4月に加入しました。年金手帳を提出したのですが、まだ返してもらってません。手帳は自分の手元に持っておきたいのですが、会社が管理するものですか。（女性/未婚/1973/会社員）

A4

年金手帳は、本来本人が保管するものですが、事務の都合上、職員の年金手帳を一括管理する会社もあります。大きな企業の場合は、一括管理が多いようです。全部の会社がそうではありませんから、「年金手帳は返してもらえないのか」と聞いてみてもよいのではないでしょうか。でも、一括管理だとすると、相談者の分だけ返すということはできないかもしれませんね。

チェックポイント34

SOHO事業者は、年金手帳も、自分でしっかり保管しましょう。

Q5

今までアルバイト生活をしていたため、年金手帳は持っていますが、保険料は納めていませんでした。今回、派遣会社の厚生年金に加入することになったのですが、基礎年金番号が分かりません。どうしたらいいのでしょうか。（女性/未婚/1972/パートタイマー）

A5

相談者の場合には、年金手帳とは別に、平成8年12月～平成9年1月くらいに「基礎年金番号通知書」が送付されていると思います。どうしても見つからない時は、社会保険事務所で再交付の手続きをしてください。基礎年金番号は、将来、年金をもらうときにも必要になる大切な番号ですから、再交付された「基礎年金番号通知書」は、年金手帳の内側余白にのり付けして大切に保管しておくとよいでしょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㊽

年金の手続きには、基礎年金番号が必要になります。「基礎年金番号通知書」は、年金手帳と一緒に大切に保管しましょう。

Q6

現在57歳の女性です。初めて資格を取得した日、昭和44年5月1日の「厚生年金保険被保険者証」を持っています。その後、国民年金にしましたので、年金手帳も持っています。「厚生年金保険被保険者証」は必要なのでしょうか。（女性/未婚/1944/自営業）

A6

☞ P220

厚生年金保険被保険者証は、年金手帳と同様に、公的年金制度に加入していたことを証明する大切なものです。これらに記載されている記号・番号により、年金の受給資格を確認したり、年金の金額を計算するための情報が管理されています。

ところで、相談者は基礎年金番号通知書をお持ちでしょうか。平成9年1月より基礎年金番号制が導入さたことに伴い、それ以前に発行された年金手帳を持っている人には、「基礎年金番号通知書」が送付されています。また、相談者のように被保険者証と年金手帳を持っているような場合や、年金手帳を2冊以上持っているような場合には、それぞれの記号・番号を基礎年金番号へ一本化するために手続きが必要です。手続きをされていない場合には、住所地の社会保険事務所で手続きを行ってください。

なお、記号・番号を基礎年金番号に一本化した後も、厚生年金保険被保険者証や年金手帳は必要になることがありますので大切に保管してください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q7 厚生年金と国民年金の両方に加入していた時期があります。現在は、会社員の夫の扶養になっています。社会保険庁から以前送付された基礎年金番号通知書の「ご照会」という用紙を返送していません。何か問題がありますでしょうか。（女性/既婚/1968/パートタイマー）

A7 基礎年金番号通知書の「ご照会」という用紙は、基礎年金番号導入時以前の年金の記号・番号を一本化するためのものです。基礎年金番号が導入される前は、各制度がそれぞれに年金の記号・番号を決めて加入記録を管理してきましたが、現在はそれぞれの年金加入記録を共通の番号である基礎年金番号に一本化して管理することになっています。

そのため、「ご照会」を返送していない場合には、将来、年金を受ける手続きを行う際に、過去の加入記録の確認に手間取り、年金が支給されるまでに時間がかかる可能性があります。

相談者は、厚生年金に加入していたことがあるということですから、用紙に必要事項を記入して、早めに返送してください。

Q8 厚生年金加入期間と国民年金加入期間があります。現在は専業主婦です。この度「年金手帳の記号・番号調査のお願い」が送られてきましたが、国民年金の番号しか入っていません。きちんと調べてもらったほうがよいでしょうか。（女性/既婚/1949/専業主婦）

A8 「年金手帳の記号・番号調査のお願い」は、複数の年金制度に加入していた人の記録を基礎年金番号にまとめるために必要な調査です。基礎年金番号導入時に、「基礎年金番号のお知らせ」に同封されていた「ご照会」のハガキを返送した人など、基礎年金番号のほかに複数の記号・番号を持っていると思われる人を対象に送付されています。

相談者の場合には、国民年金の記号・番号しか記入されていな

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

かったということですから、厚生年金の加入について基礎年金番号に統合されていないことになります。回答票に、厚生年金の加入期間について必要事項を記入して返送してください。後日、調査の結果が送られてきます。

チェックポイント㊱

転職が多いと、年金の記号・番号を複数持っている可能性が高くなりますから、漏れがないか確認しましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 年金手帳に歴史あり

先日、「父の年金手帳と僕の年金手帳では色や名前が違うのですが、大丈夫なのでしょうか?」というご相談を受けました。簡単に言ってしまうと、答えは「大丈夫」なのですが、実は年金手帳には話せば長い変遷の歴史があるのです。

年金手帳ができる前、国民年金、厚生年金では、各制度別に国民年金手帳、厚生年金保険被保険者証がそれぞれ交付されていました。国民年金より先にスタートした厚生年金では、制度が始まった昭和17年6月から「労働者年金被保険者証」が交付され、昭和23年頃からは、名称が「厚生年金保険被保険者証」（白）になりました。さらに、昭和30年頃からは、サイズや色（緑）が変更になりました。

一方、国民年金は、制度が始まった昭和36年から「国民年金手帳」（最初は水色、次にカーキ色）が交付されていました。

昭和49年11月以降には、両制度の手帳が統一され、国民年金、厚生年金に共通の「年金手帳」（オレンジ色）になりました。この手帳には1冊の中に国民年金、厚生年金の記号・番号の記入欄があり、最初に年金手帳の交付を受けた制度から、他の制度に移った場合にも、新しい年金手帳の交付を受けずに済むようになりました。

その後、平成9年1月の基礎年金番号の導入にともない、「年金手帳」は現在のかたち（青色、基礎年金番号記入）になり、国民年金、厚生年金、共済年金に共通のものになりました。

年金手帳は、このような変遷を辿ってきましたので、人によって持っている手帳が異なっていても心配はありません。複数の手帳を持っている場合には、年金をもらうときに、すべての手帳が必要になる場合がありますので、大切に保管してください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

5　海外と年金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

5-1　海外と年金

Q1

留学（1年）のため、まもなく海外に出発します。何か手続きする必要がありますか。また、手続きできなかった場合、受給に支障が出るのでしょうか。（女性/未婚/1980/無職）

A1

☞ P173

相談者の場合のように長期の海外渡航の場合には、「海外転出届」を住所地の市区町村役場に提出してください。この手続きをすると日本国内に住所がない扱いになるため、国民年金の加入義務がなくなり、保険料を納める必要がなくなります。しかし、この間は国民年金に加入していないので、万一の場合にも、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されませんし、将来もらう老齢基礎年金も、この期間分の減額がされます。但し、年金をもらえるかどうかを決める受給資格期間には含まれます。

住所を日本に残したまま渡航するのであれば、国民年金の保険料を口座振替にしていくのがよいでしょう。何の手続きもしなかった場合、保険料の未納期間ができてしまいます。この期間の保険料を帰国後、遡って納めない場合には、老齢基礎年金の額が減額されますし、場合によっては年金がもらえなくなってしまうこともあります。もし、手続きできずに渡航した場合には、帰国してから早いうちに未納期間分の保険料を納めてください。

Q2

20歳前から海外に住んでいるため、今まで一度も国民年金の保険料を払ったことがありません。こちらで大学を卒業したら帰国するつもりでいますが、それから加入し、今までの未納金を支払うことはできますか？　それとも今までの海外期間を考慮してもらうことはできますか。（女性/未婚/1975/学生）

A2

国民年金への加入を強制されるのは、日本国内に住所を有する

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

P173

20歳以上60歳未満の人とされています。相談者が日本を出国する際に、出国の手続きをされている場合には、「日本国内に住所を有する」に該当しませんので、国民年金への加入は任意になります。

相談者のように、海外在住の期間中、任意加入しなかった場合でも、この期間は合算対象期間という特別な期間になります。合算対象期間は、老齢基礎年金の年金額の計算には関係ありませんが、年金がもらえるかどうかを確認するための期間には含まれます。但し、この期間中に負ってしまった障害や死亡について年金が支給されることはありません。

相談者が、住所を日本に残したまま出国された場合には、海外に滞在している期間は保険料の未納期間ということになってしまいます。未納になっている保険料の支払いは、過去2年分に限り納付することができますので、帰国後、保険料を納めてください。

Q3

3年前の1月に1年間免除申請をしたのですが、理由が海外渡航のためとしたら、1月から3月までは申請は受け付けられましたが、4月から12月までは受け付けてもらえませんでした。同じ理由なのに、なぜ受け付けられなかったのでしょうか？　年金を受け取る時に、パスポートなどで日本にいなかったことが証明できれば免除期間に入るでしょうか。（女性/未婚/無職）

A3

P171

4月以降の免除が認められなかったのは、次のような理由があります。申請免除の免除期間は、「申請のあった日の属する月の前月から社会保険庁長官の指定する月までの期間」です。そして、その期間終了後、継続して免除を受けるためには、再度免除の申請をしなければなりません。社会保険庁長官が指定する期間終了の月は、最長で各年度の末月となっていますので、相談者の申請は3月までしか受け付けてもらえず、4月以降も免除の必要があれば再度申請しなければならなかったわけです。

また、海外渡航中の期間が、将来免除期間として認められるか

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

どうかですが、残念ながら免除期間にはならないでしょう。但し、☞ P173 合算対象期間という特別な期間にはなります。合算対象期間は年金額の計算の基礎にはなりませんが、受給資格期間に含まれますから、この期間が原因で年金がもらえなくなることはありません。最後に、海外に居住していたことをパスポートで証明できるのかという問題が残ります。原則的には、日本を離れる際に、市区町村役場に海外転出の届出をしていなければなりません。この手続きを行っていれば問題ありませんが、そうでない場合パスポートでの証明は難しいかもしれませんね。

Q4

今、通信制大学生で19歳です。将来、大学を卒業したらアメリカに留学し、そのまま就職して日本に帰国しないことを考えているのですが、その場合20歳になってから留学する間の年金の支払いは、アメリカの方に移ってから支払っていく年金と合算されて、定年後にそのままアメリカで受け取ることはできますか？　また、日本では年金を払わずに、アメリカへ渡ってから年金を払い始めることはできますか？　できるとしたら、その間払わないことで何か支障ができてしまいますか。（女性）

A4

☞ P171

アメリカと日本の年金制度加入期間の合算については、話し合いはされていますが、今のところ本格的な動きはありません。だからといって、日本にいる間、公的年金制度に加入しない場合には、その間の障害や死亡について、年金の支給が行われないという問題があります。

逆に、たった数年でも保険料を納めた場合に、その保険料は決して無駄にはなりません。海外に出国される際に、最終住所地の市区町村役場で、転出の手続きと国民年金の手続きを行えば、海外で暮らしていた期間は、日本の公的年金に加入したくても加入できなかった期間とされ、65歳以降、保険料を納めた期間分の老齢基礎年金が支給されることになります。また、アメリカで暮らしなが

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ら、日本の国民年金に任意加入することもできますので、出国される前に市区町村役場で相談してみてください。

（平成14年4月1日以降は、通信制課程の学生等も学生納付特例制度の対象となります）。

Q5

私の妻が、3年間の予定で、ドイツの企業で働くことになっているのですが、この場合の保険料の支払いについて教えてください。私の妻は2001年11月まで日本の企業に属していましたが、2002年4月からドイツの企業に就職します。ドイツで給料をもらうため、私の扶養扱いにもならないと思うのですが、この場合、妻の年金はドイツに滞在している間、日本で国民年金を納め、ドイツの年金は免除手続きを行い、支払わないというやり方でいいのでしょうか？仮に、日本では国民年金を納めず、ドイツの企業にて、ドイツの年金を納めた場合の年金の支払いの扱いはどうなるのでしょうか？（男性/既婚/1971/会社員）

A5

☞ P94

日本とドイツの間には社会保障協定が結ばれています。この協定により、ドイツで一時的に働く期間、日本とドイツの年金制度に二重に加入しなくてもよくなりました。また、これまで一時的にドイツの年金制度に加入した場合には、その加入期間が短いために、ドイツの年金制度から給付を受けることができませんでしたが、協定により両国の年金制度の加入期間を合算し、年金の受給資格とすることになりました。その場合、両方の制度から年金が支給されることとなり、年金額はドイツの年金はドイツでの加入期間をもとにして計算され、日本の年金は日本での加入期間をもとに計算されます。

では、相談者の奥様の場合を見てみましょう。

ドイツで働く場合には、原則として、ドイツの年金制度に加入することになりますが、次の条件を満たしている者については、ドイツの年金制度の加入を免除されます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1. 厚生年金の被保険者または国民年金の第1号被保険者であること。
2. 厚生年金の被保険者については、日本の事業主と雇用関係が継続していること。国民年金の被保険者については、厚生年金の非適用事業所の被用者または一定の職種の自営業者であること。
   なお、自営業者などは日本国内での自営活動と同種の活動をドイツで行うこと。
3. あらかじめ一定期間経過後、日本へ帰国する予定であること。

奥様の場合には、日本の企業を退職してドイツの企業に就職するということですから、原則に従いドイツの年金制度に加入することになると思います。その場合、将来老齢年金をもらう際には、ドイツの年金加入期間と日本の年金加入期間が通算され、年金の加入期間が25年以上であれば、日本の老齢年金を受け取ることができます。但し、受け取る日本の老齢年金の額は、日本の年金加入期間に相当する額となります。

同時に、両国の加入期間を通算した期間が、ドイツの年金受給資格期間を満たしていれば、ドイツの年金加入期間に相当する年金をドイツの年金制度から受けることになります。

また、日本での年金の扱いですが、奥様は会社を退職された時点から日本を出国するまでの間、国民年金に加入しなければなりません。すみやかに加入手続きを行ってください。ドイツに移られる際には、「海外転出届」を提出し、国民年金の資格喪失の手続きも必要になります。ともに手続き窓口は、住所地の市区町村役場になります。

Q6

私は国際結婚をしていて、現在34歳ですが、厚生年金加入が4年と少し、国民年金加入が2年ほどです。夫の仕事の関係で海外に住むことになりましたが、国民年金に加入するためには、どのように手続きをすればよいでしょうか。（女性/既婚/1967）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A6

海外に住むことになった方が、引き続き国民年金に加入したい場合には、親族または日本国民年金協会（連絡先はP233参照のこと）に依頼して、届出の提出や保険料納付の手続きを行うことができます。親族の方が協力者となる場合には、相談者にかわって協力者が保険料を納付することになりますから、送金方法については協力者とご相談ください。

国民年金協会に依頼する場合には、協会が指定する銀行に普通口座（国内に住所がないので非居住者用の口座）を開設し、その口座にお金を入金します。協会はその口座から毎月、前月分の保険料を自動振替して、本人の名義で保険料を納付します。

手続きは、国内での最終住所地の市区町村役場の国民年金課です。手続きの際は、年金手帳と印鑑が必要になります。年金の受け取りについては、日本での最終住所地の社会保険事務所が窓口になります。この場合にも、親族の方などに協力していただくことになるでしょう。

◎参考：海外に居住していても年金を納め続けることの長所・短所

＜長所＞

- 保険料を納めれば将来受け取る老齢基礎年金の額が増える。
- 任意加入中に初診日のある傷病による障害（1級か2級）に対して、障害基礎年金が支給される。
  （障害等級1級1,005,300円、障害等級2級804,200円）

＜短所＞

- 転出先の国の社会保障制度の保険料と国民年金の保険料と二重に納めることになるかもしれない。
- 年金をもらう時の手続きに、時間と手間がかかる。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q7

私は現在米国在住で、こちらに来る際に海外転出届を提出してきました。私の理解では、年金はカラ期間として計算されると思っており、国民年金には任意加入していません（こちらに来る前に5年ほど厚生年金に加入）。最近、障害年金のことを知って、国民年金に任意加入したほうがいいのかと悩み始めています。任意加入した場合、障害年金や遺族年金はもらえるのでしょうか？　これを任意で加入しなかった場合にはどうなるのでしょうか。（女性/既婚/1964）

A7

☞ P173

日本国籍を持つものが、海外に在住している場合には、国民年金への加入は任意となっています。相談者がおっしゃるように、この期間は国民年金に加入していなかったとしても、将来、老齢基礎年金を受給する時には、カラ期間（合算対象期間）となり、受給資格期間の計算に含まれます（但し年金額には反映しません）。

しかし、年金に任意加入していない期間中に起きた事故が原因となる障害や、死亡については年金の支給はありません。障害基礎年金や遺族基礎年金の支給は、障害の原因となった傷病についての初診日（または死亡日）において、被保険者（加入者）であった者に対して行われます。

国民年金に任意加入した場合には、相談者は被保険者となりますので、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権を得ることができます。また、保険料を納めるわけですから、将来の老齢基礎年金の額が増えることになります。

Q8

私（昭和26年生まれ女性）は、現在米国に住んでいまして、合計11年になります。その間、国民年金には加入していません。過去に飛び飛びですが、国民年金と厚生年金を合計7年間収めました。定年で65歳になったら日本に帰国するつもりですが、日本で年金を受取ることはできるのでしょうか。また、米国内で受取ることはできますか。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A8

日本国民であって日本国内に住所を持たなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後の期間で20歳以上60歳未満の期間は「合算対象期間」という特別な期間になります。この「合算対象期間」は、年金をもらうために必要な加入期間25年に算入してよいことになっています。

☞ P173

相談者の場合には、20歳以上60歳未満の期間のうち、アメリカに住所のあった期間は「合算対象期間」となり、過去の国民年金加入期間と厚生年金加入期間との合計が、25年以上になれば、60歳から老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）が支給され、65歳からは老齢基礎年金も支給されることになります（63歳からは老齢厚生年金に定額部分が加算されます）。

日本国内に住所がある場合の年金給付に関する手続き窓口は、住所地の社会保険事務所になります。

海外在住の場合には、日本国内での最終住所地の社会保険事務所です。自分で手続きできない場合には、親族に協力してもらい手続きをすることになります。

Q9

将来アメリカに住む予定になっているのですが、ずっと年金に加入していきたいと考えています。アメリカで年金を受け取る場合は、どのようにして受け取るのでしょうか。（女性/既婚/専業主婦）

A9

日本国内に住んでいる人が年金を受け取る場合にも、口座振込みを利用することになっていますので、それと同様になります。

しかし、年金をもらうためには、年金の裁定請求をしなければなりません。海外で生活していらっしゃる方にとっては、この裁定請求が問題になってくると思います。

本人が手続きできない場合には、日本に住んでいらっしゃる親族の方に協力をしてもらうことになるでしょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 年金制度の国際化

日本人が転勤により、海外の支店や現地企業で働くという機会が増えています。このような場合、日本で働いるのと同様に、健康保険や厚生年金の保険料を納め続けながら、勤務先国の社会保険制度にも加入して、保険料を納めなければなりません。

しかし、勤務先国での滞在期間が短い場合には、年金の受給に必要な加入期間を満たすことができずに、納めた保険料が無駄になってしまいます。これは、日本で働く外国人についても同じことが言えます。こうした保険料の二重払いや、年金受給についての不利益の問題を解決するために、国家間で協定を結ぼうという動きが活発になっています。

平成12年には、日本初の二国間協定として、日独社会保障協定が発効され、平成13年には日英社会保障協定が発効されました。

＜日独社会保障協定のポイント＞

相手国での勤務が原則5年以内の場合には、相手国の年金制度の加入を免除され、自国の年金制度のみに加入することになります。自営業者についても、一定期間内の就労である場合には同様の扱いとなります。

また、両国における年金制度の加入期間を合算（通算）した期間が、それぞれの制度の年金の受給に必要な加入期間を満たせば、両制度から年金を受給できるようになりました。

この協定の対象となる年金制度は、日本の国民年金、厚生年金、各種共済年金とドイツの労働者年金保険、職員年金保険です。

＜日英社会保障協定のポイント＞

相手国での勤務や自営業者としての就労が、原則5年以内の場合には、ドイツとの協定と同様に、相手国の年金制度の加入を免除され、自国の年金制度のみに加入することになります。但し、この協定には、年金制度の加入期間の合算による年金受給権の保護は含まれていません。

この協定の対象となる年金制度は、日本の国民年金、厚生年金、各種共済年金とイギリスの国民保険（基礎年金）、付加年金です。

現在、アメリカとの協定締結も検討され、アジア各国とも、年金制度について情報交換が行われています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6　老齢年金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6-1　加入期間

Q1

老齢年金の受給資格を得るのには、何年加入する必要があるのですか。（男性/既婚/1948）

A1

老齢基礎年金（国民年金）を受給するために必要な期間は、原則として「保険料を納めた期間」＋「保険料を免除された期間」が25年以上です。例外として、この原則に「合算対象期間」を足して25年以上でも年金が支給されます。「保険料を納めた期間」は、20歳以上60歳未満の期間であれば、国民年金、厚生年金、共済年金の別を問いません。この年金をもらうために必要な加入期間を「受給資格期間」といいます。

☞ P173
☞ P185

老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていて、厚生年金の加入期間が1ヶ月以上（65歳前の老齢厚生年金の場合には1年以上）ある場合に支給されます。

老齢基礎年金の受給資格期間は、原則25年以上となっていますが、満額の年金を受給するためには、「保険料を納めた期間」が480ヶ月（加入可能月数）なければなりません。もし、480ヶ月に満たない場合には、その分年金額が減額されることになります。

Q2

今まで会社に勤めていたり辞めたりしています。会社に勤めているときは、厚生年金に加入していますが、辞めたときは国民年金に加入しています。厚生年金と国民年金を合算して年金をもらえるのでしょうか。また、合算して何年納めないと年金をもらえないのでしょうか。（女性/未婚/1962/無職）

A2

将来、老齢年金をもらうためには、20歳から60歳までの間に国民年金や厚生年金や共済年金に加入している期間を合算した期間が25年以上必要です。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

P173
P185

相談者のように、国民年金と厚生年金の加入期間がある人が、この要件を満たしている場合には、65歳以降、老齢厚生年金と老齢基礎年金（国民年金）が合わせて支給されることになります。

この加入期間は、原則的には保険料を納めた期間と考えますが、国民年金においては保険料の納付を免除された期間や合算対象期間という特殊な期間も加入期間となります。但し、免除期間の年金額は、保険料を納付した場合の3分の1（半額免除の場合は3分の2）の額になり、合算対象期間は年金額に反映されません。

Q3

来年3月に退職します。退職時の年金加入期間は24年です。会社員の妻ですが、25年以上の加入期間に達するまで夫の扶養に入らず、自分で国民年金を掛けたほうがよいのでしょうか（第3号被保険者の立場は強制でしょうか）。

A3

第3号被保険者である期間も、国民年金の加入期間となります。相談者がご主人の扶養になり、第3号被保険者の要件を満たすのであれば、自分で国民年金の保険料を納めなくても、国民年金の加入期間が増えていくことになります。

相談者が60歳までご主人の扶養で第3号被保険者だったとすると、十分に年金の受給資格期間を満たすことになりますので、心配ないと思いますよ。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q4

厚生年金の納付が5年くらい。国民年金の納付が3ヶ月くらい。そして主人が会社員なので、その他は「会社員妻・第3号被保険者」になっています。その場合、年金の計算はきちんとされるのでしょうか。（女性/未婚/1971/専業主婦）

A4

すべての期間が、年金額の計算に反映されます。相談者が厚生年金に加入していた5年間は、同時に第2号被保険者として国民年金に加入していたことになります。よって、今のところ相談者の将来の年金に反映する期間は次のようになります。

【老齢基礎年金の計算の基礎となる期間】

・第2号被保険者だった5年間（20歳未満の期間と60歳以上の期間は除く）＋第1号被保険者だった3ヶ月＋第3号被保険者の期間

【老齢厚生年金の計算の基礎となる期間】

・第2号被保険者だった5年間（20歳未満の期間と60歳以上の期間も含む）

Q5

私の父は会社員で、母はずっと専業主婦をしてきました。母が言うには、「自分たちの時代には年金加入が任意だったので、加入はしていない」とのことでした。もし、国民年金に、現在も加入していないとすると、やはり年金は受けられないのでしょうか？　また、受けられるようになる方法はあるのでしょうか。

A5

現在、会社員や公務員に扶養されている主婦は、国民年金の第3号被保険者に該当しますので、市区町村役場に第3号被保険者該当の届出をしていれば、保険料を納めなくても国民年金に加入していることになります。しかし、昭和61年4月1日以前の主婦については、国民年金の加入は任意でしたから、相談者のお母様のように国民年金に加入していなかった人は多いのです。

ですから、この期間を国民年金の保険料を納めなかった期間とし

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

てしまうと年金をもらえない女性が多くなってしまうため、この期間は合算対象期間という特別な期間になります。

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金に加入していた期間のうち、「保険料を納めた期間」と「保険料の納付を免除された期間」と「合算対象期間」の合計が25年以上必要です。

お母様の場合には、昭和61年4月1日から現在まで、第3号被保険者であり、今後もそうであるなら、その期間は「保険料を納めた期間」になりますし、結婚してから昭和61年3月31日までの期間は「合算対象期間」となります（但し、合算対象期間になるのは国民年金制度ができた昭和36年4月1日以降で20歳以上の期間です）。この「保険料を納めた期間」と「合算対象期間」の合計が25年以上であれば、老齢基礎年金は支給されますのでご安心ください。万一、25年に満たない場合には、60歳以降も国民年金に任意に加入し、保険料を納めて25年以上にすることができますので、住所地の市区町村役場に相談してみてください。

Q6

私はキャディをしていますが、年8ヶ月しか厚生年金を納めていません。残り4ヶ月を国民年金に加入しないと、1年間加入したことにならないのでしょうか。例えば、8ヶ月＋8ヶ月＝1年と4ヶ月とはならないのでしょうか。（女性/既婚/1957）

A6

加入期間は月単位で数えますので、おっしゃるように、8ヶ月＋8ヶ月＝1年と4ヶ月の保険料納付済期間となりますが、保険料滞納期間も同様に累積されることになります。保険料滞納期間が15年より多いと、将来年金がもらえなくなってしまいますし、場合によっては障害年金が支給されないこともあります。もしそんなことになったら、保険料を納めていた期間がもったいないですね。せっかく厚生年金の保険料を納めているのですから、老齢基礎年金と老齢厚生年金をしっかり受給できるように、国民年金の保険料も納めましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q7

会社を辞めて6年となります。その間、現在まで国民年金に加入してません。会社員時代に支払っていた厚生年金は、無効になるんですか。（1968/自営業）

A7

☞ P173
☞ P177
☞ P180
☞ P190

今まで保険料を納めていた期間が、急に無効になってしまうことはありません。しかし、どの年金を受給するにも、保険料を納付した期間の長さが重要になります。老齢厚生年金、老齢基礎年金（国民年金）では、「保険料を納付した期間」と「保険料の納付を免除された期間」と「合算対象期間」の合計が25年以上なければ年金は支給されません。

また、障害基礎年金や遺族基礎年金は、初診日（死亡日）の前日において、初診日（死亡日）の属する月の前々月までの保険料の納付状況によって年金の支給が決定されます。

残念ですが、相談者の現在の状況では、どの年金ももらえないでしょう。せっかく納めた厚生年金の保険料がもったいないですね。

国民年金の保険料は2年間遡って納付することができますし、今後の保険料の納付が負担になるようでしたら、「保険料の免除制度」もありますので、国民年金の加入を検討してみてください。

チェックポイント㊲

脱サラでSOHOを始めた場合には、会社員の時の厚生年金加入期間に応じた老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されます。但し、保険料を滞納していると、両方ともももらえなくなってしまいます。

Q8

16歳から働き始め、厚生年金10年、退職後、国民年金に任意加入10年、第3号被保険者17年、夫退職後、国民年金強制加入5年で合計42年間（500月以上）保険料を払うことになります。満額支給の480月を超えてしまうので、保険料の支払いを480月で止めたいと思います。保険料の支払いを止めてしまうと、何か自分に不利益となることがあるのでしょうか。（女性/既婚/1947/専業主婦）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A8

国民年金から支給される老齢基礎年金を満額受給するためには、20歳から60歳までのあいだに保険料を納付した月が480月なければなりません。よって、相談者の16歳から20歳までのあいだの期間は、この480月には含まれません。相談者が60歳に達する前に保険料の納付をやめてしまうと、老齢基礎年金が減額されてしまいます。

Q9

私は2年前に結婚しました。18歳から37歳までずっとアルバイトをしておりますが、年金には何も入っていません。友人に国民年金に入るよう勧められ、37歳で加入して25年間支払えば大丈夫だよと言われたのですが、今からでも加入して年金はもらえるのでしょうか？　（女性/既婚/1964/会社員）

A9

25年間保険料を納めれば、年金は支給されます（この年金をもらうために必要な25年間のことを受給資格期間といいます）。通常、20歳から60歳までの間にこの25年の受給資格期間を満たさなければなりませんが、相談者は37歳ですから60歳まで23年しかありません。しかし、滞納している保険料のうち過去2年分のものは遡って納めることができますので、おおよそ25年分の保険料を納めることが可能なのではないでしょうか。もし、それでも不足している場合には、60歳以降も国民年金に任意に加入して受給資格期間を満たす方法があります。

それにしても、今後25年以上というのは結構長い話ですから、今まで本当に公的年金の加入期間がないのかよく考えてみてください。

例えば、アルバイト先で厚生年金に加入していませんでしたか。また、ご主人が厚生年金に加入しているならば、相談者は国民年金の第3号被保険者に該当します。

第3号被保険者に該当した場合には、市町村役場に届出をするだけで、ちゃんと国民年金に加入していることになります。さらに、

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

第3号被保険者は、保険料を払う必要はありませんから、届出をしていないとしたら損になってしまいますよ。この手続きも2年間はさかのぼることができます。厚生年金に加入していた期間や第3号被保険者だった期間があれば、受給資格期間に含まれることになります。

Q10

満60歳で保険料納付済期間が15年しかないのですが、どうすれば年金をもらえるようにできるでしょうか。（女性/既婚/1941/会社員）

A10

年金を受給するためには、原則として保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年必要です。しかし、期間短縮の特例や合算対象期間を合算する特例もありますので順に確認してみましょう。

☞ P173
☞ P174

【現状で65歳から年金を受給できるケース】

＜ケース1＞

保険料納付済期間15年のほかに合算対象期間がある場合

相談者は「保険料納付済期間」が15年ありますから、「保険料免除期間」か「合算対象期間」が10年以上あれば、受給資格期間を満たすことになります。免除期間についてはお話がありませんでしたので、ないものと考え、合算対象期間について考えてみましょう。

合算対象期間であると認定される期間は様々なのですが、この場合に可能性がありそうなものを1つあげてみます。

ご結婚の年月日が分からないのですが、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日の間で、ご主人が厚生年金または共済組合の加入者だった期間はないでしょうか。あれば、これは合算対象期間になります。この期間が10年以上あれば受給資格期間をみたすことができます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜ケース2＞

期間短縮の特例に該当する場合

相談者は昭和22年4月1日以前に生まれていますので、35歳以降の厚生年金加入期間が15年以上あれば、受給資格期間を満たすことができます。お話の保険料納付済期間がこの要件にあてはまらないでしょうか。

【今からなんとかして受給資格を得る方法】

上の＜ケース1＞＜ケース2＞に当てはまらない場合は、65歳から年金を受け取ることはできませんが、65歳以降に受給権を取得する方法があります。最短期間で受給できる方法を考えてくださいね。

＜ケース1に近い場合＞

60歳以降、必要な期間だけ国民年金に任意加入してください。最高で70歳まで加入できますので、受給資格期間を満たすことができます（市区町村役場で手続きをします）。

＜ケース2に近い場合＞

60歳以降、必要な期間だけ厚生年金に加入できるお仕事をしてください。もし、35歳以前に厚生年金に加入したことがある場合には、その期間と合算して20年以上の加入期間があれば受給資格期間を満たすことができます（35歳以降の期間なら15年です）。

おおよそこんな感じですが、もっと詳しい情報が知りたいときは、最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q11

私の父（S17年5月生まれ）は、ずっと年金を滞納しているようです。本人は年金をもらう気はない、と言っていますが、今からでも遡って保険料を納めて、年金を受給する方法はあるのでしょうか。（男性/既婚/自営業）

A11

☞ P174

国民年金は、年金の受給権が得られない場合には、最長で70歳まで任意に加入することができます。任意加入した期間とこれまでの保険料納付済期間を合わせて25年以上の期間になれば年金は支給されます。

ところで、お父様は厚生年金に加入していたことはありませんか。一度、お父様の過去の年金加入状況をきちんと確認してみてはいかがでしょうか。お父様の生年月日であれば、厚生年金の加入期間が20年以上（または40歳以降の期間が15年）あれば、年金が支給される特例があります。

問い合わせは、住所地の社会保険事務所になります。ご家族の方が問い合わせや相談をされるのであれば、念のためにお父様からの委任状を持っていってください。

◎委任状：お父様の名前（印も）、住所、生年月日、基礎年金番号、委任する理由、委任される人との関係、委任される人の名前（印も）、住所

Q12

今年65歳になる父（S11生まれです）の年金のことについての相談です。先日、管轄の社会保険事務所で確認したところ、父に関しては、厚生年金47ヶ月、国民年金136ヶ月、合計183ヶ月納めているが、300ヶ月の支払いがないと年金はもらえないとのことでした。改めて15年程払った年金が無駄にならない方法はないかと思い相談しました。これから国民年金に加入するとか、今から過去の保険料が納められなかった期間について、申請免除をすることはできますか。（女性/既婚/1972/専業主婦）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A12

現在お父様は、65歳ということですね。今後、国民年金に加入するとしたら任意に加入するという扱いになります。任意に加入ということは、加入する必要のない人が、あえて加入を希望するわけですから、保険料を納めなければなりません。また、過ぎてしまった期間の保険料を遡って免除することはできません。

もし、任意加入をして保険料を納めたとすると、最大で70歳まで加入することができますが、お父様の場合には、それでも加入期間は足りません。残念ですが、今から年金の受給権を得ることはできません。

Q13

平成2年10月（28歳の時）に来日し、以来ずっと日本に在住しています。私は平成6年4月（32歳）から、厚生年金保険料を支払っていますが、60歳まで約28年間しかありません。来日前の期間に対して、何か特別な免除がないでしょうか。昭和57年（20歳）から、平成2年（28歳）来日までの8年9ヶ月間は、老年基礎年金額の計算式の「保険料免除期間」に該当しますか。（男性/既婚/1962/会社員）

A13

☞ P173

相談者の年金加入状況をまとめると次のようになります。

- 昭和57年1月（20歳）～平成2年9月：海外在住
- 平成2年10月～平成6年3月：日本在住、年金未加入
- 平成6年4月（32歳）～現在：厚生年金加入
- 平成10年日本国籍を取得

昭和36年5月1日以後に、20歳以上65歳未満である人が、日本国籍を取得した場合、次の2種類の期間は合算対象期間となります。

1. 日本国内に住所を有していた期間のうち昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る）
2. 日本国内に住所を有しなかった期間のうち、昭和36年4月1日か

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ら日本国籍を取得した日の前日までの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る）

相談者の場合には、上記2.により20歳～平成2年9月までの期間が合算対象期間となります。

合算対象期間は、保険料免除期間と異なり、年金額には反映されませんが、年金がもらえるか判断する時の受給資格期間には含まれます。

Q14

私の生年月日だと、厚生年金の定額部分の支給開始年齢が62歳だと思うのですが、中学卒で45年間納付した者は60歳から受けられると聞いております。しかし、私の場合、誕生日がS20.2.17であり、誕生月に退職で、入社はS35.4.1日のため、44年11ヶ月勤続となり、該当しないのではないかと不安に思っています。60歳から定額部分と報酬比例部分を合わせてもらうことはできないのでしょうか。（男性/既婚/1945/会社員）

A14

P185

特別支給の老齢厚生年金には、45年以上厚生年金に加入した場合、60歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた年金が支給されるという特例がありました（長期加入者の特例）。ところが、この特例は相談者の場合のように生まれた月によって不公平を生じるということが以前から指摘されていました。そこで、平成12年の法改正により、「45年」を「44年」に短縮することとなりました（なお、同改正により、昭和28年4月2日〈女性は昭和33年4月2日〉以後に生まれたものについては、支給開始年齢が61歳から65歳へ、段階的に引き上げられることになりました）。

相談者は、44年以上の厚生年金加入期間がありますので、60歳から定額部分と報酬比例部分を合わせた年金を受給することができます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6-2　裁定請求

Q15　60歳から支給される老齢厚生年金の裁定請求の方法を教えてください。具体的にお願いします。（男性/既婚/1943/会社員）

A15

☞ P221

60歳台前半の老齢厚生年金の裁定請求の窓口は、年金の加入状況によって異なります。ご自身の加入状況に合った窓口で手続きを行ってください。

◎加入状況　窓口

- 最後に加入していた年金が厚生年金だった場合：最後に勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所
- 最後に加入していた年金が国民年金・共済年金だった場合：自分の住所地を管轄する社会保険事務所
- 最後に加入していた年金が船員保険だった場合：最後に勤務していた船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務所

＜必要な書類＞

- 「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」……窓口でもらってください
- 年金手帳（本人・配偶者）、基礎年金番号通知証、厚生年金手帳（厚生年金被保険者証）、国民年金手帳、被保険者記録など（持っている方のみ）。以上について全く持っていない方は、本人と確認できるもの（免許証など）
- 年金証書……何か年金を受給しているとき（本人・配偶者）
- 印鑑（本人の認印）
- 預金通帳（本人名義）……年金の払込みに必要
- 雇用保険被保険者証または受給資格者証（交付を受けた方のみ）
- 戸籍謄本（配偶者、子がいる場合には、身分関係がわかるもの）
- 配偶者、子がいる場合には、生計維持関係にあることを証

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

明する書類（課税、非課税証明など）
・子が障害の状態にあるときは、医師の診断書、傷病の種類によってはレントゲンフィルム
・共済組合員期間がある場合は、年金加入期間確認通知書（共済組合発行）

Q16

私の父は、厚生年金に加入していましたが、今年の10月で65歳になります。何か手続きは必要になりますか。具体的に添付書類などを教えてください。

A16

☞ P221

お父様は、60歳から65歳までの年金はもらっていましたでしょうか。それによって手続きが異なります。

【60歳からの年金をもらっている場合】

65歳になる誕生月の初め頃に、社会保険業務センターから「裁定請求書」（ハガキ形式）が送られてきます。送られてきたハガキの所定欄に、本人の住所・氏名を記入し、住所地の市区町村長の証明を受け、必ず誕生月の末日までに社会保険業務センターに返送してください。

【60歳からの年金をもらっていない場合】

65歳になったら、お父様の年金の加入状況に合った窓口で手続きを行ってください。

◎加入状況　窓口
・最後に加入していた年金が厚生年金保険だった場合：最後に勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所
・最後に加入していた年金が国民年金・共済組合だった場合：自分の住所地を管轄する社会保険事務所
・最後に加入していた年金が船員保険だった場合：最後に勤務していた船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務所

＜必要な書類＞
・「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」……窓口

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

でもらってください

- 年金手帳（本人・配偶者）、基礎年金番号通知証、厚生年金手帳（厚生年金被保険者証）、国民年金手帳、被保険者記録など（持っている方のみ）。以上について全く持っていない方は、本人と確認できるもの（免許証など）
- 年金証書……何か年金を受給している時（本人・配偶者）
- 印鑑（本人の認印）
- 預金通帳（本人名義）……年金の払込みに必要
- 戸籍謄本（配偶者、子がいる場合には、身分関係がわかるもの）
- 配偶者、子がいる場合には、生計維持関係にあることを証明する書類（課税、非課税証明など）
- 子が障害の状態にあるときは、医師の診断書、傷病の種類によってはレントゲンフィルム
- 共済組合員期間がある場合は、年金加入期間確認通知書（共済組合発行）

Q17

父は、現在64歳ですが、勤めているため年金の請求をしていません。所得があると年金がどうせもらえないから仕事を辞めてから請求するそうなのですが、それでいいのでしょうか。

A17

☞ P191

60歳から65歳のまでの間、特別支給の老齢厚生年金または報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受給している人が、厚生年金の被保険者である場合には、在職中は原則として年金額の2割を支給停止し、さらに標準報酬月額と基本月額（年金月額の80%の額）の合計額に応じて支給停止額が増えるという制度があります。給与収入の額によっては、全額支給停止になります。お父様は、このことをおっしゃっているのでしょう。しかし、きちんと裁定請求をして、計算してもらうことをお勧めします。年金は本人が請求しなければ、絶対に支給されません。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

また、年金の受給権の時効は5年ですから、あとで、年金がもらえたことに気づいても、もう遅いなんてことになってしまうかもしれません。例え、結果的に全額支給停止だったとしても、必ずいつかはしなければならない手続きです。早くやって損はありません。

チェックポイント㊳

SOHOは、生涯現役という場合が多いでしょう。しかし、自由業や個人事業で得た収入によって、年金が支給停止されることはありません。支給開始年齢になったら、忘れずに裁定請求の手続きをしてください。

Q18

結婚前に厚生年金に4年半ぐらい加入。脱退手当金をもらう。以後、専業主婦。65歳になり、国民年金を受給したいと思い市役所に手続きに行くと、社会保険事務所に行ってきてといわれました。脱退したのに何か関係があるのでしょうか。（女性/既婚/1936/専業主）

A18

老齢基礎年金の受給資格を審査する際には、厚生年金の脱退手当金の対象となった期間が、合算対象期間という特別な期間として扱われる場合があります。人によっては、この期間のおかげで、もらえないと思っていた年金がもらえたなんていうこともあります。

すでに手当金をもらっていますので、今後の年金額には関係ありませんが、重要な期間ですから、厚生年金の窓口である社会保険事務所で確認する必要があります。

相談者の場合には、住所地の社会保険事務所で手続きしてくださいね。

Q19

昨年、定年退職した者です、1月に老齢厚生年金の支給の手続きをしてきました。「すぐに年金証書が送られてきますから」とのことで、今日まで待っているのですが、もう1ヶ月以上もたつのに何

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

の音沙汰もありません。現在は無収入ですから、わずかばかりの貯えを取り崩しております。申請後、どのくらいで支給が開始されるのか、分かりましたら教えていただきたいのですが。（男性/既婚/1941/無職）

A19

裁定請求をしてから、年金証書と裁定通知書が送られてくるまでに、2ヶ月から3ヶ月かかります。そして、年金支給はその後になりますから、実際に年金を受け取れるのは、裁定から4ヶ月ほど後になります。相談者の場合は、1月に裁定請求ですから、スムーズに行けば5月頃から支給されると思います。年金の支払日は、毎月15日ですから5月の15日を過ぎても年金が支給されないようであれば、社会保険事務所に問い合わせてみてくださいね。

Q20

10月25日に定年退職（昨年の1月25日で60歳でしたが会社の都合で10月まで延長）して、厚生年金の手続きはすべて終わりました。その後、社会保険事務所から「11月6日に年金給付裁定請求書を受け付けました」との書面をもらいました。書面には、裁定まで2、3ヶ月、さらに初回支払いは50日ほど先とありましたが、年金はいつからの日付分から支払われるのでしょうか。（男性/未婚/1941/無職）

A20

年金の受給権は、60歳のお誕生日から発生しています。年金の支給は年金を支給しなければならない事由が生じた日の属する月の翌月分から行われますので、相談者の年金は昨年の2月分から支給されることになります。通常は、偶数月に2月分ずつ支給されますが、相談者の場合には初回だけ数ヶ月分まとめて支給されることになるでしょう。

但し、10月までお仕事されていたということですから、その期間の支給額はお給料の額に応じて、 一部または全部が支給停止になることをご承知ください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6-3 繰上げ

Q21

母親（昭和18年生まれ）が胃癌になってしまい、手術をしたのですが、5年くらい生きる可能性が10%程度だそうです。年金をなるべく早くからもらうとして、何歳からもらうことが可能ですか？また、いくらぐらいもらえるのでしょうか？　母親は、ずっと会社員として働いていました。途中に辞めることなく、30年以上働いております。

A21

☞ P175

特別支給の老齢厚生年金が、60歳から支給されます。

また、老齢基礎年金は、原則65歳からの支給ですが、60歳からの繰上げ受給も可能です。但し、その場合には年金額が減額されてしまいますし、老齢厚生年金の定額部分が支給停止になってしまいます。

年金額については、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が近づいてますので、住所地の社会保険事務所で各年金の額を試算してもらい確認してみてください。

お母様の場合には、厚生年金の加入期間が長いので、老齢基礎年金を繰り上げない方がよいと思いますが、試算額を比較して検討してみてください。

チェックポイント39

老齢基礎年金の繰上げ支給は、年金額が減額されるだけでなく、他の年金の受給資格の喪失にもつながります。

Q22

現在61歳の父（昭和16年2月生）の年金のことについて、教えてください。父は、昨年から特別支給の老齢厚生年金66,000円を受給していますが、家庭の事情で、国民年金の繰上げ支給を考えて居ます。ある本には、国民年金の繰上げ支給を行った場合、特別支給の老齢厚生年金は、支給停止になると書いてあります。社

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

会保険事務所の人は、同時にもらえると言いましたが本当でしょうか。もらってから返せと言われても困ります。是非教えてください。父は今年、脳梗塞で倒れて先日退院しましたが、仕事のできる状態ではありません。障害年金も考えましたが、2級まではもらえないようなのであきらめました。（男性/既婚/無職）

A22

☞ P175

特別支給の老齢厚生年金と繰上げ支給の老齢基礎年金は、次のような併給調整がされます。

＜昭和16年4月2日以後生まれの者＞

繰上げ支給の老齢基礎年金と65歳未満の者に支給される老齢厚生年金は併給される。但し、定額部分 ＋ 報酬比例部分の支給開始年齢に達した後は、定額部分に限り支給が調整される。

＜昭和16年4月1日以前生まれの者＞

老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、特別支給の老齢厚生年金（全額）が支給停止される。

お父様の生年月から考えますと、老齢基礎年金を繰り上げた場合には、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止になってしまいます。また、繰上げ支給を受けると、老齢基礎年金の額は生涯減額されたままですし、障害の程度が増進した場合にも（事後重症による）障害年金がもらえなくなってしまいますので、デメリットが大きいと思います。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q23

昭和15年8月9日生まれで、今年の8月9日で60歳になります。特別支給の老齢厚生年金の支給を受けようと思いますが、繰上げ支給による減額が適用されるのでしょうか。（男性/既婚/1940/会社員）

A23

☞ P184

相談者は、ちょっと勘違いをされているようですね。相談者の場合には、繰り上げなどしなくても、60歳になると老齢厚生年金の定額部分と報酬比例部分の受給権を得ることになりますから、減額の心配はありません。

65歳前の老齢厚生年金の定額部分について、繰上げ調整が行われるのは、昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれ（女性は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれ）の人が、老齢基礎年金の一部繰上げを行った場合になります。この世代は、定額部分の支給開始年齢が、段階的に引き上げられる世代に該当します。定額部分が引き上げられると、60歳からもらえる年金の額が少なくなりますから、その不足分を補うために、定額部分と老齢基礎年金の一部を繰り上げる制度が設けられたのです。

6-4　繰下げ

Q24

うちの父（昭和12年生）は、今年65歳になりますが、まだ年金をもらっていません。父が言うには、70歳を超えてからもらえば、月に12万円くらいもらえると言っています。年金をもらう年齢を遅らせることで、年金の額を増やすことってできるのでしょうか？

A24

☞ P176

65歳から老齢年金をもらえるはずの人が、年金をもらう年齢を遅らせると、増額された年金が生涯支給されます。これを「繰下げ支給」といいます。

増額率は、昭和16年4月1日以前生まれの場合と、昭和16年4月

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

2日以後生まれで異なりますが、お父様の場合には、70歳以後に裁定請求をすると、88%の増額となります。普通に65歳から老齢基礎年金をもらう場合には、月額67,017円（年間804,200円）ですが、70歳以後にもらうと月額125,991円（年間1,511,896円）となりますので、お父様の計算どおりですね。

チェックポイント㊵

SOHOの事業収入が安定している間は、老齢基礎年金をもらわずに、受給額を増やすという選択肢もあります。

Q25

父（昭和15年12月生）の年金についての相談です。現在61歳で、特別支給の老齢厚生年金を60歳より受給中です。65歳時に、再度市役所などで手続きが必要なのでしょうか？　また、父は大変健康状態がよいため、私は70歳への繰下げ支給をすすめているのですが、（1.88倍もらえて、76歳で得をすると言ったら繰り下げしたいとの意向）その際、65歳時での手続きはどうすればよいのでしょうか。（男性/既婚/1968/会社員）

A25

☞ P221

特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、65歳から引き続き年金を受給する場合には、社会保険事務所への届出の必要はありません。次のような簡易な手続きで済むことになっています。

65歳になる誕生月の初め頃に、社会保険業務センターから「裁定請求書」（ハガキ形式）が送られてきますので、送られてきたハガキの所定欄に、本人の住所・氏名を記入し、住所地の市区町村長の証明を受け、誕生月の末日までに社会保険業務センターに郵送すれば手続き終了です。

但し、繰下げ支給を希望するなら、この裁定請求書を返送してはいけません。その替わりに、受給を希望する年齢になったら、住所地を管轄する社会保険事務所で、裁定請求の手続きと繰下げ支給の手続きを同時に行ってください。詳しくは、住所地を管轄する社会保険事務所へお問い合わせください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q26

夫は、昭和18年7月生まれ、定年は来年の6月です。ほぼ40年間年金に加入しています。定年後も、65歳までは現在の会社で400～500万円は収入がある予定です。この場合、夫は60歳を過ぎても年金をもらわない、または保険料を納めることで将来年金額が上がるというようなことはないですか。（女性/既婚/1975/専業主婦）

A26

☞ P176

ご主人の年金額をなるべく増やしたいということですね。では、ご主人がもらえる年金の種類別にそのことを検討してみましょう。

ご主人が60歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。この年金は、もらい始める年齢を遅らせても、年金額が増えることはありません。よって、60歳のお誕生日になったら、すぐに年金を請求してください。

次に、65歳になると、60歳から支給されていた特別支給の老齢厚生年金の支給が終了し、替わりに老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生します。ここで、支給開始年齢を遅らせて年金額を増やす方法があります。

＜繰下げ支給制度＞

ご主人は平成14年4月1日以降に65歳となりますので、老齢基礎年金のみが対象となります（平成12年の法改正により、老齢厚生年金の繰下げ支給制度は、平成14年4月から廃止されることになりました）。

それから、ご主人は65歳までお仕事をされるようですが、その間、厚生年金に加入するとなると、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になります。厚生年金に加入しなければ、年金は全額支給されます。

本来、年金は現役を引退し、給与収入がなくなった人のためのものなので、お給料をもらえる人には、少し遠慮してもらうというわけです。もちろん、お仕事を辞めれば、年金の支給はされますし、60歳以降の加入期間の分、年金額も増えることになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q27

60歳になりますが、定年で退職します。すぐに年金をもらう場合と、もらわないで65歳まで待った場合では、厚生年金の金額は変わらないものなのでしょうか。（男性/既婚/1942/会社員）

A27

☞ P184

本来、老齢厚生年金は、老齢基礎年金と併せて65歳から支給されます。現在は、経過措置で、特別に60歳から支給される老齢厚生年金があります。まず、この2つの年金は別物だということをご承知ください。

65歳前の老齢厚生年金は、65歳までもらわずにいても、年金額が増えることはありません。それどころか、もらわずに5年以上経過してしまった年金は、時効によりもらえなくなってしまいます。

65歳まで待っても得はありませんので、60歳のお誕生日になったら、老齢厚生年金の裁定請求の手続きをしてください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 老齢基礎年金の繰上げと繰下げ

老齢基礎年金の正規の支給開始年齢は65歳ですが、受給者の希望で、支給開始年齢を早めたり、遅らせたりすることができます。このように支給を早めることを「繰上げ」と言い、逆に遅くすることを「繰下げ」と言います。

繰上げ支給を行った場合には、年金額に一定の減額率を乗じて得た額を差し引いた年金が一生支給され、繰下げ支給を行った場合には、年金額に一定の増額率を乗じて得た額が加算された年金が一生支給されます。

この減額率と増額率は、昭和16年4月1日以前生まれの方は年単位で、昭和16年4月2日以後生まれの方は、月単位で設定されています(P177表7-4、表7-5参照)。

なお、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げ経過期間中の世代（※）については、通常の老齢基礎年金の繰り上げ以外に、定額部分と老齢基礎年金の一部を併せて繰り上げる制度があります。(P191参照)

「繰上げ」も「繰下げ」も、年金をもらう人がそれぞれ事情があって行うことなので、損得を話すのはどうかと思いますが、一応目安として、受給総額の比較をしてみましょう。

年金の支給を65歳前に繰り上げた場合、正規にもらう人と受給総額に均衡がとれるのは、昭和16年4月1日以前生まれで72歳くらい、4月2日以後生まれで77歳くらいになります。逆に、66歳以後に繰り下げた場合、均衡がとれるのは、前者が75歳くらい、後者が78歳くらいです。結果、繰り上げた場合には、72歳（77歳）より長生きすると損をし、繰り下げた場合には75歳（78歳）より長生きした方が得ということになります。

昭和16年4月2日生まれ以降の人の「繰上げ」は、減額率が改正されたことにより、受給総額で損をする可能性が低くなりました。しかし、繰上げ支給を受けた場合には、次のような制約を受けたり、権利を失ってしまうこともにもなりますので、繰上げ支給を希望する場合には慎重に検討してください。

1. 寡婦年金の受給権が消滅します。
2. 昭和16年4月1日以前生まれのものについては、厚生年金の特別支給の老齢厚生年金は、全額支給停止します。
3. 65歳前に障害者になっても、原則として障害基礎年金は支給されません。
4. 繰上げ支給を受けたものは、国民年金に任意加入できません。
5. 昭和16年4月1日以前生まれのもので、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けているものが、厚生年金に加入したことにより、国民年金の第2号被保険者となったときには、その翌月から老齢基礎年金は、全額支給停止されます。
6. 繰上げ支給の請求をし裁定を受けると、請求の取り消しや変更はできません。

※男性：昭和16年4月2日生まれから昭和24年4月1日生まれ。
女性：昭和21年4月2日生まれから昭和29年4月1日生まれ。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6-5　夫婦の年金

Q28

夫妻ともに、30年以上会社勤務をしています。厚生年金の受給金額について、どちらかカットされるのでしょうか。（男性/1942）

A28

☞ P174
☞ P188

基本的な年金額は、カットされることはありません。しかし、配偶者に対する加給年金が加算されません（結果的に振替加算もありません）。加給年金は、年金の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持していた配偶者と子がいる場合に、老齢厚生年金（被保険者期間240月以上のもの）に加算されます。

相談者の場合には、夫婦どちらにも配偶者に対する加給年金の加算があり得るわけですが、次の支給停止事由により、どちらの加給年金も支給停止となってしまいます。

【厚生年金保険法46条】

「加給年金額が加算された老齢厚生年金については、加給年金の加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が、240月以上であるものに限る）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金、共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付、その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職、または障害を支給事由とする給付であって、政令で定めるものの支給を受けることができる時は、その間、当該配偶者について、加算する額に相当する部分の支給を停止する」。

もともと加給年金は、家族（扶養）手当みたいなものですから、1人前の年金収入がある配偶者は、対象外ということでしょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㊶

老後のライフプランを作成するには、夫婦セットで年金額を把握する必要があります。

Q29

振替加算についてお伺いします。共済組合員なので、共済年金対象です。自分の生年は昭和29年1月です。妻は、昭和26年5月生で第3号被保険者です。加給年金は受給できませんが、年上の場合でも、振替給付は可能だと聞いています。いくら支給されますか。（男性/既婚/1954/公務員）

A29

☞ P174

相談者の生年月日ですと、61歳～64歳までの退職共済年金（報酬比例部分のみ）には加給年金は加算されません。よって、この間は、奥様が65歳に達し、老齢基礎年金を受給している場合でも振替加算はされません。相談者が65歳になり、本来の退職共済年金の支給が開始した時点で、奥様の年金に振替加算（77,100円）が行われることになります。

Q30

両親が、この度離婚することになりました。離婚後、母は年金がもらえるのか分からず心配です。母（昭和22年生まれ）は昭和45年頃、父と結婚し、昭和52年頃に国民年金に加入したそうです。その後、第3号被保険者になって、平成12年に就職し、現在、厚生年金に加入しています。離婚後、母がもらえる年金はあるのでしょうか。

A30

年金の受給権は、各自の年金制度に加入していたという実績に対して発生するものです。よって、お母様とお父様が離婚された場合にも、お母様には、お母様の年金加入実績に基づく年金が支給されます。

お母様の年金加入状況から考えますと、すでに年金の受給資格

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

期間を満たしていますので、老齢基礎年金（国民年金）と老齢厚生年金を受給することができます。

報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給は、60歳から61歳になるまで、その後61歳から64歳は、定額部分と報酬比例部分を合わせた老齢厚生年金が支給され、65歳以降は老齢基礎年金と老齢厚生年金（報酬比例部分）が支給されます。

Q31

夫は共済年金加入者で、私は第3号被保険者です。現在、離婚を考えているのですが、配偶者としての年金と、1人の年金とどのくらいの差がありますか。（女性/既婚/1955）

A31

☞ P174

離婚をしなかった場合には、ご主人の老齢基礎年金、老齢厚生年金、そして相談者の老齢基礎年金（振替加算あり）が、夫婦の老後の生活資金となりますが、離婚をした場合には、相談者の老後の保障は自分の老齢基礎年金（振替加算なし）のみになってしまいます。

また、離婚されれば、ご主人の扶養ではなくなってしまいますので、第3被保険者ではなくなってしまいます。第3号被保険者は、保険料を納める必要がありませんが、離婚後にお仕事をして、厚生年金に加入されるようであれば、厚生年金の保険料を、そうでない場合には60歳になるまで国民年金の保険料（月額13,300円）を自分で納めることになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

6-6　仕事と年金

Q32

60歳を過ぎて、仕事をしていても年金をもらえるのですか。（会社員）

A32

☞ P191

老齢厚生年金をもらう権利のある人が仕事をし、厚生年金に加入している時には、年金の一部または全額が支給停止されます。この一部支給停止された年金を在職老齢年金といいます。支給が停止される額は、標準報酬月額（給与）によって決定されます。つまり、標準報酬月額が高くなると、年金の支給停止額が増える仕組みです。

しかし、ただ単に給与が増えた分、年金が減ってしまっては、就労意欲を損ないますから、手取り収入の総額は、給与の上昇に比例して増えるように計算されています。

チェックポイント㊷

SOHOとして、自由業や個人事業を行う場合、厚生年金の適用は受けません。どんなに収入が多くても、老齢厚生年金は支給停止されません。

Q33

現在63歳です。これからアルバイト的な仕事をしようと思っていますが、収入が増えると、年金が一部支給停止になると聞きました。どういった場合に、いくらくらい停止されるのでしょうか。（男性/既婚/1938/会社員）

A33

☞ P191

60歳から64歳までの老齢厚生年金を受給している人が、厚生年金に加入した場合には、一律に年金支給額の2割が支給停止になります。さらに、在職中の標準報酬月額に応じて支給停止額が算出され、2割＋算出された額が支給停止となります。

また、平成14年4月からは65歳から70歳までの老齢厚生年金に

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ついても、支給停止の対象となります。支給停止額は、標準報酬月額と老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額の合計のうち、37万円を超える額の2分の1の額です。37万円を超えない場合には、支給停止は行われません。

この支給停止は、厚生年金に加入している人のみが対象となります。ですから、同じ年金受給者でも、個人事業をはじめた場合やアパート経営をした場合などは、厚生年金には加入しませんので、収入を得ながら年金も全額受給することができます。また、アルバイトなどをする場合には、厚生年金の被保険者から除外される労働条件で勤務すれば、年金は全額支給されます。

例えば、所定労働時間および所定労働日数が、同種の業務に従事する通常の就労者の4分の3未満である人は、原則として健康保険および厚生年金の被保険者には該当しません。

通常の就労者と変わらぬ労働条件で勤務する場合には、本人の意思とは無関係に健康保険および厚生年金の被保険者になります。

Q34

会社で人事担当しています。今年の8月で60歳定年の社員がいるのですが、取締役になっています。会社を退職後、非常勤の役員として、役員報酬を出した場合に、年金は受給できるのでしょうか。（1968/会社員）

A34

一般的に非常勤の役員であれば、厚生年金の被保険者に該当しませんから、収入がある場合でも、年金は全額支給されます。但し、勤務時間などの実情が非常勤であると認められない場合には、厚生年金に加入することとなり、給与の額に応じて老齢厚生年金の全額もしくは一部が支給停止になります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q35

老齢厚生年金を受給している64歳の方を雇用することになり、社会保険に加入の手続きをすることになりましたが、その方から年金の減額がどのくらいになるのか調べてほしいと質問がありました。年金の減額の計算の仕方を教えてください。

・就職時の標準報酬月額：36万円
・特別支給の老齢厚生年金
　基本年金額：252万円
　配偶者加給年金額：265,500円

A35

老齢厚生年金の支給停止額の計算をまとめましたのでご参照ください。

☞ P191

1. 標準報酬月額と基本月額の合計額が、22万円以下の場合

基本月額とは…

｜老齢厚生年金の額（加給年金額を除く）÷12月｜の80%の額

【支給停止額】　老齢厚生年金の額×100分の20

2. 標準報酬月額と基本月額の合計額が、22万円を超える場合

【支給停止額】

（老齢厚生年金の額×100分の20）＋（a～dの額×12）

a：基本月額が22万円以下で、標準報酬月額が37万円以下の場合

｜（標準報酬月額+基本月額）－ 22万円｜×1/2

b：基本月額が22万円以下で、標準報酬月額が37万円を超える場合

[｜(37万円+基本月額)－22万円｜×1/2]＋(標準報酬月額－37万円)

c：基本月額が22万円を超え、標準報酬月額が37万円以下である場合

標準報酬月額×1/2

d：基本月額が22万円を超え、標準報酬月額が37万円を超える場合

(37万円×1/2)＋(標準報酬月額－37万円)

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金が全額支給停止になった場合には、加給年金額も支給停止となります。

【計算】

252万÷12×80%＝168,000円（基本月額）

252万円÷12×20%＝42,000円……①

|（360,000円+168,000円）－22万円|×1/2＝154,000円……②

①+②＝196,000円（支給停止月額）

（252万円÷12－196,000円）＋265,500円÷12＝36,125円（年金支給月額）

6-7　年金額の計算

Q36

27歳から（当時の保険料は500円）60歳までの33年間、国民年金の保険料を納めてきました。今年で年金支給開始になるのですが、人の話によると5万円にも満たないとのことでして、将来にかなりの不安があります。いったい支給額はいかほどのものになるのでしょうか。

A36

＜相談者のデータ＞

・生年月日　昭和12年8月4日　女性

・保険料を納めた期間　33年（396ヶ月）

・加入可能期間　36年（432ヶ月）

相談者の年金加入状況をもとに、老齢基礎年金の額を計算してみましょう。

・804,200円×396/432≒737,200円

相談者には、65歳から老齢基礎年金737,200円（月額61,433円）が支給されることになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q37

私は、厚生年金に38年加入しています。今年の10月で60歳になり、退職の予定です。私が60歳からもらえる年金は、いくらくらいになりますか。

A37

＜相談者のデータ＞

・生年月日　昭和17年10月6日　男性
・昭和39年4月入社～平成14年9月（38年6ヶ月）厚生年金加入
・平均標準報酬月額　36万円（改正前の再評価率による）
・配偶者なし

相談者は、厚生年金に38年6ヶ月加入していますので、老齢年金の受給資格期間を満たすことになり、60歳から老齢厚生年金が支給されます。但し、定額部分の引き上げがあるため、60歳から支給される老齢厚生年金は報酬比例部分のみとなり、定額部分と報酬比例部分が合わせて支給開始になるのは61歳からです。

65歳になると、老齢厚生年金の定額部分に替わり、老齢基礎年金が支給開始になります。

では、60歳時点、61歳時点、65歳時点の年金額を計算してみましょう。

・報酬比例部分：36万円×7.94/1,000×462ヶ月×1.031
＝1,361,519円…①
・定額部分：1,676円×1.134×444ヶ月（上限）
＝843,859円…②
①＋②≒2,205,400円
・老齢基礎年金：804,200円×462ヶ月/480ヶ月
≒774,000円…③
・経過的加算額：②－③＝69,859円…④
①＋④≒1,431,400円

60歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）　1,361,500円
61歳から老齢厚生年金（報酬比例部分＋定額部分）2,205,400円
65歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）と経過的加算と老齢基礎年金　2,205,400円

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

※平成15年度以降の金額は、物価上昇（下降）率を考慮せずに平成14年度の年金額にもとづいて計算しています。

Q38

私は32年間、会社員として厚生年金に加入していました。6年前に退職し、自営業で国民年金に加入しております。満60歳まで国民年金に加入し、保険料を支払うつもりです。私と妻（専業主婦）の年金額はどのくらいになるのでしょうか。

A38

＜相談者のデータ＞

- 生年月日　昭和18年1月12日　男性
- 昭和39年4月入社～平成8年3月（32年）厚生年金加入
- 平均標準報酬月額　28万円（改正前の再評価率による）
- 平成8年4月～平成14年12月（6年9ヶ月）国民年金加入

＜配偶者のデータ＞

- 生年月日　昭和19年6月19日　女性
- 結婚前　年金未加入
- 昭和43年4月結婚～平成16年5月（36年2ヶ月）国民年金加入（第3号被保険者期間含む）

相談者の国民年金加入期間と厚生年金加入期間を合わせると38年9ヶ月となり、老齢年金の受給資格期間を満たしていますので、60歳から老齢厚生年金が支給されます。

但し、定額部分の引き上げがあるため、60歳から支給される老齢厚生年金は報酬比例部分のみとなり、定額部分と報酬比例部分が合わせて支給開始になるのは61歳からです。

また、厚生年金の加入期間が20年以上なので、61歳から配偶者加給年金も加算されます。

65歳になると、老齢厚生年金の定額部分に替わり老齢基礎年金が支給開始になります。

奥様は、65歳からの老齢基礎年金のみの支給となります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜相談者の年金額＞

・報酬比例部分：28万円×7.94/1000×384ヶ月×1.031
＝880,174円…①

・定額部分：1,676円×1.134×384ヶ月＝729,824円…②

①＋②≒1,610,000円

・配偶者加給年金額：368,000円

・老齢基礎年金：804,200円×465ヶ月/480ヶ月
≒779,100円

・経過的加算額：②－804,200×384ヶ月/480ヶ月＝86,464円

60歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）880,200円

61歳から老齢厚生年金（報酬比例部分＋定額部分）と配偶者加給年金1,978,000円

65歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）と経過的加算と配偶者加給年金と老齢基礎年金 2,113,700円

なお、奥様が65歳になると、配偶者加給年金の支給はなくなり、替わりに奥様の老齢基礎年金に振替加算が行われます。

＜奥様の年金額＞

・老齢基礎年金：804,200円×434ヶ月/480ヶ月≒727,100円

・振替加算：120,300円

65歳から老齢基礎年金と振替加算 847,400円

※平成15年度以降の金額は、物価上昇（下降）率を考慮せずに平成14年度の年金額にもとづいて計算しています。

Q39

昭和17年7月生まれで、20歳の誕生日より大学卒業まで約2年間国民年金に加入、卒業後、6年間勤め先の厚生年金に加入していました。その間の給料は平均して約3万円くらいです。その後、29歳より海外に在住し、平成10年7月より再び国民年金に加入し、保険料の免除を受けています。受給額はどのようになりますか。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A39

＜相談者のデータ＞

・生年月　昭和17年7月　女性
・昭和37年7月～昭和40年3月（2年9ヶ月）国民年金加入
・昭和40年4月～昭和46年3月（6年）厚生年金加入
・昭和46年4月～平成10年6月（27年3ヶ月）海外在住期間は合算対象期間となる
・平成10年7月～ 平成14年6月（4年）保険料免除期間

相談者は、国民年金加入期間（免除期間含む）、厚生年金加入期間、合算対象期間を合わせると、40年間の加入期間になりますので、受給資格期間を十分に満たしています。

60歳から特別支給の老齢厚生年金が支給され、65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されます。

相談者が記憶している当時の給与額から、改正前の再評価率を使って、仮の平均標準報酬月額を求めます。

・（3万×7.85×1ヶ月＋3万×6.87×11ヶ月＋3万円×6.31×12ヶ月＋3万円×6.14×12ヶ月＋3万円×5.43×19ヶ月＋3万円×4.15×17ヶ月）÷72ヶ月（6年）＝169,391円

仮の平均標準報酬月額を17万円とします。

・報酬比例部分：17万円×7.94/1,000×72ヶ月×1.031
＝100,198円…①
・定額部分：1,676円×1.134×72ヶ月＝136,842円…②
①＋②≒237,000円
・老齢基礎年金：804,200円×（105ヶ月+48ヶ月×1/3）/480ヶ月≒202,700円
・経過的加算額：②－804,200円×72ヶ月/480ヶ月＝16,212円

60歳から特別支給の老齢厚生年金 237,000円
65歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）と経過的加算と老齢基礎年金　319,100円
※平成15年度以降の金額は、物価上昇（下降）率を考慮せずに平成14年度の年金額にもとづいて計算しています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 老齢厚生年金報酬比例部分の5%削減

平成12年4月より、老齢厚生年金の報酬比例部分について、給付乗率の5%引き下げが導入されました。この引き下げは、これから年金をもらう人はもちろん、すでに年金をもらっている人にも適用されます。

しかし、引き下げ前の計算（平成6年度水準の平均標準報酬月額、その後の物価スライド率、改正前の乗率を用いた計算）で求めた年金額が、引き下げ後の計算で求めた年金額を上回る場合は、引き下げ前の年金が支給される経過措置がありますので、当分の間は引き下げ前の計算による年金が支給されることになります。

＜5%引き下げ前の計算式＞

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）×10～7.5/1000×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.031）

＜5%引き下げ後の計算式＞

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）×9.5～7.125/1000×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.000）

【事例】

昭和17年4月2日生まれの男性の場合。

昭和37年4月から平成14年3月まで（480ヶ月）厚生年金に加入、平成6年3月時点の平均標準報酬月額36万円。

＜5%引き下げ前の計算＞

平均標準報酬月額の再評価：（360,000円×384ヶ月+360,000円×0.99×72ヶ月+360,000円×0.917×24ヶ月）÷480ヶ月=357,966円

報酬比例部分の年金額：357,966円×7.94/1000×480ヶ月×1.031≒1,406,600円

＜5%引き下げ後の計算式＞

平均標準報酬月額の再評価：（360,000円×1.069×384ヶ月+360,000円×1.038×12ヶ月+360,000円×1.016×12ヶ月+360,000円×1.004×12ヶ月+360,000円×0.991×12ヶ月+360,000円×0.980×48ヶ月）÷480ヶ月=379,600円

報酬比例部分の年金額：379,600円×7.543/1000×480ヶ月≒1,374,400円

引き下げ前の年金額 1,406,600円が支給されます。

※改正後の再評価率は、おおよそ「改正前の再評価率×1.069」となります。（P229参照）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

7　障害年金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

7-1　障害年金

Q1

障害年金は、老齢年金のように受給資格を満たしていなくても、わずかな期間でも現に今、被保険者であれば、受給資格があると聞きましたが、本当でしょうか。

A1

☞ P177

現に被保険者であるということも要件の一つですが、それだけでは受給資格は発生しません。障害年金にも、老齢年金とは異なりますが、保険料納付要件というものがあります。例えば、障害基礎年金の保険料納付要件は、次のようになっています。

＜原則＞

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間である場合には、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上あること（保険料滞納期間が3分の1以下）。

＜特例＞

初診日が、平成18年4月1日前にある傷病による障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がない時は、障害基礎年金が支給される。

但し、当該障害者に係る者が、当該初診日において、65歳以上である時は、この特例の適用はない。障害厚生年金については、基礎知識P194で支給要件をご確認ください。

チェックポイント㊸

保険料を納付（あるいは免除手続き）しないと、障害基礎年金がもらえなくなってしまいます。前納制度や口座振替などを利用して、保険料の納め忘れがないように気を付けましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q2

私は、障害厚生年金の2級の支給を受けています。今年の現況届は診断書も提出しなければなりませんが、これを提出すると、年金の等級が変わることがあるのでしょうか。（男性/既婚/1955/会社員）

A2

☞ P222

年金を受給している人は、年に一度、現況届（ハガキ）を提出することになっています。現況届は、年金受給者の生存や障害の程度の確認をするために必要な届出です。通常の現況届は、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、年金証書の年金コードなどを記載し、社会保険業務センターへ郵送するだけですが、障害の程度が有期認定を受けている障害年金の受給者は、医師の診断書も提出しなければなりません。

診断書を提出する間隔は、1～5年ごとと人によって異なり、これに該当する年には障害の程度を認定し直すために、住民票の記載証明と年金診断書が一緒になった現況届の用紙が送られてきます。

現況届および年金診断書が、指定された提出期限までに提出されない場合には、提出が確認されるまで、年金が一時支給停止となりますので注意してください。

提出期限は、年金受給者の誕生月の末日です。20歳前の傷病による障害基礎年金、障害福祉年金に代わる障害基礎年金、母子福祉年金、準母子福祉年金に代わる遺族基礎年金については、毎年7月31日が提出期限となります。

年金診断書を提出した場合は、社会保険庁長官によって、障害の程度の審査が行われ、その結果、障害等級や年金額が改訂されることもあります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q3

私の身体障害者手帳では、障害等級は2級となっていますが、手帳の等級と障害年金の等級は違うと耳にしたことがあります。障害年金の障害等級は、どのような基準で決められるのでしょうか。（女性/未婚/1980/学生）

A3

☞ P231

障害年金では、障害の程度に応じて、重いものから1級、2級、3級（国民年金には3級はありません）に障害等級が区分されています。

1級は、日常生活をするのに介護が必要な程度。2級は、日常生活に支障をきたし働くことは困難な程度。3級は、労働能力に支障をきたす程度というのが、基本的な基準となります。

具体的な障害の状態は、障害等級表に規定されています。

身体障害者手帳の等級は、障害の状態を区分する時の基準が違うため、身体障害者手帳の等級が2級でも、年金の等級が2級になるとは限りません。

Q4

私は、障害年金の2級の支給を受けています。給与所得者です。年金の停止条件ですが、給与所得がいくら以上だと停止になるということはありますか。また、時期はいつから停止になるのですか。（男性/既婚/1955/会社員）

A4

所得が多いことによって、障害年金が支給停止になるのは、20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金に限ります。それ以外の障害年金については、所得による支給停止はありません。

20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金は、受給権者本人の前年の所得が、限度額を超える場合に、その年の8月分から翌年の7月分までの年金の全額、または2分の1相当額が支給停止となります。所得の限度額には、扶養親族の数に応じて加算が行われます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

所得限度額（基本額）	扶養親族などの加算額	支給停止割合
3,549,000円	扶養親族等1人につき38万円、老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合には48万円、特定扶養親族の場合には63万円が加算される。	加給年金額を除いた年金額の2分の1
4,552,000円	扶養親族等1人につき38万円、老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合には48万円、特定扶養親族の場合には63万円が加算される。	全額

なお、平成14年8月分から平成15年7月分までの年金に適用される所得限度額については、引き上げが予定されています。

Q5　私は20歳前の障害により、障害基礎年金を受給しており、同じ障害年金を受給している人と結婚を考えています。年金には、所得による支給制限がありますが、それは結婚している場合には、所得が多い人（たとえば共働きだったら、夫婦で所得が多い方）を基準にするのでしょうか？

A5　20歳前障害に係る障害基礎年金は、本人の所得に基づく所得制限が設けられています。これは、あくまで本人の所得について審査されるものです。相談者が結婚して共働きの状態になった場合には、相談者は相談者の所得によって自分の年金の支給停止額が決まることになり、相手の方も同様に自分の所得によって、自分の年金の支給停止額が決まります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q6

私は現在、障害基礎年金の支給を受けています。今年、就職し厚生年金に加入しました。毎月、厚生年金の保険料を払っていますが、障害年金をもらっている人でも、65歳を過ぎると老齢年金をもらうことができるのでしょうか。

A6

P24

障害年金をもらっている人であっても、支給要件さえ満たせば、老齢年金をもらうことができます。但し、1人に2つ以上の年金をもらう権利が発生した場合には、どちらか一方を選んで受給しなければなりません。

相談者が65歳に達した時には、次の2つの組み合わせから有利な方の年金を受給することになります。

1. 障害基礎年金
2. 老齢基礎年金＋老齢厚生年金

年金額は、障害基礎年金（2級）と老齢基礎年金が同額の804,200円（平成14年度）で、障害基礎年金（1級）は1,005,300円（平成14年度）です。

老齢厚生年金は、厚生年金に加入していた期間とその期間の平均標準報酬月額によって決まります。

実際に、どちらか選択するときには、社会保険事務所で年金額を試算してもらい比較してみてください。

Q7

自分の年金相談ではないのですが、父の年金について教えてください。現在62歳で、会社を退職し、60歳から繰上げ支給の老齢基礎年金を受けております。ところが、昨年、交通事故に遭い入院し、身体障害者1級に認定されました。そこで質問なんですが、障害基礎年金を受給することは可能なのでしょうか？　金額が障害基礎年金の方が多ければ、老齢基礎年金から切り替えたいと考えています。（男性/1964/会社員）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

A7

お父様が交通事故にあった時に、すでに老齢基礎年金を受給されている場合には、障害基礎年金は支給されません。

☞ P177

障害基礎年金の支給対象は、障害の原因となった疾病や負傷の初診日に被保険者であった人、あるいは60歳以上65歳未満の人ですが、本来65歳から支給される老齢基礎年金を65歳前に繰り上げて受給した人は、年金の法律の中では65歳に達している人と同様に扱われるため、障害基礎年金の支給対象にならないのです。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 労災保険と公的年金の調整

会社員が、業務上や通勤途上の事故で障害を負ってしまった場合や、死亡してしまった場合には、労働者災害補償保険（労災保険）からの保険給付とともに、公的年金から障害年金や遺族年金が支給されることがあります。このような場合には、公的年金は100%支給され、労災保険からは、下表の給付額に減額調整率を乗じた額が支給されることになります。

●労災保険の給付額

給付基礎日額＝ 支給する事由が発生した日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額 ÷その期間の総日数(歴日数)

障害等級	障害（補償）年金額
第 1 級	給付基礎日額の313日分
第 2 級	給付基礎日額の277日分
第 3 級	給付基礎日額の245日分
第 4 級	給付基礎日額の213日分
第 5 級	給付基礎日額の184日分
第 6 級	給付基礎日額の156日分
第 7 級	給付基礎日額の131日分

遺族の人数	遺族（補償）年金額
1 人	給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻	給付基礎日額の175日分
2 人	給付基礎日額の201日分
3 人	給付基礎日額の223日分
4 人以上	給付基礎日額の245日分

傷病等級	傷病（補償）年金額
第 1 級	給付基礎日額の313日分
第 2 級	給付基礎日額の277日分
第 3 級	給付基礎日額の245日分

	休業（補償）年金額
休業1日につき	給付基礎日額の100分の60

●労災給付の減額調整率

減額支給される労災保険給付 ／ 併給される公的年金給付	障害（補償）年金	遺族（補償）年金	傷病（補償）年金 休業（補償）給付
障害基礎年金と障害厚生年金	0.73		0.73
障害基礎年金	0.88		0.88
障害厚生年金	0.83		0.86
遺族基礎年金と遺族厚生年金		0.80	
遺族基礎年金		0.88	
遺族厚生年金		0.84	

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

8　遺族年金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

8-1　遺族年金

Q1

現在、国民年金に加入しています。例えば子どもが1人いて、主人が死亡した場合、遺族年金はその時からでるのですか？　子どもがいなければ、遺族年金はでないのですか？　主人も自営業のため国民年金です。生命保険に加入を考えているために、参考に教えてください。（女性/既婚）

A1

国民年金に加入されている方が亡くなった場合、亡くなられた方に関する一定の支給要件が満たされていれば、亡くなられた方に生計を維持されていた妻か子に遺族基礎年金が支給されます。その場合、妻と子は次の要件を満たしていなければなりません。

☞ P180

- 子に対する要件：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。または、20歳未満の子であって障害等級の1級か2級の障害の状態にあること。
- 妻に対する支給要件：上記の「子の要件」を満たしている子と生計を同じくしていること。

妻と子が同時に受給権を得た場合には、妻が優先されます。子どもがいない場合や、子どもがいても、年齢が18歳（20歳）を過ぎている場合には、支給されることはありません。

受給期間は、被保険者が死亡した日の翌月から、すべての子が支給要件を満たさなくなった月までで、年金額は老齢基礎年金の満額（平成14年度は804,200円）＋子の加算額です。

また、遺族基礎年金が支給されない場合でも、寡婦年金か死亡一時金が支給されることがありますので、基礎知識（P182、P183）でご確認ください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント㊹

遺族基礎年金は、子供が高校を卒業してしまうと支給されなくなります。その代わりとして、寡婦年金や死亡一時金が支給される可能性もありますが、万一の場合の保障を自分で用意することも大切です。

Q2

遺族年金でいう「死亡した人によって生計を維持されていた人」とは、具体的にどういう人かお教えください。また、遺族に収入がある場合には、どの程度の収入なら生計を維持されていたと認められるでしょうか。（男性/既婚/1949/会社員）

A2

【遺族の範囲】

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、死亡の当時、亡くなった人によって生計を維持されていたその人の「子のいる妻」または「子」です。それぞれに年齢要件などがあります。

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、死亡の当時、亡くなった人によって生計を維持されていたその人の「配偶者」、「子供」、「父母」、「孫」および「祖父母」です。妻以外の人には年齢要件などがあります（年齢要件等については、基礎知識の遺族基礎年金（P180）・遺族厚生年金（P196）をご参照ください）。

【生計維持要件】

生計を維持されていた遺族とは、死亡の当時、亡くなった人と生計を同じくしていた人のうち、収入が将来にわたって850万円以上にならないと認められる人となっています（実際には前年度の収入が、850万円以上かどうかで判断します）。仮に、死亡した夫が、一時的に無収入でその間、事実上は妻が生計を維持していたとしても、夫の死亡当時、生計同一、前年の年収が850万円未満という要件を満たすならば、遺族年金は支給されます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント45

夫の死亡後、妻の収入が増えて850万円を超えてしまったとしても、遺族基礎年金が支給停止されることはありません。

Q3

共稼ぎの夫婦です。2人とも勤務先で厚生年金に加入してます。年収は妻の方がやや多いのですが、この場合、妻が死亡して夫に遺族厚生年金は支給されますか？　また支給要件はありますか。（女性/既婚/1964/会社員）

A3

☞ P196

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、死亡の当時、亡くなった人によって生計を維持されていたその人の「配偶者」、「子供」、「父母」、「孫」および「祖父母」です。よって、妻の死亡により夫に遺族厚生年金が支給されることもあります。

但し、その場合、夫は妻の死亡当時に、次の要件を満たす者でなければなりません。

・年齢が55歳以上であること（支給開始は60歳からです）。
・妻と生計を共にしていたこと。
・前年の年収が850万円未満であること。

なお、妻が遺族となった場合には、年齢の制限はありません。

Q4

私の妻の父と母とは、約35年間生活を共にしていますが、事情があり、いわゆる内縁の妻で婚姻関係はなく、実の母親は生存しています。現在、父は入院中で癌の宣告をされています。父が亡くなった後の今の母の生活が心配です。母は国民年金に加入していません。婚姻関係のない母は、遺族年金をもらえるのでしょうか。実の母の方に支払われるのでしょうか。（公務員）

A4

遺族年金をもらえる配偶者には、内縁関係も含むとされています

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

が、そのすべてを認めているわけではありません。正式に届出さえすれば、法律上有効な婚姻となるような場合のみが対象となります。

つまり、叔父と姪の関係のように、届出をしても法律上婚姻関係が成立しない場合や、他の法律上の配偶者がいる場合には、事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にあるとは認められません。

今回のご相談の場合は、後者のケースで、お父様が亡くなられたときに、実のお母様とお父様が婚姻関係にあった場合には、原則として内縁関係にある者には遺族年金は支給されません。

しかし、まだ離婚の届けをしていないが、当事者同士が離婚の合意に基づき別居しているような場合や、一方の悪意の遺棄によって、別居が長期間継続し当事者双方の生活関係が固定していると認められる場合には、法律上の婚姻関係がその実態を失っているものとされ、内縁関係にある者に遺族年金が支給されます。

今回の場合、別居が長期間に及んでいますので、内縁関係が認められる可能性があります。一度、社会保険事務所で相談してみてください。

Q5

私の母は現在52歳で、25年前に父を亡くしてから遺族年金を受け取っています。その手続きの時、遺族年金をもらうなら、自分自身の国民年金は掛けなくてもいいと言われ、本人の国民年金は掛けていません。その母がこの度再婚することになりました。この場合、母の年金はどうなるのでしょうか。（女性/1947/パートタイマー）

A5

☞ P198

お母様が再婚（事実上の婚姻関係も含む）した場合には、遺族年金はもらえなくなってしまいます。また、今まで国民年金の保険料を納めていないということなので、このままでは、お母様自身の老齢基礎年金ももらえない可能性が高いです。

お母様は国民年金の保険料を納付していないということですが、それは所得の少ない寡婦ということで、保険料の免除を受けている

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ということではないのでしょうか。その辺のところを、市区町村役場で確認してみてください。免除であれば、満額ではありませんが、お母様自身の老齢基礎年金が支給されることになります。

もし、免除ではなかった場合には、次のことを確認してみてください。

1. 保険料納付済期間の確認

ご質問の内容から考えると、お母様が保険料を納付していた可能性があるのは、お父様がなくなる前と結婚される前ですね。保険料の納付は、国民年金に限らず、厚生年金や共済組合に関するものも含まれます。

☞ P170

2. 保険料免除期間の確認

お父様が亡くなられた後、保険料の納付を免除された期間がないか確認してください。

☞ P173

3. 合算対象期間の確認

亡くなられたお父様は、厚生年金などに加入されていたようですから、お父様にお母様が扶養されていた期間のうち、20歳以上で昭和61年3月31日までの期間は、合算対象期間になります。

4. 今後の保険料納付について

今後、原則60歳までは、お母様の国民年金の保険料を納付する義務が生じます。もし、免除の申請が承認されれば、納付する必要はありません。また、国民年金の保険料は、2年間分は遡って納付することができますし、60歳以降も任意加入することで、最長で70歳まで保険料を納めることができます。

ここで確認した、「保険料納付済期間」、「保険料免除期間」、「合算対象期間」と今後の保険料納付や免除の予定期間を合算した期間が25年以上になれば、お母様に老齢基礎年金（満額にはなりません）が支給されることになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q6

年金証書が届いたのですが、遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方の通知書に、それぞれの年金額が記載されていました。どちらか選ばないといけないのですか？　両方受け取れるのでしょうか。（女性/既婚）

A6

☞ P24

相談者は、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方を受け取ることができます。通常、1人の人に年金の受給権が2つ以上発生した場合にはどちらか1つを選択しなければなりません（これを「一人一年金」の原則といいます）。しかし、同一の支給事由（今回はご主人の死亡）に基づいて、国民年金とその上乗せである厚生年金から支給される年金は、例外的に併給されることになります。

チェックポイント㊻

脱サラでSOHOを始めた人が亡くなった場合、遺族厚生年金（長期要件）が支給される場合があります。

Q7

3年前、私が54歳の時に会社員の主人が56歳で亡くなり、遺族厚生年金を受けています。子供は成人しています。私は、昭和61年頃、第3号被保険者になるまで、国民年金の保険料を納めてきました。65歳になったら、遺族厚生年金と私の老齢基礎年金の両方をもらえると思っていましたが、先日同じ境遇の方が、「どちらか1つの選択で、どうせ自分の年金なんか少なくてもらえないのだから、保険料を払うだけ損なので払わない方がいい」と言っていました。もしそうなら、どうせもらえない年金のために、わざわざ遺族年金の中から高い保険料を払っても仕方ないのではと思っています。役所の人は払ったほうがいいと言うのですが本当なのでしょうか。

A7

相談者の年金加入歴は、実に立派なものなので感心しました。というのも、昭和61年4月1日より前は、専業主婦の国民年金の加入は任意だったので、加入していなかった人が多いのです。そのた

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

め、女性の年金額は、男性より低額になりがちなのですが、相談者のようにずっと保険料を納めていれば、そんな心配はないでしょう。

☞ P24

というわけで、相談者は65歳になると、老齢基礎年金の受給権を得ることになります。そうなると、すでに取得しているご主人の遺族厚生年金の受給権がありますから、2種類の年金受給権を同時に取得することになるわけです。「一人一年金」の原則から言えば、通常はどちらか一方を選択となりますが、この2種類の年金は例外です。

受給権者が、65歳に達している場合の遺族厚生年金と老齢基礎年金は、同時に全額支給されます。相談者が納めてきた保険料は無駄ではありません。

Q8

会社員の夫が亡くなり、遺族厚生年金を受給しています。私は18歳の時からずっと会社勤めをしており、今後も定年まで働くつもりです。将来、老齢厚生年金が支給されることになった場合、遺族厚生年金と老齢厚生年金との関係は、どのようになるのでしょうか？（女性/1950/会社員）

A8

☞ P24

相談者が、厚生年金に60歳まで加入したと仮定します。そうすると、国民年金の保険料納付済み期間が480月となりますから、受給資格期間を十分に満たすことになり、60歳から老齢厚生年金の受給権を得ることになります。

しかし、すでに遺族厚生年金の受給権もありますので、次のような併給調整が行われます。

＜60歳から＞

「自分の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）」と「遺族厚生年金」の一方を選択して受給します。

＜62歳から＞

※相談者の生年月（昭和25年3月）から、定額部分の支給開始は62歳となります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

「特別支給の老齢厚生年金（定額部分 ＋ 報酬比例部分）」と「遺族厚生年金」の一方を選択して受給します。

＜65歳から＞

次の3つの組み合わせから1つを選択して受給します。

- 老齢基礎年金 ＋老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）
- 老齢基礎年金 ＋ 遺族厚生年金
- 老齢基礎年金 ＋ 老齢厚生年金の2分の1 ＋ 遺族厚生年金の3分の2

Q9

母の年金受給に関して教えてください。平成10年1月より、遺族厚生年金を受給してます。平成13年12月、母が60歳となったため、特別支給の老齢厚生年金の申請をしました。すると、社会保険事務所から、老齢厚生年金を選択したため、遺族厚生年金の支払いを停止した旨、連絡がありました。遺族・老齢の併給可否については、どのようになりますか？　今回の場合、改めて遺族厚生年金を選択することができますか。

A9

65歳以前に、1人に2つ以上の年金の受給権が発生した場合には、どちらか一方を選択して受給するのが原則です。

☞ P222

相談者のお母様も、老齢厚生年金と遺族厚生年金のどちらか一方しか受給することができません。この時、選択しなかったもう一方については、受給権が失われるわけではなく、支給停止の状態となっているだけですから、いつでも自由に選択替えをすることができます。

手続き窓口は、住所地の社会保険事務所です。遺族厚生年金と老齢厚生年金の年金証書と1ヶ月以内に作成された戸籍謄本をお持ちください。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q10

私（昭和17年5月生まれ）は、18歳から会社員生活を15年、その後、独立し自営業を営み現在59歳になります。私の死後、妻に支給される遺族年金は、どのようなものがありますか？　子どもはありません。（男性/既婚/1942/自営業）

A10

相談者の年金加入状況は、おおよそ次のようなものです。

・厚生年金：15年

・国民年金：27年（60歳まで加入した場合）

上記のような場合、万一のことがあれば、奥様には次のような年金が支給されます。

・遺族厚生年金

平均標準報酬月額×1000分の7.543（または1000分の7.94）×180月（15年）×4分の3

・寡婦年金（奥様が60歳から65歳までの間支給）

年金額：｛804,200円×324月(27年)／480月(加入可能月数)｝×4分の3

寡婦年金は、奥様自身の老齢基礎年金が支給されるまでの中継ぎの役割をします。奥様が65歳になった後は、遺族厚生年金と老齢基礎年金が支給されることになります。寡婦年金は細かい支給要件がありますので、基礎知識（P182）でご確認下さい。

また、相談者が60歳になると、老齢厚生年金が支給されますが、これによって遺族厚生年金や寡婦年金の受給権が失われることはありません。

Q11

平成11年1月に夫（国民年金に22年加入）が交通事故で亡くなりました。私と12歳、15歳の子供が夫に扶養されていました。遺族が受けられる制度（補償等）について調べていると、遺族基礎年金が受けられることを知りましたが、そこで役場へ直接話を聞きに行くと、受給するまでに2年近くかかるということでした。なぜ、遺族の生活を支えるもののはずなのに、それほどの期間が経過しな

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

いと受給できないのでしょうか。（女性/既婚/1957/自営業）

A11

ご相談の内容だけでは正確な回答はできませんが、今回の場合、おそらく遺族年金と損害賠償金との調整が行われたのではないかと思います。

相談者がおっしゃるとおり、遺族年金は、亡くなった人の遺族の将来の生活の安定を図ることを目的とした年金です。しかし、それは最低限必要な保障を想定して支給されます。ですから、交通事故のように、死亡の原因が第三者の行為によって生じ、遺族が遺族年金の受給権と第三者に対する損害賠償請求権を同時に取得することになった場合には、1つの損害に対して、二重の補塡にならないように調整をすることになっています。おそらく、相談者の場合には、損害賠償金をすでに受領されているために、その賠償額（生活保障部分）に相当する年金（今回はおよそ2年分）の支給が行われないものと思われます。

ご遺族にとっては、納得のいかないことと思いますが、ご理解いただければと思います。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ どうなってるの女性の老齢厚生年金

平成13年4月から、男性の厚生年金の定額部分の支給開始年齢が、60歳から61歳になりました。この支給開始年齢は、段階的に65歳まで引き上げられ、平成25年からは、報酬比例部分についても、65歳までの引き上げが予定されています。

ところが、女性は変わらず、60歳から定額部分と報酬比例部分を合わせた老齢厚生年金をもらっています。

実は、女性に対する支給開始年齢の引き上げは、男性より5年遅れの平成18年4月から実施することになっているのです。当然、その後に続く報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げも、女性は5年遅れの平成30年4月からとなります。

なぜ女性は5年遅れなのか、ちょっと不思議に思われる方もいるでしょう。

これを説明するためには、昭和61年度より以前の老齢厚生年金のお話をしなければなりません。かつて、老齢厚生年金の受給開始年齢は、男性が60歳、女性が55歳となっていました。これは、一般に女性は就職の機会が少ないことや、定年年齢が男性より早いことを考慮したものでした。その後、社会環境の変化とともに、女性も男性と同じように働くことが普通になり、定年年齢も見直されるようになりました。

そして、男女雇用機会均等法が制定された昭和61年4月、老齢厚生年金の支給開始年齢も、男女とも60歳に改正されました。しかし、今まで55歳だったものを、突然60歳まで引き上げるわけにもいきませんから、経過措置が設けられ、徐々に引き上げを行うことになりました。この引き上げが完了し、女性の老齢厚生年金が60歳からの支給となったのが平成12年、つい最近のことなのです。

そのため、厚生年金の定額部分の引き上げを、男性と一緒に平成13年度から開始してしまったのでは変化が急激すぎるので、女性の場合は、5年間のインターバルを設けることになったのです。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

9　国民年金基金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

9-1　国民年金基金

Q1　私は自営業のため、国民年金のみに加入しています。国民年金基金にも加入しようかと考えていますが、だれでも加入できるものなのでしょうか。また、途中でやめることはできますか。

A1　国民年金基金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者に限られます。加入する場合には、都道府県ごとに設立されている地域型基金か、業種単位に設立されている職能型基金のどちらか1つを選択して加入します。

但し、業種によっては、職能型基金が設立されていない場合もあります。加入窓口は、生命保険会社や信託銀行などです。

また、国民年金基金は、国民年金の付加年金の部分を代行する公的年金であり、老後の所得保障を目的としていますので、個人年金や貯蓄と異なり、自分の都合でやめることはできません。

但し、次の場合には、国民年金基金から脱退することになります。

- 国民年金の被保険者資格を喪失したとき。
- 厚生年金や共済年金に加入したとき（扶養配偶者も同時に脱退します）。
- 地域型基金に加入している人が、他の都道府県に転居したとき。
- 職能型基金に加入している人が、他の業種に転職したとき。
- 国民年金の保険料の納付を免除されたとき。
- 農業者年金に加入することになったとき。
- 基金が解散したとき。

チェックポイント㊼

加入途中での加入替え（地域型から職能型またはその逆）や、任意脱退ができない点に注意しましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q2

国民年金基金の給付の種類を教えてください。

A2

国民年金基金の給付には、老齢基礎年金の上乗せとして支給される年金と、65歳以前に死亡した場合に支給される、死亡一時金があります。その他、運用利回りの実績がよかった年に支給されるボーナス給付（配当）があります。

年金は、A型、B型という2種類の終身年金とⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型という3種類の確定年金があり、加入者の老後のライフプランに応じて、自由に組み合わせて設定できるようになっています。

チェックポイント㊽

国民年金基金の年金の種類は、個人年金と変わりがありません。しかし、掛金（年間限度額816,000円）は、国民年金の保険料と同様に、社会保険料控除の対象になりますので、節税効果が期待できます。

Q3

現在、職能型基金に加入しています。昨今の不況で、このまま事業を続けていくことが難しく、廃業し就職を考えています。その際、基金は脱退することになると思いますが、これまで払ってきた掛金は、一時金として返してもらえるのでしょうか。

A3

国民年金基金は、老後の所得保障を目的とした制度であるため、脱退時に一時金の支給は行いません。加入期間が短い場合にも、65歳以降、加入期間に応じた年金が支給されることになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q4

高校を卒業後、民間の企業に就職して、20歳で結婚、30歳の時に主人が会社を辞め、自営業をしています。先日、私の父が年金の手続きをしたのですが、支給される年金額が4万円程だろうと言われ、随分ショックだったと言っていました。現在、私も国民年金しか掛けていないので、父の例を考えると、国民年金基金を掛けておいたほうがいいかと思うのですが、国民年金基金を1口だけ加入するのでは、大した金額にはならないのでしょうか。（女性/既婚/1966/自営業）

A4

1口目の基本タイプ終身年金（A型、B型）に加入した場合の国民年金基金から支給される年金の額は、65歳以降月額3万円になります。2口目以降については、終身年金（A型、B型）か有期年金（I型、II型、III型）かを選択し、掛け金限度額（月額）68,000円まで、何口でも加入することができます。2口目以降のものに対する年金支給額は、それぞれ月額1万円になります。掛け金の額は、加入年齢に応じて設定されています。

参考に、40歳の女性が誕生月から60歳まで1口目を終身A型と2口目以降を終身B型2口に加入した場合はこのようになります。

- 20年間の掛け金合計：|13,440円＋（4,100円×2口）|×12月×20年＝5,193,600円
- 65歳から80歳までの受給額合計：（30,000円＋20,000円）×12月×15年＝9,000,000円

終身A型は、15年保証なので、80歳までに死亡してしまった場合には、残額が遺族に支給されます。

なお、平成14年4月以降に加入の場合には、掛金がおよそ30％引き上げられる予定です。

チェックポイント㊾

自由業や個人事業の年金は、1階部分の国民年金しかありません。国民年金基金を2階部分として、将来の給付を増やすことができます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

10　厚生年金基金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

10-1　厚生年金基金

Q1　私の会社には、厚生年金基金があります。厚生年金基金から支給される給付の種類を教えてください。

A1　厚生年金基金は、老齢厚生年金の一部を国に代わって支給します。基金が代行する部分の年金については、企業の実情に合った上乗せを必ず行わなければなりません。よって、厚生年金基金のある会社で働いている人には、通常の老齢厚生年金よりも手厚い給付が行われることになります。

また、基金によっては、任意給付である死亡一時金や脱退一時金を設けている場合もあります。

Q2　この度、家業を継ぐことになり、6年勤めた会社を退職します。会社の厚生年金基金からの給付を年金と一時金から選ぶことになりますが、一時金でもらうと、将来の年金は減額されるのでしょうか。

A2　厚生年金基金の年金給付は、国の代行部分である基本部分とその上乗せである加算部分に分けることができます。中途脱退者の給付は、基本部分については、厚生年金基金連合会に移管されますが、加算部分については、脱退一時金として受給するか、基本部分と一緒に年金として受給するかを選択することができます。

脱退一時金を受給した場合には、将来、加算のない通常の老齢厚生年金を受給することになります。

Q3　厚生年金基金に加入しています。そろそろ、定年退職も近いですし、年金をもらう準備を始めたいと思います。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

老齢厚生年金の請求手続きと基金の年金の請求手続きは、一緒にできるのでしょうか。

A3

老齢厚生年金の請求手続きは、最後に勤めた会社の住所地を管轄する社会保険事務所で行いますが、基金分の請求手続きは、加入していた基金の事務局で行います。

転職、退職などにより、基金が規約で定める年金をもらうために必要な期間を満たさないうちに基金を脱退した場合には、厚生年金基金連合会に裁定請求をしてください。

＜裁定請求に必要な書類＞

- 加入していた基金の裁定請求書
- 厚生年金基金加入員証
- 住民票あるいは戸籍謄本
- 公的年金の年金証書の写し

チェックポイント50

退職時に脱退一時金をもらった場合にも、基本部分は加入していた基金か厚生年金基金連合会から支給されることになります。裁定請求の際には、公的年金とは別に手続きが必要になります。

Q4

会社の厚生年金基金が、解散することになりました。今まで払ってきた掛金の分の年金給付は、どうなるのでしょうか。

A4

会社が基金を解散した場合には、それまでの加入期間に応じた年金給付を、国または厚生年金基金連合会から受けることになります。

加入期間が基金の規約で定めていた年金をもらうために必要な期間以上である人については、国が年金給付に関する事務を引き継ぎます。年金をもらうために必要な期間に満たない人については、中途脱退者として厚生年金基金連合会が引き継ぐことになります。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■ 確定拠出年金は、損？得？

確定拠出年金導入の是非については、「個人型」は得、「企業型」は損というのが通説のようです。

「企業型」が損だと言われる理由には、次の2点があげられられます。

一つは、税制面の優遇措置が、既存の企業年金と何ら変わるところがない点です。「企業型」の導入を検討している企業は、すでに企業年金を実施しているところが大多数です。そのため、確定拠出年金の導入は、単に制度を変更するだけでしかありません。加入者である従業員にとっては、今まで以上にメリットがあるとは言えません。

2つ目は、積立金の運用責任を各自が負うという点です。企業年金であれば、企業が積立金を運用し、運用結果がどうであれ、将来受け取る年金を保証してくれましたが、確定拠出年金では、運用責任を各自が負わなければならなくなり、これにはリスクが伴います。

但し、既存の制度とは別に、新たに「企業型」を導入した場合には、企業が拠出してくれる掛金で、将来の給付が厚くなり、税制面の優遇も受けられるようになるわけですから、一概に「企業型」が損とは言い切れません。

では、「個人型」はどうでしょうか。

「個人型」の最大のメリットは、掛金拠出時の税制面での優遇措置です。自営業者で81万6千円、企業年金などの対象になっていない従業員でも、18万円が所得から控除されます。生命保険料控除が、生命保険と個人年金を合わせて10万円までしか認められていないことに比べると、かなり優遇されていると言えます。

例えば、「個人型」に加入できるサラリーマンが、限度額一杯の18万円まで掛金を拠出したとすると、税率が所得税、住民税合わせて15%だった場合には、税金が2万7千円戻ってくることになります。また、税率は収入によって異なりますので、人によってはもっと税金が戻ってくることも考えられます。元本確保型の運用商品を選択して投資すれば、安全確実なうえに、税金という名の結構大きな利息が付くわけです。個人口座の運営や管理に掛かる手数料(国民年金基金連合会に加入時2千円と毎月100円、運営管理機関に年間数千円)を差し引いたとしても、「個人型」は得ということになります。

但し、「企業型」の加入者には、企業が厳選した運営管理機関や運用商品が準備されているのに対し、「個人型」では加入者がすべて自分で選択しなければなりません。ことによると、この選択ミスが大きな損に結びつくこともあります。

投資教育の充実度、運用商品の品揃え、手数料など、どのような運営管理機関がどのような特徴を持っているのか、よく検討して選択することが、より一層得をするポイントになるのではないでしょうか。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

11　確定拠出年金

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

11-1　確定拠出年金

Q1　確定拠出年金とは、どのような年金ですか。

A1

☞ P201

確定拠出年金は、企業または個人が拠出した掛金を自分の判断で運用し、その運用結果で将来の年金額が変動する新しいタイプの年金です。

確定拠出年金には、企業が従業員のために掛け金を負担する「企業型」と、個人が金融機関の窓口で申し込み、自分で掛け金を負担する「個人型」の2種類があります。

「企業型」は2001年10月から、「個人型」は2002年1月から導入されています。

給付には原則として、60歳から支給される老齢給付金と加入者が高度障害になった場合に支給される障害給付金、加入者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金があります。

チェックポイント51

自由業者や個人事業主の年金は、1階部分の国民年金しかありません。「個人型」確定拠出年金を2階部分として、将来の給付を増やすことができます。

Q2　専業主婦ですが、確定拠出年金に興味があります。確定拠出年金にはどういう人が加入できるのですか。

A2

☞ P201

確定拠出年金は、企業が従業員のために掛け金を負担する「企業型」と、個人が金融機関の窓口で申し込み、自分で掛け金を負担する「個人型」の2種類があります。

それぞれの制度に加入できる人は次のような人です。

- 「企業型」：確定拠出年金を導入している企業に勤めている人。
- 「個人型」：自営業者や「企業型確定拠出年金」も企業年金も

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ない企業に勤めている人。

・どちらにも加入できない人：専業主婦（第3号被保険者）、共済組合員、企業年金はあるが確定拠出年金はない企業に勤めている人

相談者は専業主婦ということですから、確定拠出年金に加入できないことになります。

チェックポイント52

加入申込みは、銀行や保険会社などの金融機関と郵便局が窓口です。

Q3 確定拠出年金のメリットはどんなところですか?

A3

確定拠出年金のメリットとデメリットは次のようになります。

☞ P206

【メリット】

・運用方法を各加入者が決めることができる。

・年金資産が加入者ごとに管理されるので、各加入者が常に残高を把握できる。

・従来の企業年金では、年金資産の移管が行えなかったが、この制度では、短期間の勤務でも、加入者が年金資産を転職先の企業型年金や個人型年金に移し替えることができる。

・拠出金や運用益、年金受給について、税制上の優遇措置が受けられる

・企業にとっては、追加の負担が生じないので、将来の掛金負担が予測しやすい。

・掛金を算定するための複雑な計算がいらない。

【デメリット】

・投資リスクを各加入者が負うことになる。

・加入者ごとの資産運用の管理が必要になるため、管理コストが高くなりやすい。

・老後に受け取る年金額が、事前に確定しない。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

チェックポイント53

個人型の掛金は、全額（年間限度額816,000円）社会保険料控除の対象になりますので、節税効果が期待できます。

Q4

私は自営業を営んでおり、株式なども好きで、自分で運用先を選択できる確定拠出年金は　非常に魅力的だと思っています。もし、私が同年金を利用するならば、どこにいって申し込むのでしょうか？　自由に運用先を指定できるといっても、窓口によって選択できる運用商品は限定されてしまうのでしょうか。（女性/既婚/自営業）

A4

☞ P202

自営業者（国民年金第1号被保険者）が加入できる確定拠出年金の個人型の申込み窓口は、金融機関や郵便局です。加入申込みの際に、国民年金基金連合会が提示する運営管理機関の中から、自分が今後取引をする運営管理機関を選択します。運営管理機関によって、運用商品の品揃えや運用管理手数料、投資教育の充実度などが変わってきます。

いったん、選択した運営管理機関を変更することは可能ですが、手数料が掛かりますので、運営管理機関の選択は十分に検討してから行ってください。

なお、申込み窓口となる機関と運営管理機関が同一となる場合がほとんどですが、異なる場合もあります。

チェックポイント54

運営管理機関は、投資教育の内容、手数料、サービス内容、利便性、運用商品の品揃えなどをよく比較検討して選びましょう。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

12　その他

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

12-1　その他

Q1　年金制度が変わってしまったために、若い世代の人が「損」をしてしまうようになると言われていますが、一体どういうことなのでしょうか。（男性/未婚/1979/学生）

A1　年金制度は、保険料、保険料を集積した積立金の運用収入、国庫負担金（税金）によって運営されています。経済成長期には、保険料収入が年金支出を上回り、積立金も増え、さらに積立金の運用収入もある状況で順調に運営されていました。

ところが、高齢者の増加により、年金支出が増える一方で、少子化や不況の影響で保険料収入が減り、このままでは積立金を取り崩して行かなければならない状況に至っています。

年金制度が、少子高齢化によって大打撃を受けてしまった原因は、日本の年金制度の財政方式が、賦課方式であるからだといわれています。賦課方式とは、その時に必要な年金支出をその時の現役世代の保険料でまかなう方式です。そのため、年金を受給する高齢者が増えて、保険料を納める現役世代（若年層）の人口が減ってしまうと、現役世代の1人当たりの負担が大きくなってしまうわけです。

今回の改革では、現役世代の負担増を抑制するために、年金支給額の削減や受給開始年齢の引き上げが行われたわけです。

しかし、将来的にはやはり現役世代の負担の増加は否めない状況ですし、年金支給額が削減され、現役世代の年金制度に対する不満や不信感がかえって大きくなってしまいました。

この年金財政の行き詰まりを解決する方法として、賦課方式から将来必要な年金原資をあらかじめ積み立てていく積立方式への転換や、保険料を税法式へ移行することなどが検討されています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

Q2

社員3名ほどの小さな会社をやっています。今までは、私も従業員もそれぞれ夫の扶養の範囲内の給与でやっていたのですが、今年はその給与内では収まりそうにありません。今の時点では私の会社は、社会保険適用事業所ではないのですが、社会保険適用事業所となって、厚生年金に加入した方がいいのか、従業員各自が国民年金と国民健康保険に加入した方がいいのか、選択に苦慮しています。

A2

厚生年金の任意適用事業になるかどうかですが、ちょっと気が早いような気がします。任意適用事業となれば、全社員の保険料の2分の1を会社が負担することになります。さらに、厚生年金の加入は、健康保険の加入とセットになっていますから、健康保険の保険料の2分の1も会社の負担となってきます。

社会保険料倒産、なんていう言葉を最近よく耳にします。厚生面が充実した会社は、社員にとってありがたい会社ですが、会社にその状態を維持できるだけの体力がなければ最悪の結果になってしまうこともあります。慎重に考えた方がよいと思いますよ。

Q3

よく「年金を担保にお金を借りる」といいますが、どのような時にお金を借りられるのでしょうか。（女性/既婚/1964/自営業）

A3

原則的には、年金を受ける権利を担保にして、お金を借りることはできません。しかし、公的年金加入者が、年金資金運用基金が行う融資を受ける場合には、年金を受ける権利を担保することが、例外として認められています。

この融資は、公的年金加入者の生活向上や福祉の増進を目的として行われるものです。財源は国民年金や厚生年金保険の保険料のうち、将来の年金の支払いのための積立金の一部から捻出されます。

年金資金運用基金が行う融資のうち、代表的なものをご紹介します。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

・年金住宅融資：厚生年金・国民年金の被保険者が住宅を新築、購入、改良する資金が必要なときに利用できます。
・年金教育資金貸付：厚生年金・国民年金の被保険者が子弟などの教育に必要な資金が必要なときに利用できます。

Q4

年金アドバイザーの資格は、どうやってとればよいのでしょうか。
（男性/1980/学生）

A4

年金アドバイザーは、銀行業務検定試験の1種目です。金融機関の窓口職員が、年金についての相談に応じられる知識を身につけるために実施されています。試験は3月（年1回）に行われます。願書受付期間は1月の上旬です。郵送による個人での申込みも可能です。願書は問題集に添付されているものや書店においてあるものを利用できます。

試験のスケジュールや出題内容については、銀行業務検定協会のホームページをご覧ください。

銀行業務検定協会ホームページ　http://www.kenteishiken.gr.jp/

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金の基礎知識

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

1 年金の種類

一口に年金といっても、私たちの周りにはいろいろな年金制度があります。

まずは、それらを大きく3つに区分してみましょう。

第1の区分は、国が社会保障の給付として行う公的年金です。「国民年金」・「厚生年金」・「共済年金」などがこれに当たります。

第2の区分は、企業が従業員の定年退職後の生活保障を図る「企業年金」です。退職金制度から移行してくる場合が多いため、有期年金（年金の支給期間が決まっています。ちなみに公的年金は終身年金です）とする制度が一般的です。代表的なものは「厚生年金基金」や「適格退職年金」です。

第3の区分は、個人が自分の責任と計画に基づき老後の所得保障の準備をする「個人年金」です。生命保険会社等の個人年金保険などがこれに該当します。こちらは、実際に加入されている方も多いのではないでしょうか。(表1-1)

2 給付の種類

では、どんなときにどのような年金が必要になるのでしょうか。よく「いざというときのために」なんていうキャッチフレーズがありますが、年金が必要になる場合の「いざ」は、長期間にわたって所得を得ることができないときです。例えば以下のような場合が考えられます。

・年をとってしまった場合（老齢）
・障害者になってしまった場合（障害）
・一家の生計を支えていた扶養者が死亡してしまった場合（死亡）

各年金制度ではこれら3つのアクシデントに対応して「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」が主な年金給付として用意されています。(表2-1)

表1-1

年金制度の区分	目的	種類
公的年金	国が社会保障の給付として行う	国民年金・厚生年金 共済年金
企業年金	企業が従業員の定年退職後の生活保障を図る	厚生年金基金 適格退職年金
個人年金	個人が自分の責任と計画に基づき老後の所得保障の準備をする	有期年金、終身年金 年金型預金など

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

3 公的年金制度

昭和60年に、公的年金制度が改正され、新しい年金制度が昭和61年4月からスタートしました。従来の制度では民間サラリーマンは厚生年金、公務員などは共済年金に加入し、それ以外の自営業の人や自由業の人は国民年金に加入するというように、職場や職業によって異なった年金制度に加入するというしくみになっていました。

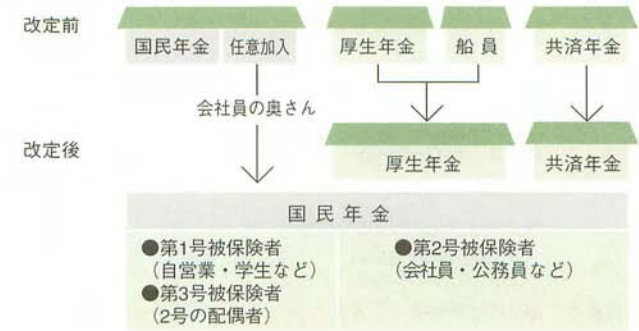
しかし、さまざまな問題が生じたため、国民年金制度をすべての国民を対象にする制度と改め、昭和61年4月からは、民間サラリーマンや公務員も国民年金に加入することになり、全国民に共通の基礎年金が支給されることとなりました。また、従来の制度では任意加入だったサラリーマンの奥さんも、新しい制度では当然に国民年金に加入することになったのです。

この改正により、民間サラリーマンや公務員は、国民年金に加入するのと同時に、これまで同様厚生年金や共済年金にも加入することになるので、国民年金からは基礎年金が、厚生年金からは報酬比例の年金が支給され、公的年金制度は今日の2階建て年金のかたちになりました。(図3-1)

表2-1

年金の種類	理　由
老齢年金	年をとってしまった場合
障害年金	障害者になってしまった場合
遺族年金	一家の生計を支えていた扶養者が死亡してしまった場合

図3-1



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

4 保険者と被保険者

年金事業を運営する者を「保険者（ほけんしゃ）」といい、その年金に加入している者を「被保険者（ひほけんしゃ）」といいます。国民年金および厚生年金の保険者はともに政府ですが、被保険者については、表4-1のような関係にあります。

5 国民年金の保険料

保険料は、被保険者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき徴収される（第2号被保険者と第3号被保険者からは徴収されない）。

＜保険料の額＞

月額13,300円（平成14年度）
付加保険料 月額400円

＜納付義務者＞

被保険者本人
※被保険者の属する世帯主・配偶者の一方も連帯して納付する義務を負う。

＜保険料の納付免除＞

国民年金制度は、国内に居住する20歳以上60歳未満の者は、すべて強制加入です。その中には所得のない人なども含まれますし、長い期間保険料を納付するわけですから保険料の納付が困難になる場合もあります。そこで、国民年金独自の規定として保険料の納付義務を免除する制度があります。

(1) 法定免除

次のいずれかに該当する者が届け出たときに、保険料が全額免除される。

イ. 障害基礎年金または被用者年金各法（厚生年金や共済年金）に基づく障害を支給事由とする給付の受給権者である場合

ロ. 生活保護法による生活扶助、その他の援助であって、厚生労働省令で定めるものを受けている場合

表4-1

国民年金の被保険者の種類	内　容	国籍要件	国内居住要件	年齢要件
第1号被保険者	第2号・3号被保険者以外の人（自営業者、学生、無職）	×	○	20歳以上60歳未満
第2号被保険者	厚生年金や共済年金の被保険者（会社員、OL、公務員）	×	×	70歳未満 但し、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は除く
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者	×	×	20歳以上60歳未満

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる場合がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ハ. 国立および国立以外のハンセン病療養所などに入所している場合

(2) 申請免除

①保険料全額免除

次のいずれかに該当する者（学生は除く）が申請し、社会保険庁長官がそれを承認したときに、申請のあった月の前月から、その指定する月までの期間の保険料が全額免除される。

イ. 前年の所得が、次の額以下である場合

扶養親族等がいない場合……35万円

扶養親族等がいる場合……（扶養親族等の数＋1）×35万円＋19万円

ロ. 被保険者またはその世帯の人が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けている場合

ハ. 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合

ニ. 保険料を納付することが著しく困難である場合として、天災その他の厚生労働省令で定める事由がある場合

②保険料半額免除

次のいずれかに該当する者（学生は除く）が申請し、社会保険庁長官がそれを承認したときに、申請のあった月の前月から、その指定する月までの期間の保険料が半額免除される。

イ. 前年の所得が、次の額以下である場合

扶養親族等がいない場合……68万円

扶養親族等がいる場合……68万円＋（扶養親族等の数×38万円）

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は48万円、特別扶養親族の場合は63万円

ロ. 保険料全額免除のロ. ハ. に該当する場合

ハ. 保険料を納付することが著しく困難である場合として、天災その他の厚生労働省令で定める事由がある場合

(3) 学生の保険料納付特例制度

次のいずれかに該当する学生などから申請があったときは、申請のあった月の前月から、社会保険庁長官の指定する月までの期間の保険料の納付が免除される。

イ. 前年の所得が、次の額以下である場合

保険料半額免除のイ. と同様。

ロ. 保険料全額免除のロ. ハ. ニ. に該当する場合

＜納付期限＞

毎月の保険料は、翌月末日までに納付。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜保険料の前納＞

将来の一定期間（6ヶ月または1年を単位とする）の保険料を前納することができる。

＜保険料の追納＞

法定免除または申請免除された保険料、または納付特例期間の保険料は、管轄社会保険事務所長の承認を受けて、承認を受けた月より前の10年以内の期間であれば追納することができる。

免除期間と納付特例期間がある場合には、納付特例期間の追納が優先される。

6 厚生年金の保険料

保険料は、第2号被保険者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について徴収される。

＜保険料の額＞

保険料の額＝標準報酬月額×保険料率

種　別	保険料率
第1種被保険者（男性）	1000分の173.5
第2種被保険者（女性）	1000分の173.5
第3種被保険者（坑内員・船員）	1000分の191.5
第4種被保険者	1000分の173.5
船員任意継続被保険者	1000分の191.5

（平成14年度）

＜保険料の負担＞

原則として被保険者と事業主が、それぞれ2分の1ずつ負担する。

＜納付義務者＞

原則として事業主が、被保険者負担分も含めて納付する。

事業主は、被保険者の報酬から前月分の保険料を控除することができる。

＜納付期限＞

毎月の保険料は、翌月末日までに納付。

＜特別保険料＞

ボーナス等を対象として徴収される保険料を特別保険料と言います。

ボーナスの額（100円未満切り捨て）に1000分の10を乗じて得た額を事業主と被保険者で折半して負担する。

＜育児休業期間中の保険料徴収特例措置＞

育児休業期間中の保険料（特別保険料も含む）は、事業主の申請により、被保険者と事業主の両方の保険料徴収が免除される。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点があります。
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

7 老齢基礎年金

＜支給要件＞

●加入期間の要件

原則：保険料納付済期間＋保険料免除期間（学生納付特例期間を除く）≧25年

特例：保険料納付済期間＋保険料免除期間＋学生納付特例期間＋合算対象期間※≧25年

●年齢の要件

原則として65歳になったときに支給

●加入期間の短縮措置

老齢基礎年金をもらうために必要な加入期間（これを受給資格期間といいます）は、原則として25年以上ですが、次の(1)～(3)の場合には、25年に満たなくても受給資格期間を満たしたものとして扱われます。

(1) 昭和5年4月1日以前生まれの特例

昭和5年4月1日以前に生まれた人は、国民年金が発足した当時（昭和36年4月1日）31歳以上であるため、60歳までに25年の受給資格期間を満たすことが困難な場合もあるので、生年月日に応じて受給資格期間が短縮される。(P174　表7-1)

※合算対象期間

合算対象期間とは、加入期間（受給資格期間）の要件を計算する場合には合算されるが、年金額の計算の基礎とはならない期間のことです。

【合算対象期間の種類】

- 昭和36年4月以降昭和61年3月までの被用者年金制度の加入者の配偶者で、任意加入しなかった期間のうち、20歳以上60歳未満の期間。
- 昭和36年4月以降の被用者年金の加入期間のうち、20歳未満60歳以上の期間。
- 昭和36年4月以降に公的年金制度の加入期間のある者の昭和36年3月以前の厚生年金や船員保険の加入期間。
- 昭和36年4月以前から引き続き共済組合等の加入者であった者の昭和36年3月以前の共済組合等の加入期間。
- 昭和61年4月以後に保険料納付済期間や保険料免除期間を有する者で、昭和61年3月以前の脱退手当金の計算の基礎となった期間のうち、昭和36年4月以後の期間。
- 平成3年3月以前の20歳以上60歳未満の昼間部の学生等であった期間。
- 昭和61年3月までに国民年金を任意脱退して、被保険者とならなかった期間。
- 昭和36年4月以後日本国籍を有する者の期間で、20歳以上60歳未満の海外に居住していた期間。
- 日本に帰化した者または永住許可を受けた外国籍を有する者の昭和36年4月から昭和56年12月までの在日期間のうち、20歳以上60歳未満の期間。
- 日本に帰化した者または永住許可を受けた者が、日本に住所を有さなかった昭和36年4月から日本国籍を取得した日の前日までの期間のうち、20歳以上60歳未満の期間。
- 国会議員であった期間（60歳以上の期間を除く）のうち、昭和36年4月以降昭和55年3月までの期間。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

(2) 被用者年金加入期間の特例

昭和60年改正前の被用者年金制度では、原則として加入期間20年で老齢（退職）年金が支給されたことから、昭和31年4月1日以前に生まれた者については、被用者年金制度の加入期間だけで、20年から24年あれば受給資格期間を満たしたものとされる。(表7-2)

(3) 厚生年金の中高齢の特例

旧厚生年金法の老齢年金は、40歳（女性は35歳）以後の被保険者期間が、15年以上ある者に支給されていたので、新制度でも生年月日に応じて40歳（女性は35歳）以後の厚生年金の被保険者期間が15年から19年あれば、受給資格期間を満たしたものとされる。(表7-2)

＜振替加算＞

老齢厚生年金、または障害厚生年金（1級、2級）の加給年金の対象となる妻のうち、大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれの者が、65歳になって老齢基礎年金を受ける場合には、これまで受けていた夫の配偶者加給年金を打ち切り、替わりに妻の生年月日に応じた加算額が老齢基礎年金に加算されます（図7-1、加算額はP228参照）。

ただし、60歳台前半に支給される報

＜年金額＞（平成14年度価額）

●原則

$$804{,}200\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{保険料半額免除期間の月数} \times \frac{2}{3} + \underset{\text{(学生納付特例期間を除く)}}{\text{保険料免除期間の月数}} \times \frac{1}{3}}{480\text{月}}$$

●昭和16年4月1日以前生まれの人

$$804{,}200\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \underset{\text{(学生納付特例期間を除く)}}{\text{保険料免除期間の月数}} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能月数（P176 表7-3）}}$$

表7-1

生年月日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年
昭和5年4月2日以降	25年

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

酬比例相当部分の老齢厚生年金には、加給年金が加算されないため、妻が65歳に達しても、夫がこの老齢厚生年金を受給している間は、妻にも振替加算が行われません。

図7-1



＜支給開始年齢の特例＞

(1) 支給の繰上げ

老齢基礎年金は65歳から支給されますが、60歳から64歳までの希望する年齢から支給してもらうこともできます。

ただし、年金額は繰上げ請求をしたときの年齢に応じた減額率を乗じて得た金額が減額されます（P177 表7-4）。

この場合、65歳になっても減額された年金が支給されます。

●60歳台前半の老齢厚生年金との併給関係

「特別支給の老齢厚生年金」を受給している昭和16年4月1日以前生まれの

表7-2

生年月日	受給資格期間（年） 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25
昭和22年4月1日以前	
昭和23年4月1日以前	
昭和24年4月1日以前	厚生年金の
昭和25年4月1日以前	中高齢の特例
昭和26年4月1日以前	
昭和27年4月1日以前	
昭和28年4月1日以前	
昭和29年4月1日以前	被用者年金加入期間の特例
昭和30年4月1日以前	
昭和31年4月1日以前	
昭和31年4月2日以後	原則的期間

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

人が老齢基礎年金を繰り上げた場合には、「特別支給の老齢厚生年金」は全額支給停止されます。

昭和16年4月2日以降生まれの人については、「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分の一部が支給停止になります。

また、定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられる年代（昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの男性、昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれの女性)については、定額部分の支給開始年齢に到達する月の前月までに請求すれば、老齢基礎年金の一部繰上げ支給ができます。(P191参照)

(2) 支給の繰下げ

支給開始を65歳以降に繰り下げて請求をする場合、受給権を取得した日から繰下げの申し出をした日までの期間に応じた増額を乗じて得た額を加算した年金が支給されます。(表7-5)

表7-3【加入可能月数】

生　年　月　日	加入可能月数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日以前生まれ	300月
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日以前生まれ	312月
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日以前生まれ	324月
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日以前生まれ	336月
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日以前生まれ	348月
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日以前生まれ	360月
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日以前生まれ	372月
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日以前生まれ	384月
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日以前生まれ	396月
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日以前生まれ	408月
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日以前生まれ	420月
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日以前生まれ	432月
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日以前生まれ	444月
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日以前生まれ	456月
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日以前生まれ	468月
昭和16年4月2日以降	480月

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●老齢厚生年金の受給権者の場合

昭和12年4月1日以前生まれの人が老齢基礎年金を繰下げる場合には、老齢厚生年金の繰り下げを同時に行います。

＜失権＞

受給権者が死亡したとき、老齢基礎年金の受給権は消滅します。

8 障害基礎年金

＜支給要件＞

●原則的支給要件

(1) 初診日における要件

障害の原因となった疾病・負傷について、初めて診療を受けた日（初診日）において

①国民年金の被保険者であること。

②国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。但し、繰上げ支給による老齢基礎年金を受けている場合には該当しない。

表7-4【減額率】

請求時の年齢	昭和16年4月1日以前生まれ	昭和16年4月2日以後生まれ※
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	42%	30.0%～24.5%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	35%	24.0%～18.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	28%	18.0%～12.5%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	20%	12.0%～6.5%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	11%	6.0%～0.5%

※ 減額率は、「繰り上げた月数×0.5%」で計算する。

表7-5【増額率】

請求時の年齢	昭和16年4月1日以前生まれ	昭和16年4月2日以後生まれ※
66歳0ヶ月～66歳11ヶ月	12%	8.4%～16.1%
67歳0ヶ月～67歳11ヶ月	26%	16.8%～24.5%
68歳0ヶ月～68歳11ヶ月	43%	25.2%～32.9%
69歳0ヶ月～69歳11ヶ月	64%	33.6%～41.3%
70歳0ヶ月～	88%	42.0%

※ 増額率は、「繰り下げた月数×0.7%」で計算する。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

(2) 障害認定日における要件

障害認定日に、障害等級1級または2級の障害の状態にあること。

※障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日（その期間内に治ったときはその日）をいう。ここで、治ったとは、症状が固定化し、治療の効果が期待できない状態をいう。

(3) 保険料の納付要件

① 原則

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合には、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間を含む）を合算した期間が3分の2以上あること。

② 特例

初診日が、平成18年4月1日より前にある傷病による障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間および保険料免除期間（学生納付特例期間を含む）以外の被保険者期間がないときは、障害基礎年金が支給される。

③ 初診日が平成3年5月1日前の場合

初診日が平成3年5月1日前にある傷病による障害については、①②の「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月（1月、4月、7月および10月）の前月」と読み替える。

●特例的支給要件

(1) 事後重症による障害基礎年金

障害認定日には、障害等級の1級または2級の障害の状態になかった者が、その後障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日までに障害等級の1級または2級に該当したときは、障害基礎年金の支給を請求することができる。

(2) 基準傷病による障害基礎年金

障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある者が新たに傷病（基準傷病という）を生じ、基準傷病の障害認定日以降、65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併せると、初めて障害等級の1級または2級に該当したときは障害基礎年金が支給される。

(3) 20歳前の傷病に基づく障害基礎年金

① 初診日が20歳前にある傷病について、20歳に達したとき（20歳に達した後に障害認定日があるときは、その障害認定日）に、障害等級の1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

② 初診日が20歳前にある傷病について、20歳に達したとき（または障害

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

認定日）には、障害等級の1級または2級の障害の状態にない者が、その後その障害の程度が増進し、65歳に達する日の前日までに、障害等級の1級または2級の障害の状態に該当したときは、障害基礎年金の支給を請求することができる。

＜併合認定＞

障害基礎年金の受給権者に対して、さらに障害基礎年金を受給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給される。

＜年金額＞

●基本年金額

障害等級1級 1,005,300円
＝804,200円（平成14年度価額）× $\frac{125}{100}$
障害等級2級 804,200円（平成14年度価額）

●子の加算額

◎加算の要件

受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた

①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

または、

②障害等級の1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子

がいること。

◎加算額

2人目までは1人につき
231,400円（平成14年度価額）
3人目以降は1人につき
77,100円（平成14年度価額）

●年金額の改定

障害基礎年金の額は、障害認定日後、障害の程度に増進や軽減があった場合、加算の対象となる子の人数が変わった場合に改定されます。

＜支給停止＞

①業務上の事由により生じた障害について、受給権が発生した場合で、労働基準法の障害補償を受けることができるときは、障害基礎年金は6年間支給停止される。

②受給権者が障害等級の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間は支給が停止される。但し、その他障害が発生し、併合した障害が障害等級に該当するときは、支給停止されない。

（その他、20歳前の傷病に基づく障害基礎年金に特有の支給停止事由あり）

＜失権＞

次のいずれかに該当したときに受給権は消滅する。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

①死亡したとき。

②厚生年金保険法に規定する障害の等級（1～3級）に該当する程度の障害状態にない者が65歳に達したとき。但し、65歳に達した日において、厚生年金保険法の障害等級に該当する障害の状態に該当しなくなった日から起算して、厚生年金保険法の障害等級に該当することなく3年を経過していない場合は、受給権は消滅しない。

③厚生年金保険法の障害等級（1～3級）に該当する程度の障害状態に該当しなくなった日から起算して、厚生年金保険法の障害等級に該当することなく3年を経過したとき。

但し、3年を経過した日において、該当受給権者が65歳未満であるときは、受給権は消滅しない。

9 遺族基礎年金

＜支給要件＞

遺族基礎年金は、次の①～④の人が死亡したときに支給される。

①国民年金の被保険者。

②国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者。

③老齢基礎年金の受給権者。

④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者。

①②については次の要件を満たしていること。

●原則

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合には、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間を含む）とを合算した期間が3分の2以上あること。

●特例

死亡日が平成18年4月1日より前にある場合には、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間および保険料免除期間（学生納付特例期間を含む）以外の被保険者期間がないときは、遺族基礎年金が支給される。

＜遺族の範囲＞

被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた妻または子に支給される。

●子の要件

①18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子。

または、

②20歳未満の子であって、障害等級の1級または2級の障害の状態にある子。

①②ともに婚姻をしていないこと。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●妻の要件

上記の「子の要件」を満たしている子と、生計を同じくしていること。

＜年金額＞

●基本年金額

804,200円（平成14年度価額）

●妻に支給される年金額

基本年金額＋子の加算額

※子の加算額

2人目まで1人につき231,400円（平成14年度価額）

3人目以降1人につき77,100円（同上）

●子に支給される年金額（1人当たりの額）

$$\frac{\text{基本年金額}+\text{2人以上の場合の加算額}}{\text{年金を受ける子の数}}$$

※2人以上の場合の加算額

2人目 231,400円（平成14年度価額）

3人目以降1人につき 77,100円（同上）

●増額改定

死亡の当時に胎児であった子が生まれたときは、年金額を増額改定する。

＜支給停止＞

①遺族基礎年金は、被保険者または被保険者であった者の死亡について、労働基準法の遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間支給を停止される。

②子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間支給を停止される。

③子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは、その間支給を停止される。

④妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が1年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請により、その所在が明らかでなくなったときに遡って支給を停止される。

⑤遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上ある場合においては、その子のうち1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請により、その所在が明らかでなくなったときに遡って、その支給が停止される。

＜失権＞

(1) 一般的失権事由

受給権者が次のいずれかに該当したときに、受給権は消滅する。

①死亡したとき。

②婚姻したとき。

③養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子となったときを除く）。

(2) 妻の失権事由

妻が受給権者である場合は、(1)に加えすべての子が次のいずれかに該当

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

したとき。
①死亡したとき。
②婚姻したとき。
③妻以外の養子となったとき。
④離縁によって、死亡した被保険者の子でなくなったとき。
⑤妻と生計を同じくしなくなったとき。
⑥18歳に達した日以後最初の3月31日が終了したとき（障害等級の1級または2級の障害状態に該当するときを除く）。
⑦18歳に達した日以後最初の3月31日が終了した日以後、障害等級の1級または2級の障害の状態に該当しなくなったとき。
⑧20歳に達したとき。

(3) 子の失権事由

子が受給権者である場合は、(1) に加え (2) の④⑥⑦⑧のいずれかに該当したとき。

⑩ 第1号被保険者に独自の給付

1. 付加年金

付加年金は、より高い給付を希望する第1号被保険者が、付加保険料400円を納付することによって老齢基礎年金とともに受けられる年金。

＜支給要件＞

①付加保険料納付期間があること（月額400円）。
②老齢基礎年金の受給権を取得していること。

＜年金額＞

200円×付加保険料納付済期間の月数

2. 寡婦年金

寡婦年金は第1号被保険者であった夫の保険料納付実績に基づいて、遺族である妻に妻自身の老齢基礎年金が支給されるまでの間支給される年金。

＜支給要件＞

●夫の要件

①死亡日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間を除く）を合算した期間が25年以上ある夫が死亡したこと。
②障害基礎年金の受給権者であったことがなかったこと。
③老齢基礎年金の支給を受けたことがないこと。

●妻の要件

①夫の死亡当時、夫によって生計を維持されていたこと。
②夫との婚姻関係が10年以上継続し

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

ていたこと。
③65歳未満であること。

＜年金額＞

夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間について計算した老齢基礎年金の4分の3。

＜支給開始＞

① 死亡日に60歳未満の妻に支給する場合：60歳に達した日の属する月の翌月から。
② 死亡日に60歳以上の妻に支給する場合：夫の死亡日の属する月の翌月から。

3. 死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者であった者で、一定期間保険料を納付した者が死亡した場合に、保険料の掛け捨てを防止する意味での給付です。

＜支給要件＞

①死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算した月数が、36月以上である者が死亡したこと。
②老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡したこと。
③遺族が遺族基礎年金を受けられない場合であること。

＜遺族の範囲および順位＞

①死亡した者の配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母または兄弟姉妹であって、死亡当時生計を同じくしていた者に支給。

＜支給額＞

死亡日の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算した月数に応じて、120,000円～320,000円。

なお、付加保険料を3年以上納めている者の死亡については、8,500円が加算される。

＜支給の調整＞

死亡一時金を受けることのできる者が、寡婦年金を受けることができる場合は、どちらか1つを選択する。

4. 脱退一時金

脱退一時金は、一定期間保険料を納付した短期在留外国人が、年金を受けないで帰国したときに、保険料の掛け捨てになってしまうことから、外国の

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金通算協定の締結までの経過措置として設けられた制度です（平成12年2月にはドイツとの間で社会保障協定が結ばれ、平成13年2月には日英社会保障協定が発効しました）。

＜支給要件＞

①国民年金の第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算した月数が、6ヶ月以上あること。
②日本国籍を有しない者。
③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと。
④障害基礎年金の受給権を有したことがないこと。
⑤帰国して2年以内に請求すること。

＜支給額＞

請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数を合算した月数に応じて、

39,900円～239,400円。

11 2つの老齢厚生年金

厚生年金から、老齢について支給される年金には、(1)老齢基礎年金に上乗せして65歳から支給される老齢厚生年金と、(2)60歳台前半の老齢厚生年金があります。

老齢厚生年金は、昭和60年の改正により（1)の年金になったわけですが、それ以前は定額部分（在職中の報酬の額に関係なく最低限一定額を保障する部分）と報酬比例部分（在職中の生活水準を反映できるように在職中の報酬で決められる部分）とを合わせた額で60歳から支給されていました。

そこで、急な変化により従来の加入者の生活設計を狂わせてしまわないように、昭和60年改正後も従来どおりの年金を新制度の支給開始年齢である65歳までの間、厚生年金で独自に給付することとなりました（特別支給の老齢厚生年金)。これが（2)の60歳代前半の老齢厚生年金です。

しかし、平成6年改正により、原則として、60歳から65歳までの間は、報酬比例部分のみを支給する形に改められ、さらに、平成12年の改正により報酬比例部分の支給開始年齢の65歳に引き上げられることになりました。平成6年、平成12年の改正は、支給開始年齢を段階的に引き上げる経過措置が設けられています。(図11-1)

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

12 60歳台前半の老齢厚生年金

＜支給要件＞

①60歳以上であること。

②1年以上の（厚生年金の）被保険者期間を有すること。

③老齢基礎年金の受給資格者期間を満たしていること。

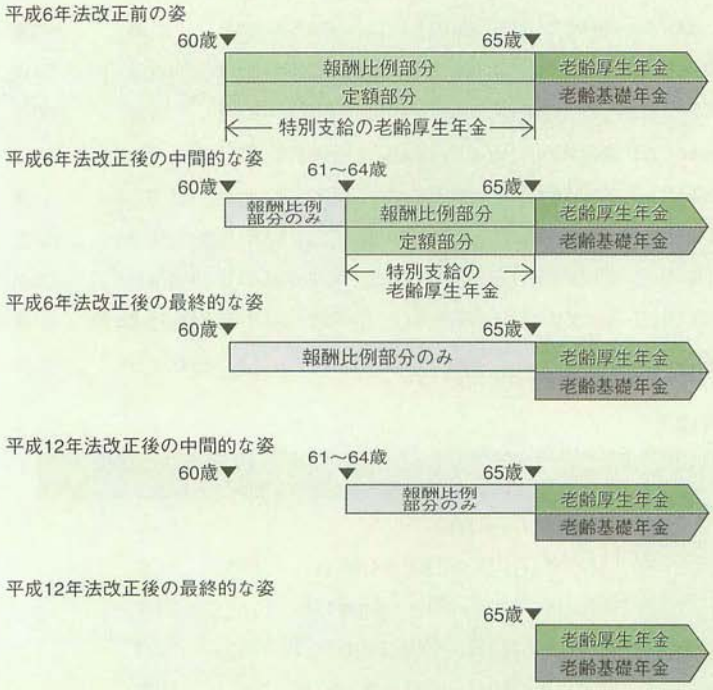
＜支給開始年齢＞（P186 表12-1）

＜支給開始年齢の特例＞

①昭和15年4月1日以前生まれの女性については、被保険者期間が20年以上、または35歳以後の被保険者期間が15年以上ある場合には、（P186 表12-2）の支給開始年齢。

②坑内員としての被保険者期間と船員としての被保険期間とを合算した期間が15年以上ある場合には（P187 表12-3）の支給開始年齢。

図11-1



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

③障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態にある者、または、44年以上の厚生年金の被保険者期間を有する者については、（表12-4）の支給開始年齢。

＜年金額＞

定額部分＋報酬比例部分＋加給年金額

※報酬比例部分相当の老齢厚生年金には加給年金額は加算されない。

表12-1【支給開始年齢】

生年月日		支給開始年齢	
男性	女性	定額部分	報酬比例部分
昭和16年4月1日以前	昭和15年4月2日～昭和21年4月1日	60歳	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	60歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	60歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	60歳
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	65歳(基礎年金)	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	65歳(基礎年金)	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月2日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	65歳(基礎年金)	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳(基礎年金)	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳(基礎年金)	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳(基礎年金)	65歳

表12-2

	生年月日	支給開始年齢（定額部分＋報酬比例部分）
女性	昭和7年4月1日以前	55歳
	昭和7年4月2日～昭和9年4月1日	56歳
	昭和9年4月2日～昭和11年4月1日	57歳
	昭和11年4月2日～昭和13年4月1日	58歳
	昭和13年4月2日～昭和15年4月1日	59歳

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

生年月日が昭和21年4月2日～昭和41年4月1日の者の老齢厚生年金

●定額部分

1,676円×(生年月日に応じた支給率)×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.000）

※支給率は、大正15年4月2日～昭和21年4月1日生まれの者に対し、1.875～1.032の率を乗じる。(P228参照)

表12-3

	生年月日	支給開始年齢（定額部分＋報酬比例部分）
坑内員船員	昭和21年4月1日以前	55歳
	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	56歳
	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	57歳
	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	58歳
	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	59歳
	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	60歳
	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
	昭和41年4月2日以降	65歳

表12-4

	生年月日		支給開始年齢（定額部分＋報酬比例部分）
	男性	女性	
障害者長期加入者	昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
	昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●報酬比例部分

平均標準報酬月額(改正後の再評価率で計算)×$\frac{7.125}{1000}$×被保険者期間の月数×物価スライド率

平均標準報酬月額とは、原則的には被保険者であった期間の標準報酬月額の総額をその被保険者であった期間の月数で割った額です。しかし、単純に計算してしまうと古くから加入している人ほど平均標準報酬月額が低額になってしまうため、実際には過去の標準報酬月額に再評価率を乗じて最近の賃金水準に読替えてから計算します。(P229を参照)

※給付乗率（新）$\frac{7.125}{1000}$は、昭和21年4月1日以前生まれの者について、生年月日に応じた読替があります（P228を参照）。

●経過措置

平成12年4月からの法改正により給付水準が5%引き下げられた結果、年金の額が改正前の計算方法で得た額よりも低くなる場合があります。その場合には、改正前の計算方法で得た額を支給します。

【改正前の計算】

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）×$\frac{7.5}{1000}$×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.031）

※給付乗率（旧）$\frac{7.5}{1000}$は、昭和21年4月1日以前生まれの者について、生年月日に応じた読替があります。(228ページ参照)

当分の間は、改正後の額が改正前の額より下回るため、改正前の計算方法で報酬比例部分が支給されます。

＜加給年金額＞

配偶者 231,400円（平成14年度価額）
1人目、2人目の子 各231,400円（同上）
3人目以降の子 各77,100円（同上）

●支給要件

厚生年金の被保険者期間が20年以上（中高齢の短縮措置あり）あって、生計を維持している。

①65歳未満の配偶者（大正15年4月1日以前生まれの者を除く）。

②18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満で障害等級1、2級の子がある時に支給。

昭和9年4月2日以降生まれの受給権者には、配偶者加給年金額に次の額が特別加算される。(表12-5)

●加給年金額の改定と支給停止

◎受給権者がその権利を取得した当時、胎児であった子が産まれたときには、その翌月から加給年金額は加算される。

◎対象となる配偶者や子が、次のいず

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点があります。
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

れかに該当する場合は、加給年金の計算の基礎から除外される。

①死亡したとき。
②生計維持がやんだとき。
③配偶者が離婚したとき。
④配偶者が65歳に達したとき。
⑤子が配偶者以外の者の養子となったとき。
⑥養子が離縁したとき。
⑦子が婚姻したとき。
⑧障害等級1級または2級に該当する障害の状態にない子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
⑨障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く）について、その事情がやむか20歳になったとき。

◎加算対象配偶者が老齢厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金または障害共済年金その他、老齢もしくは退職または障害を支給事由とする政令で定める年金給付が受けられる間は、配偶者の加給年金額は支給停止される。

＜失業給付との支給調整＞

平成10年4月1日から、60歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険法の失業給付を同時に受けられる場合は、老齢厚生年金が支給停止される。

但し、同日前に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、併給調整をしない。

＜高年齢雇用継続給付との支給調整＞

平成10年4月1日から、60歳台前半の老齢厚生年金（同日前に老齢厚生年金の受給権を取得している場合を除く）と雇用保険法の高年齢雇用継続給付を同時に受けられる場合は、在職老齢年金の調整がされ、さらに老齢厚生年金の支給が調整される。

※ 在職老齢年金とは、老齢厚生年金を受給しながら働いている人（被保険者）に、賃

表12-5

受給権者の生年月日	特別加算額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	34,100円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	68,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	102,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	136,600円
昭和18年4月2日以降	170,700円

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

金の額に応じて本来の年金額の一部をカットして支給する制度。

＜失権＞

受給権者が――

① 死亡

② 65歳に達したとき

受給権は消滅する。

13 老齢厚生年金

＜支給要件＞

●原則的支給要件

①厚生年金の被保険者期間を有すること（1ヶ月でもよい）。

②老齢基礎年金の受給資格期間の要件を満たしていること（P173参照）。

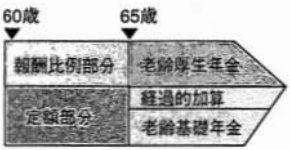
③65歳に達していること。

＜年金額＞

報酬比例部分の年金（＋経過的加算）＋加給年金額

＜経過的加算＞

定額部分と老齢基礎年金との差額を調整する。



●加算額

$$\text{定額部分の額} - 804{,}200\text{円} \times \frac{\text{厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の月数}}{480\text{月（加入可能月数）}}$$

●報酬比例部分の年金額

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）$\times \frac{7.125}{1000}$（読替あり）×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.000）

●経過措置

年金の額が改正前の計算方法で得た額よりも低くなる場合には、改正前の計算方法で得た額を支給します。

【改正前の計算】

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）$\times \frac{7.5}{1000}$（読替あり）×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成14年度は1.031）

当分の間は、改正後の額が改正前の額より下回るため、改正前の計算方法で報酬比例部分が支給されます。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜加給年金額＞

※ 60歳台前半の老齢厚生年金と同じ。

＜在職老齢年金＞

老齢厚生年金を受給しながら働いている人（被保険者）に賃金の額に応じて、本来の年金額の一部をカットして支給する制度です。

(1) 65歳未満の在職老齢年金

①標準報酬月額 + 基本月額（年金月額の8割の額）≦22万円の場合
8割を支給、2割は支給停止。

②標準報酬月額 + 基本月額（年金月額の8割の額）＞22万円の場合
(表13-1)

(2) 65歳以上70歳未満の在職老齢年金

①老齢基礎年金は全額支給

②標準報酬月額と老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額の合計額が、37万円に達するまでは、老齢厚生年金は全額支給。

③37万円を超える場合には、超過分の2分の1の額に12を乗じた額（支給停止基準額）を支給停止。

④支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上である場合には、老齢厚生年金は全額支給停止。

＜支給の繰上げ＞

昭和16年4月1日以前生まれの者については、老齢基礎年金の繰上げを請求すると、60歳台前半の老齢厚生年金が全額支給停止となります。

しかし、昭和16年4月2日以後に生まれた者については、定額部分と加給年金部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるため、受けられる年金額が少なくなってしまいます。そこで、60歳台前半の老齢厚生年金と繰上げ支給の老齢基礎年金（全部繰上げの老齢基礎年金）を同時に受けることができるようになりました。

また、引き上げ経過期間中の世代

表13-1

基本月額（年金月額の8割）	標準報酬月額	在職老齢年金支給月額
22万円以下	37万円以下	基本月額ー（標準報酬月額+基本月額ー22万円）×1/2
	37万円超	基本月額ー（37万円+基本月額ー22万円）×1/2ー（標準報酬月額ー37万円）
22万円超	37万円以下	基本月額ー（標準報酬月額×1/2）
	37万円超	基本月額ー（37万円×1/2）ー（標準報酬月額ー37万円）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

（昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの男性と昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれの女性）については、「全部繰上げの老齢基礎年金」の他に「一部繰上げの老齢基礎年金」が設けられています。

① 昭和16年4月2日～昭和24年4月1日（女性は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれ）生まれの繰上げ（図13-1）（図13-2）

※経過的加算額と経過的加算相当額とは同額

② 昭和16年4月2日～昭和24年4月1日（女性は昭和21年4月2日～昭和29年4月1日）生まれの一部繰上げ

一部繰上げは、60歳から特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する月の前月までに請求する。（図13-3）

③ 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日（女性は昭和29年4月2日～昭和33年4月1日）生まれの繰上げ

この世代は、定額部分の支給が完全になくなるため、60歳から64歳の間、

図13-1（1）昭和16年4月2日～昭和24年4月1日〈女性はS21.4.2～S29.4.1〉生まれの全部繰上げ

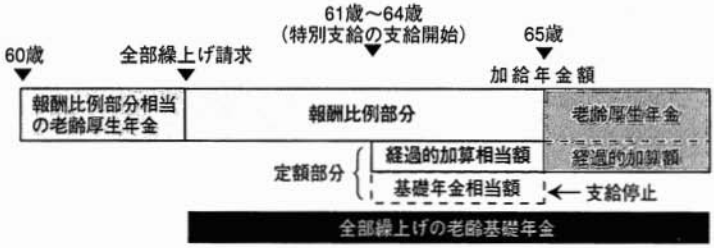
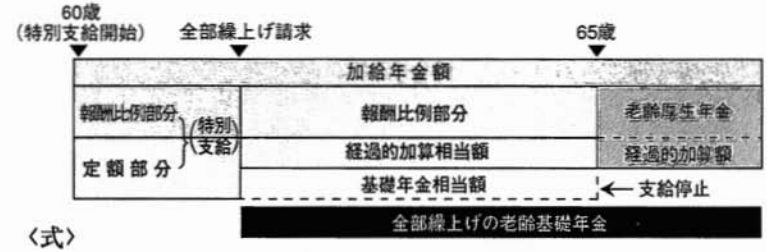


図13-2（2）昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの女性の全部繰上げ



〈式〉

全部繰上げの老齢基礎年金の額
＝老齢基礎年金×（1－0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数）

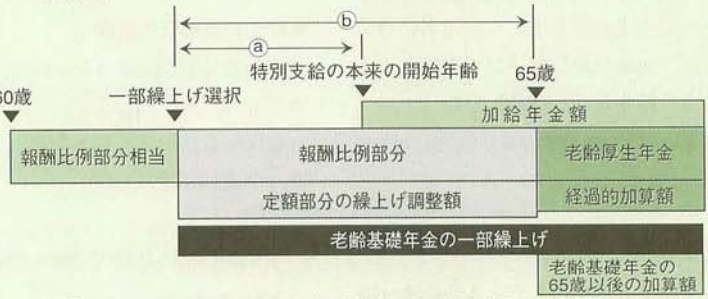
報酬比例部分相当の老齢厚生年金と全部繰上げの老齢基礎年金を受給することができる。（図13-4）

④ 昭和28年4月2日以降（女性は昭和33年4月2日以降）生まれの繰上げ

この世代は、報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ最終的には支給開始年齢が65歳になるため、老齢厚生年金と老齢基礎年金を合わせて繰上げて受給することができる。

なお、繰上げ経過期間中の者は、60歳から報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する月の前月ま

図13-3　昭和16年4月2日～昭和24年4月1日〈女性はS21.4.2～S29.4.1〉生まれの一部繰上げ



ⓐ＝繰上げ請求月から特別支給開始年齢になる月の前月までの月数
ⓑ＝繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

<式>

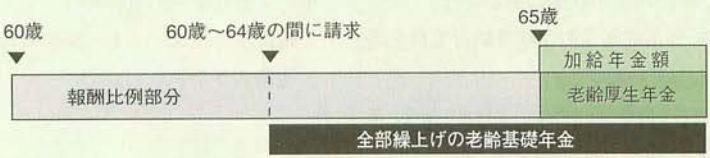
繰上げ調整額＝定額部分※ ×（1－ⓐ/ⓑ）

※定額部分の厚生年金被保険者期間の月数は最高444月

一部繰上げ老齢基礎年金額＝老齢基礎年金×ⓐ/ⓑ×（1－0.5%×ⓑ）

老齢基礎年金の65歳以後の加算額＝老齢基礎年金×（1－ⓐ/ⓑ）

図13-4　昭和24年4月2日～昭和28年4月1日〈女性はS29.4.2～S33.4.1〉生まれの繰上げ



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度と異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

でに請求する。

この時、繰上げ支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金の額は新しい減額率をもとに計算する（現在、減額率は未定）。

＜支給の繰下げ＞

この制度は平成14年度から廃止されますが、平成12年4月1日以前生まれの者で、平成14年4月1日以前に老齢厚生年金の受給権を有している者については、66歳以降に繰下げて増額した年金を受給することができます。

※ 年金の増加率は老齢基礎年金の繰下げ増額率と同じ。（P177参照）

＜失権＞

受給権者が死亡したとき受給権は消滅する。

14 障害厚生年金

＜支給要件＞

①障害の原因となった傷病の初診日において被保険者であること。

②障害認定日において障害等級1級～3級の障害の状態にあること。

③障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

※ 障害基礎年金と同様に、事後重症制度、基準傷病による障害厚生年金、また併合認定の制度もある。（P178参照）

＜年金額＞

1級：報酬比例部分の年金額×$\frac{125}{100}$
＋配偶者加給年金額

2級：報酬比例部分の年金額
＋配偶者加給年金額

3級：報酬比例部分の年金額
最低保障額603,200円

●報酬比例部分の金額

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）×$\frac{7.125(\text{定率})}{1000}$
×被保険者期間の月数×物価スライド率（平成13年度は1.000）

※ $\frac{7.125}{1000}$は、生年月日による読替なし。

※ 被保険者期間の月数が、300月に満たないときは300月。

●経過措置

年金の額が改正前の計算方法で得た額よりも低くなる場合には、改正前の計算方法で得た額を支給します。

【改正前の計算】

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）×$\frac{7.5(\text{定率})}{1000}$
×被保険者期間の月数（300月保障）
×物価スライド率（1.031）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●年金額の改定

障害厚生年金の額は、障害認定日後、障害の程度の増進や軽減があった場合には改定される。

＜配偶者加給年金額＞

●支給要件

1級または2級の障害厚生年金の受給権を取得したときに、その者によって生計を維持されていた65歳未満の配偶者がいるとき。

●金額

231,400円（平成14年度価額）

●加給年金額の改定と支給停止

老齢厚生年金の配偶者加給年金額の除外事由、支給停止事由と同じ。

＜支給停止＞

①業務上の事由により生じた障害について、受給権が発生した場合で、労働基準法の障害補償を受けることができるときは、障害厚生年金は6年間支給停止される。

②受給権者が、障害等級の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間は支給が停止される。但し、その他障害が発生し、その他障害を併合した障害の程度が、障害等級1級または2級に該当するときは、支給停止されない。

＜失権＞

①受給権者が死亡したとき。

②障害等級3級程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき（但し、65歳に達した日において、3級程度の障害の状態に該当しなくなって3年未満であるときは、3年を経過したとき）。

15 障害手当金

障害等級3級の障害よりやや軽い程度の障害が残ったときに、障害手当金（一時金）が支給される。

＜支給要件＞

①障害の原因となった傷病の初診日に、被保険者であったこと。

②初診日から5年以内に治ったときに、政令で定める障害の状態にあること。

③障害基礎年金を受けるために必要な保険料納付要件を満たしていること。

＜障害手当金の額＞

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）$\times \frac{7.125(\text{定率})}{1000}$ ×被保険者期間の月数（300月保障）$\times \frac{200}{100}$

※最低保障額1,206,400円

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

手当金の額が改正前の計算方法で得た額よりも低くなる場合には、改正前の計算方法で得た額を支給します。

【改正前の計算】

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）× $\frac{7.5(\text{定率})}{1000}$ ×被保険者期間の月数（300月保障）× $\frac{200}{100}$

16 遺族厚生年金

＜支給要件＞

●短期要件

①被保険者が死亡したとき。

②被保険者であった者が、資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき。

③障害等級1級、または2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。

●長期要件

④老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしているものが死亡したとき。

※①②は、保険料納付要件も満たさなければならない。

※ 短期要件と長期要件の両方に該当するときは、遺族が別段の申し出をしない限り、短期要件のみに該当し、長期要件には該当しない。

●保険料納付要件

遺族基礎年金で要求される保険料納付要件と同じ。（P180参照）

＜遺族の範囲＞

被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた次の者。

妻：年齢に関係なく支給。

夫、父母、祖父母：死亡当時55歳以上であること（支給開始は60歳）。

子、孫：

①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

または、

②20歳未満の子であって、障害等級の1級または2級の障害の状態にある子。

①②とも婚姻をしていないこと。

●受給順位

第1順位：配偶者と子

第2順位：父母（配偶者も子もいないとき）

第3順位：孫（配偶者も子も父母もいないとき）

第4順位：祖父母（さらに孫もいないとき）

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜年金額＞

①原則（短期要件の遺族厚生年金）

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）×$\frac{7.125\text{（定率）}}{1000}$×被保険者期間の月数（300月保障）×物価スライド率（平成14年度は1.000）×$\frac{3}{4}$

②特例（長期要件の遺族厚生年金）

平均標準報酬月額（改正後の再評価率で計算）×$\frac{7.125}{1000}$（読替あり）×被保険者期間の実月数×物価スライド率（平成14年度は1.000）×$\frac{3}{4}$

年金の額が改正前の計算方法で得た額よりも低くなる場合には、改正前の計算方法で得た額を支給します。

【改正前の計算】

①原則（短期要件の遺族厚生年金）

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）×$\frac{7.5\text{（定率）}}{1000}$×被保険者期間の月数（300月保障）×物価スライド率（平成14年度は1.031）×$\frac{3}{4}$

②特例（長期要件の遺族厚生年金）

平均標準報酬月額（改正前の再評価率で計算）×$\frac{7.5}{1000}$（読替あり）×被保険者期間の実月数×物価スライド率（平成14年度は1.031）×$\frac{3}{4}$

＜中高齢の寡婦加算＞

遺族基礎年金は、子のいない妻には支給されないため、その不均衡を是正するために支給される。

●支給要件

◎夫の要件

長期要件：被保険者期間が、20年以上あること。

短期要件：特にない。

◎妻の要件

遺族基礎年金の要件を満たす子がいない場合：夫の死亡当時、35歳以上65歳未満であること。

遺族基礎年金の要件を満たす子がいる場合：遺族基礎年金の受給権が消滅したときに、35歳以上65歳未満であること。

●支給時期

妻が40歳に達したときから65歳に達するまでの間。

●加算額

603,200円（平成14年度価額）

＜経過的寡婦加算＞

昭和31年4月1日以前に生まれた者

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

は、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の加算額に満たない場合が生ずることから、65歳到達の後における年金額の低下を防止するため、65歳以後も、一定額が経過的に加算される。

●加算額

中高齢の寡婦加算の額－（老齢基礎年金の満額×生年月日に応じた率）
（表16-1参照）

＜失権＞

遺族厚生年金の受給権は、受給権者が――

①死亡したとき。
②婚姻したとき。
③直系血族および直系姻族以外の者の養子となったとき。
④離縁によって親族関係が終了したとき消滅する。

表16-1　寡婦の生年月日に応じた乗率

生年月日	乗率	生年月日	乗率
昭2.4.1以前		昭16.4.2～昭17.4.1	480分の180
昭2.4.2～昭3.4.1	312分の12	昭17.4.2～昭18.4.1	480分の192
昭3.4.2～昭4.4.1	324分の24	昭18.4.2～昭19.4.1	480分の204
昭4.4.2～昭5.4.1	336分の36	昭19.4.2～昭20.4.1	480分の216
昭5.4.2～昭6.4.1	348分の48	昭20.4.2～昭21.4.1	480分の228
昭6.4.2～昭7.4.1	360分の60	昭21.4.2～昭22.4.1	480分の240
昭7.4.2～昭8.4.1	372分の72	昭22.4.2～昭23.4.1	480分の252
昭8.4.2～昭9.4.1	384分の84	昭23.4.2～昭24.4.1	480分の264
昭9.4.2～昭10.4.1	396分の96	昭24.4.2～昭25.4.1	480分の276
昭10.4.2～昭11.4.1	408分の108	昭25.4.2～昭26.4.1	480分の288
昭11.4.2～昭12.4.1	420分の120	昭26.4.2～昭27.4.1	480分の300
昭12.4.2～昭13.4.1	432分の132	昭27.4.2～昭28.4.1	480分の312
昭13.4.2～昭14.4.1	444分の144	昭28.4.2～昭29.4.1	480分の324
昭14.4.2～昭15.4.1	456分の156	昭29.4.2～昭30.4.1	480分の336
昭15.4.2～昭16.4.1	468分の168	昭30.4.2～昭31.4.1	480分の348
		昭31.4.2以降	

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

◎子または孫の場合

⑤18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(障害の状態を除く)。

⑥障害の状態がやんだとき（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く)。

⑦20歳に達したとき消滅する。

◎父母、孫または祖父母の場合

⑧被保険者であった者の死亡当時胎児であった子が、出生したときに消滅する。

＜支給停止＞

①被保険者または被保険者であった者の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間支給を停止される。

②夫、父母または祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が60歳に達するまでの間、その支給が停止される。

③子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有するときは、その間支給を停止される。

④妻に対する遺族厚生年金は、被保険者であった者の死亡について、妻に遺族基礎年金の受給権がなく、子に遺族基礎年金の受給権があるときは、その間支給を停止される。

⑤夫に対する遺族厚生年金は、子が遺族厚生年金の受給権を有する間、支給を停止される。

⑥遺族厚生年金の受給権者の所在が1年以上明らかでないときは、他の受給権者の申請により、その所在が明らかでなくなったときに遡って支給を停止される。

17 脱退手当金

＜支給要件＞

次のすべてに該当すること。

①昭和16年4月1日以前に生まれた者。

②厚生年金の被保険者期間が、5年以上ある者が60歳に達したこと。

③被保険者の資格を喪失していること。

④老齢厚生年金を受けるために必要な加入期間の要件を満たしていないこと。

⑤過去に脱退手当金の額以上の障害厚生年金、または障害手当金を受けていないこと。

＜脱退手当金の額＞

被保険者であった全期間の平均標準報酬月額×支給率

※ 支給率は被保険者期間に応じ最低1.1～最高5.4。

※ 障害厚生年金または障害手当金の支給を受けたことがある場合には、その分を控除した額。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜失権＞

①受給権者が被保険者となったとき。
②受給権者が、障害厚生年金等の受給権を取得したとき。
③受給権者が、老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

18 脱退一時金

短期在留外国人が、年金を受けないで帰国したときに支給される。

＜支給要件＞

次のすべてに該当すること。
①被保険者期間が6カ月以上あること。
②日本国籍を有しない者。
③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと。
④障害厚生年金等の受給権を有したことがないこと。
⑤帰国して、2年以内に請求すること。

表18-1

被保険者期間	率
6月以上12月未満	0.5
12月以上18月未満	1.0
18月以上24月未満	1.5
24月以上30月未満	2.0
30月以上36月未満	2.5
36月以上	3.0

＜支給額＞

被保険者であった期間に応じて、その期間の平均標準報酬月額に次の率を乗じて得た額。（表18-1）

19 確定拠出年金の概要

確定拠出年金とは、加入者が自分の判断で積立金の運用方法を選び、その実績によって将来の年金額が決まる新しいタイプの年金です。運用がうまくいけば、予定以上の年金額を手にすることができますが、運用に失敗すると、老後の資金が目減りしてしまうこともあります。

■なぜ確定拠出年金が導入されたのか

(1) 少子・高齢化

公的年金制度は、若い世代が納めた保険料で、老人の世代を支える「世代間扶養」の方式をとっています。しかし、日本の少子・高齢化は世界に例を見ないほど急速に進行しており、現在、現役世代4人で1人の老人を支えているところを、2025年には現役世代2人で1人の老人を支えなければなりません。制度の維持には、保険料の値上げや年金給付水準の引き下げが避けられない状況となりますが、給付水準が引き下げられれば、その分を自助努力でなん

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

とかしなければなりません。

そこで、公的年金の上乗せである企業年金や個人年金に加え、みずから運用方法を選択することができる確定拠出年金が導入されました。

(2) 企業年金の行き詰まり

企業年金は、少子・高齢化で財政が苦しい上に、超低金利により積立金の運用もままならないという二重苦の状態です。このままでは、将来の年金の積立不足額が膨らむばかりか、最悪の場合には破綻してしまう可能性があります。しかし、確定拠出年金を導入すれば、資産運用もその結果も個人の責任となるため、積立不足額を企業が負担する必要がなくなります。

(3) 雇用の流動化

雇用情勢を見ると、バブル崩壊以降、終身雇用制度は崩壊しつつあり、転職することに違和感のない時代になっています。しかし、現行の企業年金は、終身雇用を前提に作られているため、このような雇用情勢の変化に対応しきれません。

例えば、企業年金には、転職に際し積立金を転職先に移すようなしくみがありませんから、せっかく納めた掛金が掛け捨てになってしまうケースが出てきます。

確定拠出年金は、積立金を個人口座で管理しているため、転職した場合でも容易に引き継ぐことができます。今後、さらに進むであろう雇用の流動化を考えると、ポータビリティ(携帯性)に優れているということからも、確定拠出年金が注目されているのです。

■確定拠出年金のしくみ

確定拠出年金には「企業型」確定拠出年金と「個人型」確定拠出年金があります。「企業型」と「個人型」では加入対象が異なり、同時に両方に加入することはできません。また、どちらの場合にも年齢制限があるため、60歳以上の人は加入できません。

＜企業型＞

(1) 導入と加入対象者

「企業型」を導入できるのは、厚生年金の適用のある企業です。導入する場合には従業員の過半数の同意を得て、規約を作成し厚生労働大臣の承認を得なければなりません。加入対象者はその企業の従業員です。原則として60歳未満の厚生年金の加入者はすべて加入対象となります。但し、内容が不当に差別的でない場合には一定の制限を設けてもよいことになっています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

(2) 掛金の拠出

「企業型」では会社が掛金の全額を拠出します。掛金額は規約で定め、月単位で拠出することになります。拠出限度額は、企業年金（厚生年金基金など）を並行して行っている企業では年21万6千円（月額1万8千円）、企業年金のない企業では年43万2千円（月額3万6千円）です。

(3) 運用方法

「企業型」に加入している従業員は、企業が拠出する掛金に対して、運用商

■制度を支える機関

「企業型」においては導入をした各企業が、「個人型」では国民年金基金連合会が運営主体となります。しかし、制度の実施にあたっては大きな設備投資が予想され、専門的なノウハウが必要な部分もあることから、一定の業務を外部の専門業者に業務委託できるとされています。

(1) 運営管理機関〈投資顧問会社、金融機関〉

運営管理機関は、企業や連合会に代わり、運用関連業務と記録関連業務を行います。

「企業型」では、運営管理機関を社内に設けることもできますが、「個人型」は必ず外部に委託することになっています。

- 運用商品の選定
- 選定した運用商品の加入者への提示
- 運用商品に関わる情報の提供

→ 運用関連業務

- 加入者の積立金の額など個人情報の記録、保存、通知
- 加入者からの運用指図の取りまとめおよびその内容の資産管理機関、連合会への伝達
- 給付を受ける権利の裁定

→ 記録関連業務

(2) 資産管理機関〈信託会社（信託銀行を含む）、厚生年金基金、生命保険会社、損害保険会社、農協〉

「企業型」において、加入者個々人の積立金を、個人口座ごとに管理する役割を果たします。企業資産と個人資産を明確にする趣旨から、企業は必ず資産管理業務を外部に委託しなければなりません。その他、次のような業務があります。

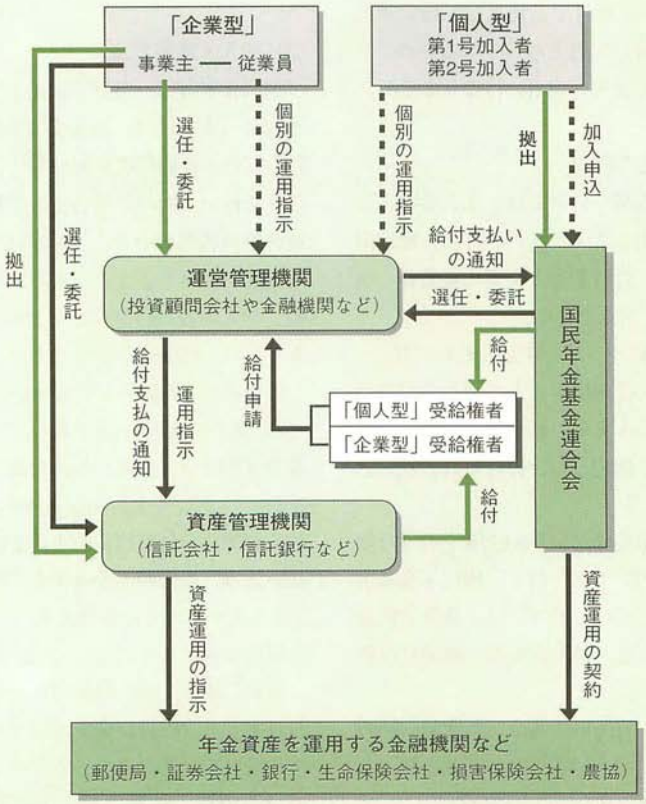
- 掛金の受け入れ
- 実際に運用する金融機関への資金分配
- 金融機関との契約締結
- 給付金の支払い

「個人型」の資産管理業務は、連合会が担当します。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

品を選択し運営管理機関に指示をします。運営管理機関は加入者の指示を資産管理機関に伝達し、資産管理機関が実際に運用する金融機関に掛金を分配します。実際に掛金を運用する機関は、資産管理機関と契約を結んでいる銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、郵便局などです。この運用商品については少なくとも3ヶ月に1回は選択替えの機会が与えられます。

図19-1　確定拠出年金の全体像



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

＜個人型＞

(1) 加入対象者

「個人型」の加入対象者は、自営業者（第1号加入者）と企業年金などの対象になっていない従業員（第2号加入者）です。加入対象者は任意に加入することができますが、国民年金の保険料を滞納したり、保険料自体を免除されている場合には加入できません。第3号被保険者や公務員は、確定拠出年金の適用除外となっているため「個人型」の加入対象者にはなりません。

(2) 掛金の拠出

「個人型」の掛金は、加入者本人が全額拠出します。払込み方法、拠出限度額は、自営業者と企業の従業員で次のように異なります。

自営業者（第1号加入者）の場合、自分で直接国民年金基金連合会に掛金を払い込みます。払込み方法は、引落し口座を指定して、毎月定日に払い込みます。

拠出限度額は、年81万6千円（月額6万8千円）です。但し、国民年金基金に加入している場合には、基金の掛金と合算して、拠出限度額の範囲に収めることになります。

もし、国民年金基金へ限度額一杯の拠出をしている場合には、「個人型」への加入はできないことになります。

企業年金などの対象になっていない従業員（第2号加入者）の場合、給与天引きで掛金を払い込みます。企業は、「個人型」に加入している従業員の給与から各自の掛金を天引きして、一括して国民年金基金連合会に払い込まなければなりません。

拠出限度額は、年18万円（月額1万5千円）です。

(3) 加入・運用方法

加入希望者は、自分で国民年金基金連合会（実際には、加入受付事務を代行している金融機関や郵便局）に申し込みを行い、同時に連合会が選任した運営管理機関の中から自分が利用したい機関を選択します。この際、年金手帳、本人名義の口座番号などが確認できるもの、届出印が必要です。

希望者からの加入の申込みを受けて、「個人型」の運営主体である国民年金基金連合会は、保険料の納付状況などをチェックします。チェックの結果、加入が認められれば、いよいよ掛金を払い込み、運用商品を選択して掛金を配分していくことになります。

運用商品については、少なくとも3ヶ月に1回は、選択替えの機会が与えられます。実際に掛金を運用する機関は、国民年金基金連合会と契約を結んでいる銀行、証券会社、生命保険会

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

社、損害保険会社、郵便局などです。

■ 離職・転職について

確定拠出年金が、雇用の流動化に適していると言われる理由は、その積立金のポータビリティのよさにあります。積立金を持ち運びすることを「移管する」と言いますが、確定拠出年金を導入している企業間では、積立金を転職先に移管することができ、仮に転職先が確定拠出年金を導入していない場合や、退職して自営業者になった場合にも、個人型に加入することができます。積立金は国民年金基金連合会に移管され、以前の企業に勤めていた場合と同様に運用が継続されます。

また、事情により加入できなくなった場合には、運用指図者という立場になり、掛金を拠出せずに、過去の年金資産の運用だけを行うこともできます。

但し、「企業型」では、少なくとも3年以上勤務した人に全額の受給権が与えられることから、3年未満の人は、規約で定められた金額（利息部分など）を除いた積立金を移管することになります。(表19-1)

■ 給付について

確定拠出年金の給付には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類があります。老齢給付金、障害給付金は、加入者が年金と一時金のどちらか一方を選択して受け取ります。原則として、支給開始年齢に達するまでは、中途引き出しはできませんが、例外として、加入者が専業主婦や公務員など、

表19-1【離職・転職した場合の仕組】

	企業型のある企業に転職	企業型のない企業に転職	自営業者になった	仕事をやめた
企業型に加入している従業員	転職先に積立金を移管する	連合会に積立金を移管する	連合会に積立金を移管する	連合会に積立金を移管する
個人型に加入している従業員	転職先に積立金を移管する	積立金はそのまま	積立金はそのまま	積立金はそのまま
個人型に加入している自営業者	転職先に積立金を移管する	積立金はそのまま		積立金はそのまま

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

確定拠出年金に加入できない立場になった場合で、かつ、それまでの掛金拠出年数が、1ヶ月以上3年以下の場合には、脱退一時金を受け取ることが認められています。

老齢給付金の支給は、掛金拠出年数が10年以上あれば、60歳から開始され、10年未満であっても、65歳までには開始されます。

(図19-2) (図19-3)

■ 税制について

確定拠出年金では、掛金拠出時、資産運用時、給付時の3段階で税制面の優遇があります。

掛金拠出時には、企業が拠出する掛金が損金として処理され、加入者が拠出する掛金は全額所得から控除されます。

資産運用時には、運用によって生じた利子や配当金は非課税となっていますが、積立金に対しては、特別法人税、法人住民税（2003年3月末まで課税停止中）が課されることになっています。

給付時には、年金払いの老齢給付金の場合は、公的年金等控除の対象とし、一時金払いの場合には、退職所得控除の対象となります。

障害給付金については、所得税、住民税ともに課税しないことになっています。

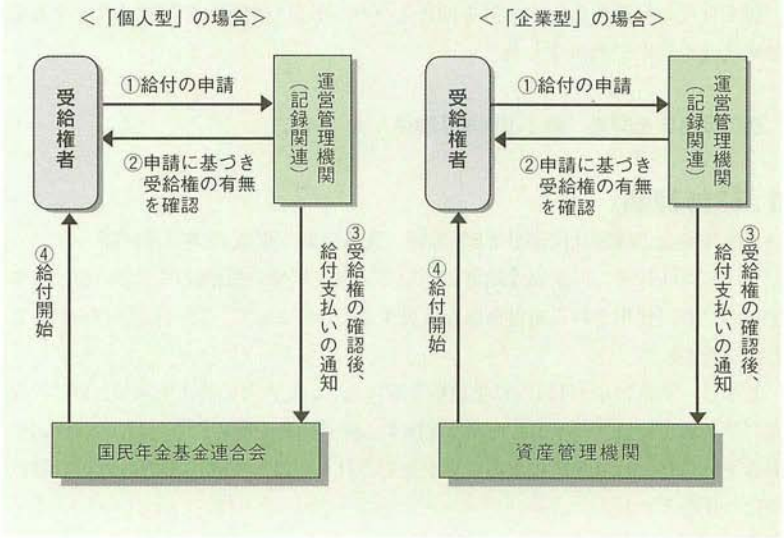
死亡一時金については、相続税の対象となりますが、法定相続人1人あたり500万円までが非課税となります。

図19-2【老齢給付に必要な通算期間】

受給年齢	60歳までに必要な通算期間
60歳以上61歳未満	10年間
61歳以上62歳未満	8年間
62歳以上63歳未満	6年間
63歳以上64歳未満	4年間
64歳以上65歳未満	2年間
65歳以上	1ヶ月

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

図19-3【老齢給付の手続きの流れ】



本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

平成12年 年金制度改革

将来世代の保険料負担の上昇を抑えるため、年金の給付水準抑制を柱とする年金制度改正関が行われました。

■：厚生年金関連　●：国民年金関連　★：両方

1. 給付抑制

(1) 厚生年金の報酬比例部分を5%減額（実施時期：平成12年4月）■

平成12年4月からの新規受給者について、厚生年金の報酬比例部分の額は、年金額の計算に使用される給付乗率を変更することによって、5%引き下げられることになりました。

しかし、平成12年3月以前に受給権を取得していた人との公平を保つために、従来の年金額を物価スライドした額を保障する経過措置が取られるため、実際に5%引き下げられた給付乗率による年金が支給されるのは、平成16年の財政再計算以降になりそうです。

●厚生年金の報酬比例部分の年金額

平均標準報酬月額×給付乗率×被保険者期間の実月数×物価スライド率

改正前のの給付乗率：1000分の7.5→改正後の給付乗率：1000分の7.125

(2) 65歳以上の賃金スライドの凍結（実施時期：平成12年4月）★

国民年金と厚生年金の両方について、5年に一度行われる財政再計算時に、現役世代の賃金の伸びに応じて年金額が改定されます。この現役世代の賃金の伸びに応じた引き上げ（引き下げ）を「賃金スライド」といいます。

従来は、新規受給権者の年金額だけでなく、すでに年金を受給している人の年金額についても賃金スライドによる改定を行ってきました。しかし、平成12年4月からは、65歳以後のすでに裁定済みの年金については、賃金スライドを行わず物価スライドのみが加算されることとなりました。

ただし、賃金スライドを行った場合の年金額との金額差が大きいときには、賃金スライド行うとしています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

(3) 厚生年金の被保険者資格を69歳まで延長（実施期間：平成14年4月）

従来の厚生年金の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の人とされていましたが、2000年4月からは、年齢上限が70歳未満に引き上げられる事になりました。

(4) 在職老齢年金制度の65歳～69歳までの適用拡大（実施時期：平成14年4月）

従来、在職に支給される65歳台前半の老齢厚生年金について、標準報酬月額に応じた年金額の全額または一部の支給停止が行われてきました。

平成14年4月以降は、従来の支給停止期間に加えて、65歳から69歳までの間も標準報酬に応じた支給停止が行われます。

また、この制度の導入に伴い、老齢厚生年金の繰下げ支給制度は廃止されます。

なお、平成14年4月前に65歳に達している人は、支給停止されません。（表1-1）

(5) 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を65歳に段階的引き上げ（実施時期：平成25年（2013年））

平成6年の改正による定額部分の支給開始年齢の引き上げに続いて、報酬比例部分の支給開始年齢も、65歳に引き上げられることになりました。

男性は平成25年（2013年）から平成37年（2025年）にかけて、女性は平成30年（2018年）から平成42年（2030年）にかけて、3年毎に1歳ずつ引き上げが行われます。

表1-1

65歳前の支給停止	65歳～69歳の支給停止
【厚生年金保険の被保険者である場合】 ・在職中は原則として、年金額の2割を支給停止。 【標準報酬月額と基本月額（年金月額の80%の額）の合計額が、22万円を超える場合】 ・2割に加えて、標準報酬月額に応じて支給停止額が増える。	・標準報酬月額と老齢厚生年金（加給年金額を除く）の月額の合計額が、37万円に達するまでは全額支給。 【37万円を超える場合】 ・超えた額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額を支給停止。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

これに伴い、新たな減額率による老齢厚生年金の繰上げ支給制度が創設される予定です。（表1-2）

2. 保険料

(1) 育児休業中の保険料の免除（実施時期：平成12年4月）■

従来、被保険者負担分の保険料のみ免除されていましたが、事業主負担分も免除されることとなります。

(2) 国民年金保険料の学生納付特例の創設（実施時期：平成12年4月）●

国民年金の第1号被保険者である学生であって、本人所得が一定の所得以下のものについては、親の所得に関係なく、申請にもとづき保険料の納付を要しないこととなりました。

この期間の保険料については、10年間は保険料を追納でき、追納されなかった場合には、老齢基礎年金の額の計算には反映しませんが、合算対象期間となります。

表1-2

生年月日		支給開始年齢	
男　性	女　性	定額部分	報酬比例部分
昭和16年4月1日以前	昭和15年4月2日～昭和21年4月1日	60歳	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	60歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	60歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	60歳
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	65歳(基礎年金)	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	65歳(基礎年金)	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月2日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	65歳(基礎年金)	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳(基礎年金)	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳(基礎年金)	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳(基礎年金)	65歳

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

(3) 国民年金保険料の半額免除制度の創設（実施時期：平成14年4月）●

従来の免除制度に加えて、一定所得以下の世帯に属する第1号被保険者の保険料について、保険料の半額を免除する制度を創設することとなりました。

保険料半額免除期間分の老齢基礎年金の額は、その期間に保険料を全額納付した場合の3分の2の額になります。

(4) 総報酬制の導入（実施時期：平成15年4月）■

現在、厚生年金制度において、賞与等について特別保険料が課されていますが、年金の給付には反映されていません。

平成15年4月からは、賞与等を一般の保険料の賦課対象とするとともに、給付に反映させるしくみが導入されます。

その際、保険料率は17.35%から13.58%へ給付乗率は1000分の7.125から1000分の5.481へ改定される予定です。

年金額の計算においては、総報酬制導入以前の被保険者期間については、従来どおりの方法で計算し、導入後の被保険者期間については、新給付乗率を用いて計算することとなります。

3. その他

(1) 標準報酬等級の上下限の改定（実施時期：平成12年10月）■

標準報酬等級の上下限が、「9万2,000円から59万円」までの30等級から、「9万8,000円から62万円」までの30等級に改定されました。

(2) 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げ ★

平成16年までに、基礎年金の国庫負担の割合を3分の1から2分の1へ引き上げが行われます。

(3) 年金積立金を全額自主運用 ★

年金資金運用基金を設立し、責任体制の明確化および専門性を確保し、運用実績などに関する詳細な情報公開により、年金資金運用の透明性を確保します。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金制度の国際比較

■ 諸外国の年金事情

日本の公的年金制度は、急速な少子・高齢化に対応するために、大きな改革を続けています。しかし、少子・高齢化と年金の問題で悩んでいるのは、日本ばかりではないようです。欧米先進諸国の公的年金制度をのぞいてみましょう。

ドイツ

ドイツの公的年金制度は、職業別の制度で、1階建ての構成です。職員（ホワイトカラー）は、職員年金保険、労働者（ブルーカラー）は、労働者年金保険に強制加入することになっています。1990年代からの失業率の上昇により、失業給付が増大した上に、年金を早めにもらう人が急激に増え、年金財政が圧迫されました。そのため、支給開始年齢の引き上げや給付水準の引き下げなど、公的年金制度の見直しが行われました。

イギリス

イギリスでは、医療、雇用、年金、労災などのあらゆる給付が、全国民を対象とした単一の制度（国民保険）に統合されています。公的年金制度の構成は、全国民共通の基礎年金と、これに上乗せされる所得比例年金（付加年金）の2階建てです。さらに、私的年金である職域年金も、基礎年金の上乗せとして重要な役割を担っています。1980年代から、人口高齢化による年金負担の増加に対応するために、所得比例年金の段階的な引き下げ、確定拠出年金の導入などの改革が行われています。

スウェーデン

高福祉のモデル国と言われてきたスウェーデンでも、2001年に年金制度の改革が行われました。以前は、全国民を対象とする単一の制度で、最低限の生活の保障をする定額の基礎年金と、現役時代の所得に応じた付加年金の2階建てでしたが、新制度では、基礎年金を廃止し、所得比例年金（国民老齢年金）に一本化

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

されました。保険料も全額、事業主負担から一部が加入者の自己負担となり、給付水準の引き下げも行われています。

アメリカ

アメリカの公的年金制度は、老齢・遺族・障害年金と呼ばれる一般的制度（OASDI）と、公務員・鉄道職員など一定の職業のみを対象とする個別の制度に分かれます。

1983年に年金大改革が行われ、支給開始年齢の引き上げ、給付水準の引き下げなどが行われました。以来、それほど大きな変化はないようですが、近年、公的年金の民営化についての議論が活発になっています。

※EU諸国では、公的年金に上乗せする職域年金が発達していて、準公的年金ともいうべき性格をもっています。一般に、公的年金にこれらを含めたものが、年金の水準とみられ、イギリスやドイツでは、半数以上から7割近くの被用者に適用されています。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■諸外国の年金制度の基本体系

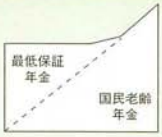
		日　本	アメリカ
制度体系			
適　用	被用者	・一般被用者は厚生年金に強制加入 ・公務員等は共済年金に強制加入	・OASDIに強制加入 ・鉄道労働者は、鉄道退職者制度に強制加入
	自営業者	・国民年金に強制加入	・OASDIに強制加入
	無職の者	・国民年金に強制加入（但し、第3号被保険者と低所得の第1号被保険者は保険料を納付しない）	・適用なし
保険料率（2000年）		厚生年金：17.35% （月給ベース） ※年収ベースに換算した場合 13.58%（労使折半） ※第1号被保険者は定額 （月あたり13,300円）	12.4% （被用者は労使折半）
支給開始年齢（2000年）		国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 （男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳に引き上げ）	65歳 （2027年までに67歳に引き上げ）
老齢年金平均受給額（月額）		1998年 厚生年金 全受給者：174,906円	1998年 単身：780ドル（102,100円） 夫婦：1,170ドル（153,100円）
国庫負担		基礎年金給付費の1/3	なし

注）1. 各国通貨の換算レートはIMF(International Financial Statics)に基づき推計し、それぞれの年の平均レートによる。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

年金制度の国際比較

出典：厚生労働白書2001年版

イギリス	ドイツ	スウェーデン
		
・基礎年金と付加年金に強制加入 ・一定の要件を満たす職域年金、または個人年金に加入する場合には、付加年金への加入が免除される	・労働者（ブルーカラー）、職員（ホワイトカラー）はそれぞれ、労働者年金、職員年金に強制加入	・強制加入
・基礎年金に強制加入	・一部（農業者等）は、特別制度に強制加入 ・一部（芸術家等）は、労働者年金または職員年金に強制加入 ・その他の者は、労働者年金または職員年金に任意加入できる	・強制加入
・基礎年金に任意加入できる	・労働者年金または職員年金に任意加入できる	・適用なし （最低保証年金の対象となる）
被用者：22.2% （本人10.0%、事業主12.2%） ※自営業者は、週あたり2.0ポンドの定額と、年収4,385ポンドを超えた金額の7.0%	19.3%（被用者は労使折半）	17.21% （被用者は本人7.0%、事業主10.21%）
男子65歳、女子60歳（女子は2020年までに65歳に引き上げ）	65歳	65歳
1996年 ＜基礎年金＞ 単身：286ポンド（48,500円） 夫婦：457ポンド（77,500円） ＜付加年金＞ 全受給者：84ポンド（14,200円）	1997年 全受給者平均：1,270マルク（88,600円） ＜労働者年金＞ 全受給者：1,055ポンド（73,600円） ＜職員年金＞ 全受給者：1,491ポンド（104,000円）	1995年（旧制度） ＜基礎年金＞ 単身：2,799クローネ（36,900円） 夫婦：4,577クローネ（60,400円） ＜付加年金＞ 全受給者：5,225クローネ（68,900円）
原則なし	給付費の約20%（1997年）	最低保証年金部分 ※旧制度では基礎年金の約40%

2. スウェーデンについては、新制度の内容を記載。但し、新制度の給付開始は2001年のため、表中給付の欄には旧制度の内容を記載。また、スウェーデンの保険料率は老齢年金のみ。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

付　録

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

【手続き関連早見表】

■こんな時にこんな年金～「年金110番」

年金は年をとったときにもらえるものだけではありません。国民年金や厚生年金には、困ったときのために、色々な年金が用意されています。どんなときに、どんな年金がもらえるか、確認してください。

老齢になったとき

●国民年金から支給される年金
(1) 老齢基礎年金 173
●厚生年金から支給される年金
(1) 60歳台前半の老齢厚生年金 185
(2) 老齢厚生年金 190

障害を負ってしまったとき

●国民年金から支給される年金
(1) 障害基礎年金 177
●厚生年金から支給される年金・一時金
(1) 障害厚生年金 194
(2) 障害手当金 195

一家の大黒柱が死亡してしまったとき

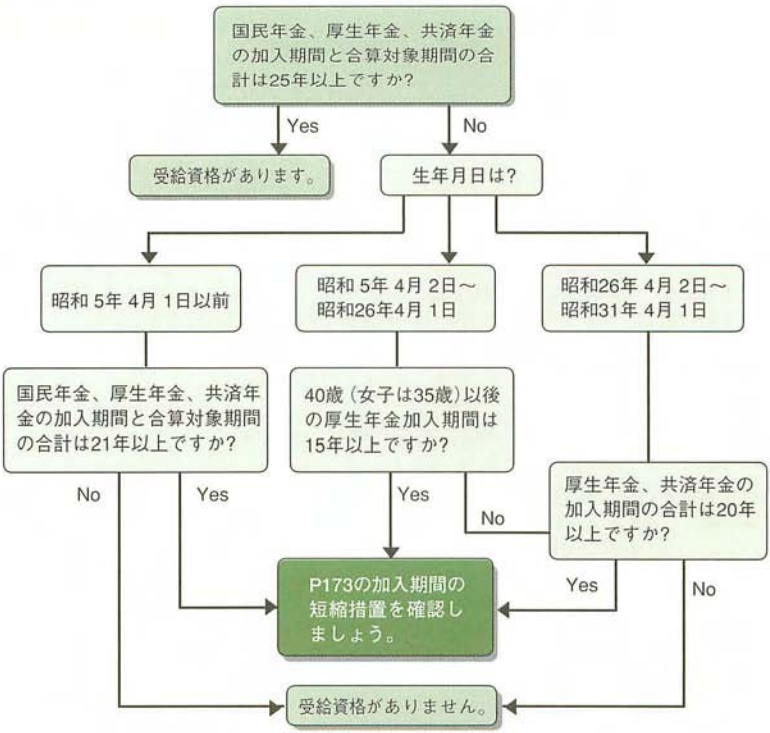
●国民年金から支給される年金・一時金
(1) 遺族基礎年金 180
(2) 寡婦年金 182
(3) 死亡一時金 183
●厚生年金から支給される年金
(1) 遺族厚生年金 196

短期在住外国人が帰国するとき

●国民年金から支給される一時金
(1) 脱退一時金 183
●厚生年金から支給される一時金
(1) 脱退一時金 200

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■老齢基礎年金　受給資格チェックチャート



$$\text{老齢基礎年金額} = \frac{804{,}200\text{円} \times \text{保険料納付済月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/3) + (\text{保険料半額免除月数} \times 2/3)}{480\text{月（加入可能月数）}}$$

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■申請・届出と添付書類一覧表

●被保険者の手続き

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
国民年金被保険者氏名変更届	被保険者が氏名を変更した時	年金手帳	14日以内
国民年金被保険者住所変更届	被保険者が住所を変更した時	年金手帳、前住所地での納付書	14日以内
国民年金保険料免除申請書	経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な時	年金手帳	そのつど
国民年金保険料追納申請書	保険料免除を受けていた人が再びその間の保険料を納めようとする時	年金手帳	いつでも（10年以内）
国民年金保険料学生納付特例申請書	学生納付特例を申請したい時	年金手帳、学生証または在学証明書、前年所得がある場合は課税証明書または源泉徴収票	そのつど
国民年金被保険者死亡届	被保険者が死亡した時	年金手帳、死亡を証明する書類	14日以内
年金手帳再交付申請書	年金手帳を滅失・き損した時	き損による場合はき損した年金手帳	すみやかに
基礎年金番号重複取消届	年金手帳（基礎年金番号）を2枚以上もっている時	新、旧2枚以上の年金手帳（被保険者証）	すみやかに
国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届	＜資格取得届＞ 20歳になった時など	年金手帳（所持している場合） 第3号被保険者の場合は下記の通り。 ・配偶者が厚生年金保険被保険者の場合 → 年金手帳の記号番号が分かる書類 ・配偶者が共済組合員の場合 → 共済組合員記号番号が分かる書類 ・配偶者の収入によって生計維持されていることを証明できる書類（配偶者の健康保険被保険者証等） ・日本国内に住所がない場合 → 氏名・性別・生年月日・本籍地が分かる書類	14日以内（第3号被保険者の資格取得・種別変更・種別確認は30日以内）
	＜種別変更＞ 就職、退職、結婚などにより種別が変わった時	年金手帳（所持している場合） 第3号被保険者に種別変更する場合は下記の通り。 ・配偶者の収入によって生計維持されていることを証明できる書類（配偶者の健康保険被保険者証等） ・日本国内に住所がない場合 → 氏名・性別・生年月日が分かる書類	
	＜種別確認＞ 夫が転職し加入する被用者年金制度が変わった時	配偶者が厚生年金保険被保険者の場合 → 年金手帳の記号番号が分かる書類 配偶者が共済組合員の場合 → 共済組合員記号番号が分かる書類	

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●裁定請求の手続き

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	受給資格期間を満たした人が、老齢基礎年金、老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金を受けようとする時	国民年金手帳または年金手帳、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証明書等	そのつど
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（諸変更裁定）	特別支給の老齢厚生年金受給権者が、65歳に達した時	市区町村長の証明	65歳到達月の末日までに
国民年金障害基礎年金裁定請求書	国民年金加入者が、障害の状態になった時	国民年金手帳、診断書（傷病の種類によってはレントゲンフィルム）、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証明書等	そのつど
国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書	厚生年金保険または船員保険に加入中に一定の障害となって、障害厚生年金、船員保険障害年金、障害手当金を受けようとする時	年金手帳（被保険者証）、そのほか障害基礎年金裁定請求のときとおおむね同様	そのつど
国民年金遺族基礎年金裁定請求書	被保険者が死亡して遺族（妻または子）が、遺族基礎年金を受けようとする時	国民年金手帳、死亡診断書、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証明書等	そのつど
国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	被保険者が死亡して遺族（妻・子・夫・父母・孫・祖父母）が、遺族年金を受けようとする時	年金手帳（被保険者証）、そのほか遺族基礎年金裁定請求のときとおおむね同様	そのつど
国民年金寡婦年金裁定請求書	国民年金の第1号被保険者の夫が死亡して寡婦年金を受けようとする時	夫の国民年金手帳、夫の死亡日、妻の生年月日が分かる戸籍抄本、死亡前10年間の身分関係が分かる戸籍謄本か住民票、生計維持関係が分かる書類	そのつど
老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ申出書	受給権者が支給を繰り下げて受けようとする時	年金証書等、国民年金手帳または年金手帳、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証明書	そのつど
国民年金老齢基礎年金支給繰上げ請求書	老齢給付裁定請求書を提出する際、年金を繰り上げて受給しようとする時	年金手帳等	老齢給付裁定請求書と同時に
国民年金死亡一時金裁定請求書	国民年金の第1号被保険者が死亡して、その遺族が死亡一時金を受けようとする時	死亡者の年金手帳、死亡日の分かる戸籍抄本、死亡者との身分関係が分かる戸籍抄本または住民票、死亡者との生計同一関係が分かる書類	そのつど

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●各年金に共通する手続き

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
年金受給権者現況届	引き続き年金を受けようとする時	なし	誕生月の末日
年金受給権者氏名変更届	受給権者が氏名を変更した時	年金証書、戸籍抄本または市区町村長の証明書	10日以内
年金受給権者住所・支払機関変更届	受給権者が住所または支払機関を変更した時	金融機関の証明書（支払機関を変更した時）	そのつど
年金証書再交付申請書	年金証書を紛失・き損した時	き損の場合はき損した年金証書	10日以内
年金受給権者死亡届	年金受給権者が死亡した時	年金証書、死亡を証明する書類	速やかに
未支給年金・保険給付請求書	年金受給権者が死亡して、未支給年金や未支給の保険給付を受けようとする時	年金証書、死亡を証明する書類、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証明書	速やかに
年金受給選択申出書	2つ以上の年金が受けられるようになった時	年金証書、戸籍抄本	速やかに
支払通知書亡失（未着）届	支払通知書をなくしてしまった時	郵便局の証明	10日以内

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●年金受給者の手続き（その1）

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
加算額・加給年金額対象者不該当届	加算額（加給年金額）対象者が、死亡・離縁・独立等した時	なし	そのつど
障害基礎・老齢厚生年金受給権者胎児出生届	年金受給者がその権利を取得した当時、胎児であった子が出生した時	出生した子の戸籍抄本	そのつど
老齢基礎・老齢厚生年金受給権者（厚生年金保険被保険者・共済組合の組合員）資格喪失届 退職	勤めているため老齢基礎年金が全額支給停止となっている人が退職した時	年金証書、戸籍抄本または市区町村長の証明書	資格喪失（退職）した日から1ヵ月経過後
老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届	支給停止期間が満了した時	年金証書、戸籍抄本または市区町村長の証明書、診断書（傷病の種類によってはレントゲンフィルム）	速やかに
老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届	特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した後、婚姻した配偶者または生まれた子があり、かつ老齢厚生年金の受給権を取得したことにより、初めてその額の計算の基礎となる被保険者期間が、20年以上になる時	戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証書	速やかに
障害基礎年金加算額・老齢厚生年金加給年金額対象者の障害該当届	加算額・加給年金額の対象者である18歳到達年度の末日までの子が、障害の状態になった時	診断書（傷病の種類によってはレントゲンフィルム）	速やかに
特別支給の老齢厚生年金受給権者老齢基礎年金支給繰上げ請求書	特別支給の老齢厚生年金受給権者が、老齢年金の支給を繰り上げて受けようとする時	年金証書等	そのつど
老齢基礎・老齢厚生年金裁定請求書 65歳支給	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であり、かつ、老齢基礎・老齢厚生年金の繰下げ支給を希望していた人が、本来支給の裁定請求をする時	年金証書、国民年金手帳または年金手帳（被保険者証）、戸籍抄本または市区町村長の証明書、生計維持証書	そのつど

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●年金受給者の手続き（その2）

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	受給権者の配偶者が公的年金制度から老齢・退職、または障害を支給事由とする年金が、受けられるようになった時	なし	速やかに
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届	受給権者の配偶者が公的年金制度から老齢・退職、または障害を支給事由とする年金が、受けられなくなった時	戸籍抄本または市区町村長の証明書、配偶者自身の年金が受けられなくなったことを証明する書類	そのつど
障害給付額改定請求書	障害の程度が変わった時	年金証書、診断書（傷病の種類によってはレントゲンフィルム）、戸籍抄本または市区町村長の証明書	そのつど
障害給付受給権者障害不該当届	障害の程度が回復し、障害等級に該当しなくなった時	なし	速やかに
障害基礎・障害厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届	労働基準法による障害補償を受けられる時	事業主の証明	10日以内
遺族基礎・厚生年金額改定請求書	被保険者の死亡当時胎児であった子が出生した時	戸籍抄本または市区町村長の証明書、年金証書	10日以内
遺族年金失権届	受給権者が婚姻し、または養子になった時	年金証書	10日以内
遺族基礎・遺族厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書	受給権者の所在が1年以上不明な時、またはその所在が明らかになった時	受給権者の所在が1年以上明らかでないことを証明する書類（停止の時）、年金証書、戸籍抄本または市区町村長の証明書	そのつど
遺族厚生・遺族共済年金受給権者支給停止事由該当届	55歳以上で障害の状態にあるため、遺族厚生年金の受給権者となった人が、60歳未満で障害の状態でなくなった時	なし	速やかに
遺族給付受給権者の障害該当届	受給権者である18歳未満の子、孫が障害の状態になった時	診断書（傷病の種類によってはレントゲンフィルム）	速やかに

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●年金受給者の手続き（その3）

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
老齢厚生年金受給権者支給停止事由消滅届	被保険者が60歳になった時、標準報酬月額が変更されたことにより、全額支給停止されなくなった時	戸籍抄本または市区町村長の証明書	速やかに
老齢基礎年金額改訂請求書	国民年金の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額が老齢福祉年金の額に満たない人が、65歳以上70歳未満の間に障害の状態になった時（昭和5年4月1日までに生まれた人のみ）	年金証書、診断書	速やかに
老齢基礎年金共済組合員期間追加申立書 退職	特別支給の老齢厚生年金を受けることになった以後に、老齢基礎年金の額計算の基礎となる共済組合の組合員である人が、当該共済組合を退職した時、または60歳に達した時	年金証書、年金加入期間確認通知書（共済用）	速やかに
老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書	支給繰上げの老齢基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金の受給権を有するに至った時	年金証書等、年金手帳、戸籍抄本	速やかに
老齢基礎年金額加算開始事由該当届	老齢基礎年金の受給権者の配偶者が、その加算額の加算すべき年金給付の受給権者となった時	戸籍抄本、配偶者によって生計維持されていることを証明する書類、配偶者の年金について給付内容を証明する書類	速やかに
老齢基礎年金加算額不該当届	額が加算された老齢基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金（額計算の基礎となる期間が20年以上のものに限ります）等の給付が受けられることになった時	なし	速やかに
老齢基礎年金加算額支給停止事由該当届	額が加算された老齢基礎年金の受給権者が、障害を支給事由とする年金給付を受けることができることとなった時	なし	速やかに

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●年金受給者の手続き（その4）

届出名	提出事由	主な添付書類	提出時期
老齢基礎年金加算額支給停止事由消滅届	障害を支給事由とする年金給付を受けられることにより、加算額が支給停止されていた人が、その年金給付を受けることができなくなった時	年金証書、戸籍抄本等、障害の年金給付が受けられなくなったことを証明する書類	速やかに
遺族年金受給権者支給停止事由消滅届	支給停止期間が満了した時	戸籍抄本、支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類	速やかに
遺族年金受給権者支給停止事由該当届	遺族基礎年金の受給権者である子が、父もしくは母と生計を同じくすることになった時	なし	速やかに

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

【年金各種データ早見表】

■国民年金　年金額早見表

年金の種類	年金額	月　額
老齢基礎年金（満額）	804,200円	67,017円
障害基礎年金（1級）	1,005,300円	83,775円
障害基礎年金（2級）	804,200円	67,017円
子の加算額（1人目・2人目）	231,400円	19,283円
子の加算額（3人目以降）	77,100円	6,425円
遺族基礎年金（妻が受給）		
子が1人	1,035,600円	86,300円
子が2人	1,267,000円	105,583円
子が3人	1,344,100円	112,008円
遺族基礎年金（子が受給）		
1人（1人当たり）	804,200円	67,017円
2人（1人当たり）	517,800円	43,150円
3人（1人当たり）	370,900円	30,908円
老齢年金（10年年金）	488,600円	40,717円
老齢年金（5年年金）	415,800円	34,650円
障害年金	障害基礎年金と同額	
母子・準母子・遺児年金	遺族基礎年金と同額	
老齢福祉年金	412,000円	34,333円
（一部支給停止後の額）	317,300円	26,442円

■厚生年金　計算用各種データ早見表

項　目	年金額	月　額
定額単価	1,676円	−
配偶者加給年金額（老齢厚生年金については、生年月日に応じた特別加算あり）	231,400円	19,283円
子の加給年金額 2人目まで1人につき	231,400円	19,283円
子の加給年金額 3人目以降1人につき	77,100円	6,425円
3級障害の最低保障額	603,200円	50,267円
障害手当金最低保障額	1,206,400円	一時金
中高齢の寡婦加算	603,200円	50,267円

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■厚生年金　支給率・乗率・加給年金等早見表

生年月日	厚年定額支給率	厚年比例給付乗率 旧	厚年比例給付乗率 新	配偶者加給年金額（特別加算含む）	定額上限 月数	定額上限 年数	加入可能年数	振替加算
T15.4.2～S02.4.1	1.875	10.00	9.500	231,400円	420月	35年	25年	231,400円
S02.4.2～S03.4.1	1.817	9.86	9.367	231,400円	420月	35年	26年	225,200円
S03.4.2～S04.4.1	1.761	9.72	9.234	231,400円	420月	35年	27年	219,100円
S04.4.2～S05.4.1	1.707	9.58	9.101	231,400円	432月	36年	28年	212,900円
S05.4.2～S06.4.1	1.654	9.44	8.968	231,400円	432月	36年	29年	206,600円
S06.4.2～S07.4.1	1.603	9.31	8.845	231,400円	432月	36年	30年	200,600円
S07.4.2～S08.4.1	1.553	9.17	8.712	231,400円	432月	36年	31年	194,400円
S08.4.2～S09.4.1	1.505	9.04	8.588	231,400円	432月	36年	32年	188,100円
S09.4.2～S10.4.1	1.458	8.91	8.465	265,500円	444月	37年	33年	182,100円
S10.4.2～S11.4.1	1.413	8.79	8.351	265,500円	444月	37年	34年	175,900円
S11.4.2～S12.4.1	1.369	8.66	8.227	265,500円	444月	37年	35年	169,600円
S12.4.2～S13.4.1	1.327	8.54	8.113	265,500円	444月	37年	36年	163,600円
S13.4.2～S14.4.1	1.286	8.41	7.990	265,500円	444月	37年	37年	157,400円
S14.4.2～S15.4.1	1.246	8.29	7.876	265,500円	444月	37年	38年	151,100円
S15.4.2～S16.4.1	1.208	8.18	7.771	299,700円	444月	37年	39年	145,100円
S16.4.2～S17.4.1	1.170	8.06	7.657	333,900円	444月	37年	40年	138,800円
S17.4.2～S18.4.1	1.134	7.94	7.543	368,000円	444月	37年	40年	132,600円
S18.4.2～S19.4.1	1.099	7.83	7.439	402,100円	444月	37年	40年	126,600円
S19.4.2～S20.4.1	1.065	7.72	7.334	402,100円	444月	37年	40年	120,300円
S20.4.2～S21.4.1	1.032	7.61	7.230	402,100円	444月	37年	40年	114,100円
S21.4.2～S22.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	108,100円
S22.4.2～S23.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	101,800円
S23.4.2～S24.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	95,600円
S24.4.2～S25.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	89,600円
S25.4.2～S26.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	83,300円
S26.4.2～S27.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	77,100円
S27.4.2～S28.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	71,000円
S28.4.2～S29.4.1	1.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	64,800円
S29.4.2～S30.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	58,500円
S30.4.2～S31.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	52,500円
S31.4.2～S32.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	46,300円
S32.4.2～S33.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	40,000円
S33.4.2～S34.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	34,000円
S34.4.2～S35.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	27,800円
S35.4.2～S36.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	21,500円
S36.4.2～S37.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	15,500円
S37.4.2～S38.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	15,500円
S38.4.2～S39.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	15,500円
S39.4.2～S40.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	15,500円
S40.4.2～S41.4.1	0.000	7.50	7.125	402,100円	444月	37年	40年	15,500円

※厚生年金報酬比例部分の計算に使う給付乗率
◎新旧両方の給付乗率による年金額を比較して、年金額の多くなる給付乗率を使います。
※厚生年金基金の計算に使う給付乗率
◎昭和15年4月1日までに生まれた人は「旧給付乗率」
◎和15年4月2以降に生まれた人は「新給付乗率」

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■厚生年金　標準報酬再評価（読替）率

生年月日 / 期間	改正前	改正後				
		～S05.04.01	S05.04.02～S06.04.01	S06.04.02～S07.04.01	S07.04.02～S08.04.01	S08.04.02～
～S33.03以前	13.96	14.393	14.538	14.850	14.926	同左
S33.04～S34.03	13.66	14.083	14.225	14.531	14.605	〃
S34.04～S35.04	13.47	13.888	14.027	14.329	14.402	〃
S35.05～S36.03	11.14	11.485	11.601	11.850	11.911	〃
S36.04～S37.03	10.30	10.619	10.726	10.957	11.013	〃
S37.04～S38.03	9.30	9.588	9.685	9.893	9.944	〃
S38.04～S39.03	8.54	8.805	8.893	9.085	9.131	〃
S39.04～S40.04	7.85	8.093	8.175	8.351	8.393	〃
S40.05～S41.03	6.87	7.083	7.154	7.308	7.345	〃
S41.04～S42.03	6.31	6.506	6.571	6.712	6.747	〃
S42.04～S43.03	6.14	6.330	6.394	6.532	6.565	〃
S43.04～S44.10	5.43	5.598	5.655	5.776	5.806	〃
S44.11～S46.10	4.15	4.279	4.322	4.415	4.437	〃
S46.11～S48.10	3.60	3.712	3.749	3.830	3.849	〃
S48.11～S50.03	2.64	2.722	2.749	2.808	2.823	〃
S50.04～S51.07	2.25	2.320	2.343	2.394	2.406	〃
S51.08～S53.03	1.86	1.918	1.937	1.979	1.989	〃
S53.04～S54.03	1.71	1.763	1.781	1.819	1.828	〃
S54.04～S55.09	1.62	1.670	1.687	1.723	1.732	〃
S55.10～S57.03	1.46	1.505	1.520	1.553	1.561	〃
S57.04～S58.03	1.39	1.433	1.448	1.479	1.486	〃
S58.04～S59.03	1.34	1.382	1.395	1.425	1.433	〃
S59.04～S60.09	1.29	1.330	1.343	1.372	1.379	〃
S60.10～S62.03	1.22	1.258	1.270	1.298	1.304	〃
S62.04～S63.03	1.19	1.227	1.239	1.266	1.272	〃
S63.04～H01.11	1.16	1.196	1.208	1.234	1.240	〃
H01.12～H03.03	1.09	1.124	1.135	1.160	1.165	〃
H03.04～H04.03	1.04	1.072	1.083	1.106	1.112	〃
H04.04～H05.03	1.01	1.041	1.052	1.074	1.080	〃
H05.04～H06.03	0.99	1.021	1.031	1.053	1.059	〃
H06.04～H07.03	〃	1.012	1.012	1.033	1.038	〃
H07.04～H08.03	〃	1.011	1.011	1.011	1.016	〃
H08.04～H09.09	〃	1.008	1.008	1.008	1.004	〃
H09.04～H10.03	〃	0.988	0.988	0.988	0.988	0.991
H10.04～H12.03	〃	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980
H12.04～	0.917					

※平成12年3月までは、物価上昇分と手取り賃金の上昇分に応じた再評価が行われてきたが、平成12年4月からは65歳以降の年金額は物価スライドのみで改定されることとなったため、生年月日に応じて5通りの再評価率が適用される。

なお、平成11年4月1日前に厚生年金保険の被保険者であった者の平均標準報酬月額が、再評価の結果71,189円に満たないときは、これを71,189円とする。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■厚生年金　標準報酬額および保険料額早見表

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額（賃金）	保険料月額	
			全　額	折半額
			17.35%	8.68%
1	98,000	101,000未満	17,003	8,501
2	104,000	101,000以上～107,000未満	18,044	9,022
3	110,000	107,000以上～114,000未満	19,085	9,542
4	118,000	114,000以上～122,000未満	20,473	10,236
5	126,000	122,000以上～130,000未満	21,861	10,930
6	134,000	130,000以上～138,000未満	23,249	11,624
7	142,000	138,000以上～146,000未満	24,637	12,318
8	150,000	146,000以上～155,000未満	26,025	13,012
9	160,000	155,000以上～165,000未満	27,760	13,880
10	170,000	165,000以上～175,000未満	29,495	14,747
11	180,000	175,000以上～185,000未満	31,230	15,615
12	190,000	185,000以上～195,000未満	32,965	16,482
13	200,000	195,000以上～210,000未満	34,700	17,350
14	220,000	210,000以上～230,000未満	38,170	19,085
15	240,000	230,000以上～250,000未満	41,640	20,820
16	260,000	250,000以上～270,000未満	45,110	22,555
17	280,000	270,000以上～290,000未満	48,580	24,290
18	300,000	290,000以上～310,000未満	52,050	26,025
19	320,000	310,000以上～330,000未満	55,520	27,760
20	340,000	330,000以上～350,000未満	58,990	29,495
21	360,000	350,000以上～370,000未満	62,460	31,230
22	380,000	370,000以上～395,000未満	65,930	32,965
23	410,000	395,000以上～425,000未満	71,135	35,567
24	440,000	425,000以上～455,000未満	76,340	38,170
25	470,000	455,000以上～485,000未満	81,545	40,772
26	500,000	485,000以上～515,000未満	86,750	43,375
27	530,000	515,000以上～545,000未満	91,955	45,977
28	560,000	545,000以上～575,000未満	97,160	48,580
29	590,000	575,000以上～605,000未満	102,365	51,182
30	620,000	605,000以上～	107,570	53,785

（単位：円）

＊厚生年金の保険料率は平成8年10月、標準報酬は平成12年10月から適用。

＊保険料額は、標準報酬月額に保険料率をかけたものです。現在、一般男女の厚生年金の保険料率は、1,000分の173.5で計算しています。保険料は、事業主と被保険者の折半負担です。

＊被保険者負担に円未満の端数処理がある場合

1）給与より保険料を控除する場合、50銭以下は切り捨て51銭以上は1円に切り上げる。

2）被保険者が被保険者負担分の保険料を事業主へ現金で支払う場合、50銭未満は切り捨て50銭以上は1円に切り上げる。

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■障害基礎年金・障害厚生年金　障害等級表

●1級障害等級表＜障害基礎年金・障害厚生年金＞

等級	障害の状況
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のも
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

●2級障害等級表＜障害基礎年金・障害厚生年金＞

等級	障害の状況
1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声または、言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢の親指および人差し指または中指を欠くもの
7	両上肢の親指および人差し指、または中指の機能に著しい障害を有するもの
8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	1下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるかまたは、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●3級障害等級表<障害厚生年金>　※障害基礎年金には3級障害はありません。

等級	障害の状況
1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解せない程度に減じたもの
3	そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢の親指および人差し指を失ったもの、または親指もしくは人差し指をあわせ1上肢の3指以上を失ったもの
9	親指および人差し指をあわせ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の10趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神または神経系統に労働に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病がなおらないで、身体の機能、または精神、もしくは神経系統に、労働が制限をうけるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生大臣が定めるもの

●障害手当障害等級表<障害厚生年金>　※障害基礎年金には障害手当はありません。

等級	障害の状況
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、または両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能および輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解せない程度に減じたもの
7	そしゃくまはた言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	1上肢の2指以上を失ったもの
15	1上肢の人差し指を失ったもの
16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17	人差し指をあわせ、1上肢の2指の用を廃したもの
18	1上肢の親指の用を廃したもの
19	1下肢の第1趾または他の4趾以上を失ったもの
20	1下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神または神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

【連絡先一覧】

■年金の相談・問い合わせ先

◎社会保険業務センター・中央年金相談室（電話・手紙可）
〒168-8515　東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
TEL:03-3334-3131（代表）

◎全国の社会保険事務所または社会保険事務局の事務所（電話・手紙可）
社会保険事務所（全国265ヶ所）
http://www.sia.go.jp/intro/soshiki/jimusho/index.htm

※電話の場合には、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コードをまず知らせる必要がありますので、年金証書や支払通知書を用意しておきます。また、相談内容を具体的に整理してメモにしておきましょう。

◎年金相談サービスセンター（電話不可、直接相談窓口へ出向く必要あり）

※相談する場合には、年金証書、支払通知書、年金手帳や被保険者証など、本人であることを確認できるものを必ず持参してください。
※年金の相談は、本人の依頼があれば家族や友人の方でも可能です。その際は、本人からの依頼状が必要です。依頼状には、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、住所、氏名、生年月日、依頼内容、本人が出向けない理由を記入し、依頼される方の氏名、住所、本人との関係を書いて本人の印鑑が押印、依頼した本人の年金証書や支払通知書も必ず持参ください。

◎国民年金の任意加入手続きに関する照会先
社団法人　日本国民年金協会
〒102-0093　東京都千代田区平河町2丁目5番5号　全国旅館会館3F
TEL 03-3265-2885　　FAX 03-3265-2894
http://www.nenkin.or.jp

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

地方社会保険事務局一覧（全国47ヶ所）

北海道	札幌市中央区北1条西 7 丁目　札幌エクセレントビル1・2F	〒060-0001	TEL 011-204-7000
青森	青森市本町 1−3-9　ニッセイ青森本町ビル9F	〒030-8556	TEL 017-731-2222
岩手	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス19F	〒020-0045	TEL 019-621-5500
宮城	仙台市青葉区花京院 1-1-20　花京院スクエア11F	〒980-0013	TEL 022-716-5001
秋田	秋田市川元山下町 5-21	〒010-0931	TEL 018-883-1650
山形	山形市十日町 2-4-19　住友生命山形第2ビル3F	〒990-8588	TEL 023-629-7255
福島	福島市栄町 6-6　ユニックスビル4F	〒960-8507	TEL 024-526-0231
茨城	水戸市大町 1-2-17	〒310-0062	TEL 029-302-3101
栃木	宇都宮市馬場通り 2-1-1　東京生命宇都宮ビル7F	〒320-0026	TEL 028-610-6660
群馬	前橋市大渡町 1-10-7　群馬県公社総合ビル	〒371-8551	TEL 027-254-3211
埼玉	さいたま市常盤 4-11-15　浦和地方合同庁舎	〒336-0001	TEL 048-823-3100
千葉	千葉市中央区弁天町 210-3　大宗北口ビル4F	〒260-8608	TEL 043-207-8831
東京	新宿区西新宿 2-4-1　新宿NSビル8F	〒163-0808	TEL 03-5322-1603
神奈川	横浜市中区尾上町 1-8　関内新井ビル3F	〒231-8345	TEL 045-650-2001
新潟	新潟市弁天 3-2-3　ニッセイ新潟駅前ビル2F	〒950-0901	TEL 025-240-0700
富山	富山市牛島町 18-7　アーバンプレイス6F	〒930-0858	TEL 076-432-3297
石川	金沢市鳴和 1-17-30	〒920-8626	TEL 076-253-5006
福井	福井市中央 3-1-5　三谷中央ビル8F	〒910-0006	TEL 0776-30-5411
山梨	甲府市丸の内 1-17-10　東武穴水ビル8F	〒400-8531	TEL 055-231-8777
長野	長野市中御所 45-1　山王ビル5F	〒380-0935	TEL 026-267-6700
岐阜	岐阜市橋本町 2-8　濃飛ニッセイビル4F	〒500-8739	TEL 058-255-1200
静岡	静岡市南町 18-1　サウスポット静岡16F	〒422-8067	TEL 054-203-3611
愛知	名古屋市中村区名駅南 1-24-30　名古屋三井ビル本館4F	〒450-8583	TEL 052-388-2111
三重	津市羽所町 700　アスト津7F	〒514-0009	TEL 059-226-2222
滋賀	大津市梅林 1-3-10　滋賀ビル4F	〒520-0051	TEL 077-510-5500
京都	京都市南区西九条南田町 22-3	〒601-8441	TEL 075-693-9130
大阪	大阪市中央区備後町 2-6-8　サンライズビル10・11F	〒541-0051	TEL 06-6268-9333
兵庫	神戸市中央区御幸通 7-1-15　三宮ビル南館7F	〒651-0087	TEL 078-291-5201
奈良	奈良市大宮町 7-1-33　奈良センタービル4F	〒630-8115	TEL 0742-32-0505
和歌山	和歌山市本町 1-43　GEエジソンビル和歌山	〒640-8033	TEL 073-421-8600
鳥取	鳥取市西町 1-210　東邦ビル	〒680-0022	TEL 0857-39-1171
島根	松江市朝日町 498-6　松江駅前第一生命ビル3F	〒690-0003	TEL 0852-20-7100
岡山	岡山市中山下 1-8-45　NTTクレド岡山ビル14F	〒700-8615	TEL 086-801-2411
広島	広島市中区鉄砲町 8-18　広島日生みどりビル9F	〒730-8602	TEL 082-228-4113
山口	山口市大内矢田 814-1	〒753-0295	TEL 083-927-8211
徳島	徳島市南田宮 2-6-25	〒770-0004	TEL 088-634-1170
香川	高松市寿町 2-1-1　高松第一生命ビルディング新館2F	〒760-0023	TEL 087-811-1822
愛媛	松山市一番町 1-9-15　東京海上松山一番町ビル	〒790-8536	TEL 089-941-5300
高知	高知市本町 4-2-40　ニッセイ高知ビル8階	〒780-8547	TEL 088-875-3241
福岡	福岡市博多区博多駅前 3-25-21　博多駅前ビジネスセンター2F	〒812-8534	TEL 092-415-3600
佐賀	佐賀市駅前中央 1-6-25　佐賀東京海上ビルディング3F	〒840-0801	TEL 0952-25-1510
長崎	長崎市興善町 6-5　GEエジソンビル興善町1F	〒850-8532	TEL 095-832-2700

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

熊本	熊本市城東町 2-18	〒860-0846	TEL 096-211-1122
大分	大分市中島西 1-1-35	〒870-0047	TEL 097-573-3000
宮崎	宮崎市高千穂通 2-5-32　日本生命宮崎駅前ビル2F	〒880-8587	TEL 0985-62-0080
鹿児島	鹿児島市郡元 1-8-6	〒890-0065	TEL 099-812-0151
沖縄	那覇市旭町 38-8　おきでん那覇ビル8F	〒900-0029	TEL 098-941-0730

■年金相談サービスセンター一覧（全国60ヶ所）

社会保険業務センター・中央年金相談室	〒168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24　TEL 03-3334-3131
札幌年金相談サービスセンター	〒060-0003	札幌市中央区北3条西3-1-47NORTH3・3ビル3F
青森年金相談サービスセンター	〒030-0861	青森市長島2-13-1明治生命青森ビル1F
盛岡年金相談サービスセンター	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22中ノ橋106ビル2F
仙台年金相談サービスセンター	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-11-1オルタス仙台ビル3F
秋田年金相談サービスセンター	〒010-0001	秋田市中通2-4-15秋田朝日生命丸島ビル2F
酒田年金相談サービスセンター	〒998-0044	酒田市中町1-4-10庄内情報プラザ2F
福島年金相談サービスセンター	〒960-8031	福島市栄町6-1メディアシティエスタビル2F
水戸年金相談サービスセンター	〒310-0021	水戸市南町1-3-35水戸南町第一生命ビル1F
宇都宮年金相談サービスセンター	〒320-0035	宇都宮市伝馬町2-10宇都宮あおば生命ビル2F・4F
新前橋年金相談サービスセンター	〒371-0844	前橋市古市町1-50-1吉野屋ビルリーフコート2F
大宮年金相談サービスセンター	〒330-0803	大宮市高鼻町2-69-5埼玉年金会館1・2F
越谷年金相談サービスセンター	〒343-0845	越谷市南越谷1-11-4東武新越谷駅ビルVARIE 3F
千葉年金相談サービスセンター	〒260-0027	千葉市中央区新田町4-22サンライトビル1・2F
新宿年金相談サービスセンター	〒160-0023	新宿区西新宿1-7-1松岡セントラルビル8F
町田年金相談サービスセンター	〒194-0022	町田市森野1-15-13日商パリオビル5F
新橋年金相談サービスセンター	〒105-0004	港区新橋3-20-1共同ビル6F
立川年金相談サービスセンター	〒190-0012	立川市曙町2-7-16鈴春ビル6F
横浜年金相談サービスセンター	〒220-0011	横浜市西区高島2-14-17クレアトル横浜ビル3F・4F
戸塚年金相談サービスセンター	〒244-0816	横浜市戸塚区上倉田町498-11第5吉本ビル3F
新潟年金相談サービスセンター	〒950-0901	新潟市弁天3-2-3ニッセイ新潟駅前ビル3F
富山年金相談サービスセンター	〒930-0858	富山市牛島町18-7アーバンプレイス1F
金沢年金相談サービスセンター	〒920-0852	金沢市此花町3番2号ライブ1ビル2F
福井年金相談サービスセンター	〒910-0005	福井市大手3-4-1福井放送会館6F
甲府年金相談サービスセンター	〒400-0031	甲府市丸の内1-17-10東武穴水ビル3F
長野年金相談サービスセンター	〒380-0825	長野市末広町1360番地1長野スエヒロビル2・3F
岐阜年金相談サービスセンター	〒500-8833	岐阜市神田町1-8-4エトナヘイワ生命岐阜ビル4・5F
浜松年金相談サービスセンター	〒430-0927	浜松市旭町12-3フォルテ3F
静岡年金相談サービスセンター	〒422-8067	静岡市南町18-1サウスポット静岡2F
名古屋年金相談サービスセンター	〒453-0015	名古屋市中村区椿町1-16井門名古屋ビル2F
名古屋千種年金相談サービスセンター	〒461-0004	名古屋市東区葵3-15-31住友生命ビル6F
津年金相談サービスセンター	〒514-0006	津市広明町345-5三浴ビル1F
大津年金相談サービスセンター	〒520-0051	大津市梅林1-3-10滋賀ビル8F
京都年金相談サービスセンター	〒600-8006	京都市下京区四条通り柳馬場西入立売中之町99四条SETビル1F

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

天王寺年金相談サービスセンター	〒543-0054	大阪市天王寺区南河堀町10-17ＯＤビル2F
吹田年金相談サービスセンター	〒564-0082	吹田市片山町1-3-1メロード吹田2番館10・9F
堺東年金相談サービスセンター	〒590-0077	堺市中瓦町1-1-21明治生命堺東ビル6・7F
枚方年金相談サービスセンター	〒573-0032	枚方市岡東町5-23アーバンエース枚方ビル2F
三宮年金相談サービスセンター	〒651-0096	神戸市中央区雲井通4-2神戸いすずリクルートビル5F
尼崎年金相談サービスセンター	〒661-0012	尼崎市南塚口町2-1-2-208塚口さんさんタウン2番館2F
奈良年金相談サービスセンター	〒630-8215	奈良市東向中町28番地奈良近鉄ビル7F
和歌山年金相談サービスセンター	〒640-8106	和歌山市三木町中ノ丁1LETOPRAZAビル1・2F
松江年金相談サービスセンター	〒690-0003	松江市朝日町498番地松江東京生命館2・3F
岡山年金相談サービスセンター	〒700-0901	岡山市本町6-36第1セントラルビル7F
広島年金相談サービスセンター	〒730-0015	広島市中区橋本町10-10広島インテスビルlF
福山年金相談サービスセンター	〒720-0065	福山市東桜町1-21エストパルク6F
防府年金相談サービスセンター	〒747-0036	防府市戎町1-8-25防府広総第3ビル3F
徳島年金相談サービスセンター	〒770-0841	徳島市八百屋町3-26大同生命徳島ビル3・2F
高松年金相談サービスセンター	〒760-0050	高松市亀井町7-1香川銀亀井町ビル1・2F
松山年金相談サービスセンター	〒790-0001	松山市一番町3-3-3菅井ニッセイビル2・3F
高知年金相談サービスセンター	〒780-0053	高知市駅前町1-8高知東邦生命ビル2F
福岡年金相談サービスセンター	〒810-0001	福岡市中央区天神1-12-5大和証券福岡ビル6F
北九州年金相談サービスセンター	〒806-0036	北九州市八幡西区西曲里町2-1黒崎テクノプラザI 1F
佐賀年金相談サービスセンター	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-9-38第百生命佐賀ビル3F
長崎年金相談サービスセンター	〒850-0875	長崎市栄町1-25長崎MSビル1・2F
熊本年金相談サービスセンター	〒860-0806	熊本市花畑4-1太陽生命熊本第2ビル3F
大分年金相談サービスセンター	〒870-0027	大分市末広町1-3末広ビル2F
宮崎年金相談サービスセンター	〒880-0812	宮崎市高千穂通1-6-38ニッセイ宮崎ビル3F
鹿児島年金相談サービスセンター	〒892-0842	鹿児島東千石町1番38号鹿児島商工会議所ビル8F
那覇年金相談サービスセンター	〒900-0015	那覇市久茂地3-1-1日本生命那覇ビル9F

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

■年金関連ホームページURL

国民年金って何？ <社会保険庁>	http://www.nenkin.go.jp/
社会保険庁 社会保険業務センター	http://www.sia.go.jp/
日本国民年金協会	http://www.nenkin.or.jp/
国民年金基金連合会	http://www.npfa.or.jp/
厚生年金基金連合会	http://www.pfa.or.jp/
厚生年金事業振興団	http://www.kjp.or.jp/
年金財政ホームページ <厚生労働省年金局>	http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/
年金用語集 <年金財政ホームページ>	http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/yougo/you-f01.html
国民年金制度のご紹介 <日本国民年金協会>	http://www.nenkin.or.jp/data/c03/C10301.html
年金リンク集 <オールアバウト・ジャパン>	http://allabout.co.jp/finance/nenkin/
確定拠出年金法 <厚生労働省>	http://www.mhlw.go.jp/topics/0106/tp0628-4.html
個人型確定拠出年金 <国民年金基金連合会>	http://www.npfa.or.jp/401K/
年金シミュレーション <国民年金基金連合会>	http://www.npfa.or.jp/c/c_top.html
年金シミュレーション <金融広報中央委員会>	http://www.saveinfo.or.jp/kinyu/nenkisum/ns01top.htm
公的年金ガッチリ講座 <日経マネーDIGITAL>	http://nk-money.topica.ne.jp/nenkin/nenkin5.html
女性の年金	http://www.ccnet.ne.jp/~s-hara/sub1.htm

本書の内容は2002年（平成14年）3月時点で有効な内容です。
現在の制度とは異なる点がありますので、
現在の手続きや疑問点に適用する際には
必ず現在の制度をご確認ください。

●著者プロフィール

遠井 和美（さかい　かずみ）

社会保険労務士、年金アドバイザー、確定拠出年金アドバイザー

1971年生まれ。法政大学社会学部卒業。
食品メーカーに2年間勤務し、結婚を期に退職後、社会保険労務士となる。
執筆活動や業務のかたわら、年金相談ホームページを開設し、300を超える相談事例を公開している。
現在、サイビズ社「月刊SOHOコンピューティング」の『SOHO何でも相談室』、法研「年金ライフ」に執筆中。

「遠井かずみのなぜなに年金相談」
http://www.nona.dti.ne.jp/~nenkin/